0008419000

0008419-000

３１７．８１－Ｔａ６３１ｔ

拓務要覧

拓務大臣官房調査課・〔編〕

拓務省

昭和１３年版

１９３９．２

ABH

拓務要覽

拓務省

昭和十三年版

317.81
Ta631t

86W59794

317.81

序

我國は明治維新の大業に依り三百年間の鎖國政策を一擲し進取開國の大方針を確立して以來現今に至る迄發展の歷史を踏み遂に東亞の一大雄邦を築き上げたのである。而して現代の日本國民の双肩には此の光輝ある歷史を更に光輝あらしめる重責が繫つて居る。

我國が斯の如く國際場裡に乘出し大きく強く正しく生くるに至つたのは維新以來一貫せる國策に依るものにして、我國境は北緯五十度の線を以て露領に接し西は鴨綠江を隔てて遠く廣漠たる滿洲に連つて居る。　我國は實に東亞に於ける一大海國であり最早昔日の島國ではない。從て人口、食糧、資源及異民族統治等の諸問題が日を逐うて、國民の關心を深からしめ來つたのは國際場裡に雄邦として生きんとする者の避け難き惱みであり必然的歸結である。

昭和四年六月新に拓務省が設置せらるるに至つたのは決して偶然ではない。我國

が維新以來國是として大きく生きんとして努力し來つた當然の結果として拓務行政を主管する一省を設けざるを得ざるに至つたのである。

拓務省は設置以來一視同仁の　聖旨を奉體し外地施政の大綱を統べ總督、長官と一體不離の聯繫を保ち外地統治の萬全を期し各地域の特殊事情に卽して其の利益を中央に於て代表し來つた。輓近是等地域と內地との經濟問題は日を逐うて複雜となり來りたるを以て內外地一層の緊密化を圖るの要あるに至つた。拓務省は一貫せる方針の下に詳細なる調査と不斷の研究に依り拓務行政の運用に遺憾なきを期してゐる。

我國現下未曾有の難局を克服し國運の隆昌を圖る方途として國民の海外發展を助長奬勵するの緊要なるは今更申す迄もない。我國は國土狹小にして天然資源乏しく更に近年に至り著しき人口の增加と經濟界不況の影響を受け國民生活の安定を阻害するの實狀にして此の窮狀を打開する爲には國民の海外進出を圖ることこそ最も適切である。

明治維新の　御宸翰にも「萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんことを欲す」と宣せられた國民の海外發展は實に我國の國是と謂ふべきものである。拓務省は叙上の趣旨に鑑み移植民及海外拓殖事業の指導奬勵に鋭意努力し世界何れの地方たるを問はず國民の平和的經濟的發展を期して居る次第である。

南米、南洋方面に於ける移植民及海外拓殖事業に對しても拓務省は夫々保護、奬勵の施設を講じ平和的經濟的發展に努めて居る。

滿洲移民は滿洲國の產業文化を開發し、同國の健全な發達を促進し日滿兩國の共存共榮の理想を實現する爲にも且又我國の農村匡救對策としても最も重要な政策である。滿洲移民の實績に徵し北滿の農業經營が內地農民に依り十分克服し得るものであり且內地の夫れに比し却つて容易であることが實證せられ茲に對滿移民政策の確立が重要國策の一として採擇されたのである。

本書は各外地の行政、經濟、天然、人事等諸般の事項を網羅し且之が發展の過程

に及び以て外地開發の治績を一册の中に瞭然たらしめると共に邦人の海外發展の狀況を略述し拓務行政の運用に對する一般認識の强化に資せんとするに外ならない。

今や帝國は支那事變の非常重大時局に直面し、外には眞の東洋平和の爲誤れる支那側の抗日、侮日政策に對し北支、中支及南支に正義の軍を進め皇威を中外に宣揚し、內には愛國運動擧揚として起り或は國民精神總動員運動に、或は銃後の後援に全國津々浦々に至る迄美はしき擧國一致の實を擧げつゝある時に當り內外地の一層鞏固なる精神的結合を圖り、經濟上互に相通じ相補ひ內外地打つて一丸となり所期の目的貫徹に邁進せねばならぬ。本書は特に本事變と外地の關係に付一編を設け事變下の外地狀況を略述した。

今本書を出版するに當り國民の拓務行政に對する關心と認識の一層深甚ならんことを切望して已まぬ次第である。

昭和十四年一月

拓務省

拓務要覽目次

第一編　本省

第一章　拓務行政機關の沿革……一

第二章　權限、組織及會計……三

第二編　外地

第一章　地理、沿革及住民……七

第一節　位置、地勢及氣候……七

第一　朝鮮……七

第二　臺灣……八

第三　樺太……九

第四　南洋群島……一〇

第二節　沿革……一一

第一節 朝鮮……二三
第二節 臺灣……二六
第三節 樺太……二七
第四節 南洋群島……二九
第三節 住民……三〇
第一節 朝鮮……三一
第二節 臺灣……三二
第三節 樺太……三三
第四節 南洋群島……三四
第二章 法令、行政及司法制度……三七
第一節 法令制度……三七
第一節 朝鮮……三七
第二節 臺灣……三八
第三節 樺太……四一
第四節 南洋群島……四二
第五節 共通法……四四

第二節 行政制度……四三
第一節 朝鮮……四三
第二節 臺灣……四五
第三節 樺太……四七
第四節 南洋群島……四八
第三節 地方制度……四八
第一節 朝鮮……四八
第二節 臺灣……四九
第三節 樺太……五二
第四節 南洋群島……五七
第四節 司法制度……五七
第一節 朝鮮……五七
第二節 臺灣……五八
第三節 樺太……六四

第四　南洋群島……七五
第三章　教育、社會教育、神社及宗教……七七
第一節　教育……七七
第一　朝鮮……七七
第二　臺灣……八〇
第三　樺太……八三
第四　南洋群島……八四
第二節　社會教育……八五
第一　朝鮮……八五
第二　臺灣……八九
第三　樺太……九一
第四　南洋群島……九二
第三節　神社……九二
第一　朝鮮……九二

第二　臺灣……九三
第三　樺太……九三
第四　南洋群島……九四
第四節　宗教……九四
第一　朝鮮……九四
第二　臺灣……九五
第三　樺太……九七
第四　南洋群島……九八
第四章　警察、衛生、社會事業及兵事……九九
第一節　警察……九九
第一　朝鮮……九九
第二　臺灣……一〇一
第三　樺太……一〇四
第四　南洋群島……一〇六

第二節 衛生……一〇八
第一朝鮮……一〇八
第二臺灣……一〇九
第三樺太……一一〇
第四南洋群島……一一一
第三節 社會事業……一一一
第一朝鮮……一一三
第二臺灣……一一六
第三樺太……一一七
第四南洋群島……一一八
第四節 兵事……一一八
第五章 財政……一二三
第一節 朝鮮……一二三
第一歲計……一二三

第二租稅……一二六
第三專賣……一二六
第二節 臺灣……一四〇
第一歲計……一四〇
第二租稅……一四二
第三專賣……一四九
第三節 樺太……一五一
第一歲計……一五一
第二租稅……一五四
第三專賣……一六〇
第四節 南洋群島……一六一
第一歲計……一六一
第二租稅……一六一
第五節 國有財產……一六四
第六章 產業……一六七

第一節 農業……一六七
第一 朝鮮……一六七
第二 臺灣……一七八
第三 樺太……一九〇
第四 南洋群島……一九三
第二節 林業……一九六
第一 朝鮮……一九六
第二 臺灣……二一四
第三 樺太……二二一
第四 南洋群島……二二八
第三節 水產業……二三〇
第一 朝鮮……二三〇
第二 臺灣……二三九
第三 樺太……二四四

第四 南洋群島……二五〇
第四節 畜產……二五一
第一 朝鮮……二五一
第二 臺灣……二五六
第三 樺太……二六〇
第四 南洋群島……二六一
第五節 工業……二六三
第一 朝鮮……二六三
第二 臺灣……二六九
第三 樺太……二七七
第四 南洋群島……二八一
第六節 鑛業……二八三
第一 朝鮮……二八三
第二 臺灣……二九三

第三　樺太……二九六
第四　南洋群島……二九七
第七章　商業及貿易……三〇一
第一節　商業……三〇一
第一　朝鮮……三〇一
第二　臺灣……三〇一
第三　樺太……三一一
第四　南洋群島……三一四
第二節　貿易……三一五
第一　朝鮮……三一六
第二　臺灣……三二〇
第三　樺太……三二五
第四　南洋群島……三二七
第五　各外地對滿洲貿易……三二九
第八章　金融……三三三
第一節　朝鮮……三三三
第二節　臺灣……三三三
第三節　樺太……三四五
第四節　南洋群島……三五一
第九章　交通及通信……三五五
第一節　朝鮮……三五七
第二節　臺灣……三七七
第三節　樺太……三九〇
第四節　南洋群島……三九八
第三編　支那事變と外地
第一章　支那事變と外地一般概況……四〇四
第一節　朝鮮……四〇四

第二節　臺　灣……四〇七
第三節　樺　太……四〇九
第四節　南洋群島……四一〇
第二章　國民精神總動員運動……四一一
第一節　朝　鮮……四一一
第二節　臺　灣……四一二
第三節　樺　太……四一七
第四節　南洋群島……四一〇
第三章　支那事變と外地の財政的協力……四一三
第四章　支那事變と外地産業經濟……四一六
第四編　特殊會社……四一八
第一章　東洋拓殖株式會社……四二一
第一節　設立の沿革……四二一
第二節　會社の組織及經理……四二四
第三節　事業の概況……四二五
第一　金融業……四二五
第二　直營拓殖事業……四二八
第三　特種事業……四三二
第二章　臺灣拓殖株式會社……四三七
第一節　設立の沿革……四三七
第二節　會社の概要……四三七
第三節　事業の概況……四三九
第一　金融業……四三九
第二　島内事業……四四七
第三　島外事業……四四七

第三章　南洋拓殖株式會社……四七九
第一節　設立の沿革……四七九
第二節　會社の組織及經理……四七九
第三節　事業概況……四八〇
第一　直營事業……四八六
第二　關係會社に對する投資事業……四八八
第四章　滿洲拓植公社及滿洲拓植委員會……四九一
第一節　設立の沿革……四九一
第二節　公社の概要……四九三
第三節　滿洲拓植委員會……四九六
第五編　移植民及海外拓殖事業
第一章　移植民……四九七
第一節　移植民の沿革……四九七

第二節　移植民の現況……五〇五
第一　總說……五〇五
第二　中南米地方……五〇七
第三　南洋地方……五一一
第三節　移植民の種別及渡航方法……五一四
第一　移植民の種別……五一四
第二　渡航方法……五一三
第四節　移植民奬勵及保護指導に關する施設……五一四
第一　政府の施設……五一四
第二　民間の諸施設及其の活動狀況……五三二
第五節　滿洲移植民……五四二
第一　內地人移植民……五四二
第二　朝鮮人移植民……五六五
第六節　外地移植民……五七一

第一　朝鮮……五七一
第二　臺灣……五七四
第三　樺太……五七五
第四　南洋群島……五七七
第二章　海外拓殖事業……五七七
第一節　海外拓殖事業の沿革……五七八
第二節　海外拓殖事業の現況……五七八
第一　南米地方……五七八
第二　南洋地方……六〇五
第三節　海外拓殖事業の指導奬勵に關する施設……六〇一
第一　政府の指導……六〇一
第二　政府の助成……六〇三
第四節　財團法人拓殖奬勵館……六〇六

第五節　財團法人日滿棉花協會及財團法人日滿緬羊協會……六四九
第一　財團法人日滿棉花協會……六四九
第二　財團法人日滿緬羊協會……六五九

本省

拓務行政機關の沿革

權限、組織及會計

第一編　本省

第一章　拓務行政機關の沿革

明治二十八年四月、日清講和條約に依り臺灣の我國の領有に歸するに及び、同年六月內閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き臺灣に關する政務を管理せしめ、又臺灣に總督府を置いて民政事務を掌理せしめた。

次いで明治二十九年四月先進國の例に倣ひ、植民地に關する事務を獨立の一省の下に置かんとする主旨より拓殖務省が新設せられたが、當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたことと、財政緊縮とに由つて同三十年九月に至つて廢止せられ、再び臺灣事務局が復活せられた。更に同三十一年十月、臺灣事務局は再び廢止せられ、臺灣に關する事務は內務大臣官房の所管に屬せしめられた。

明治三十七八年戰役の結果、日露講和條約に依り南樺太の我が領有に歸し、又關東州の我が租借地となり、韓國に對する我が保護權の確認せらるるに及び、明治四十三年六月內閣總理大臣直屬の拓殖局が設置せられた。然るに其の後大正二年六月、行政整理の結果拓殖局は廢止せられ、爾來朝鮮、臺灣及樺太に關する事務は內務省地方局拓殖課に於て、又關東州に關する事務は外務省政務局に於て管掌せられ來つたが、大正六年七月再び內閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮、臺灣、樺太及關東州に關する事務竝に南滿洲鐵道株式會社の業務の監督に關する事務を統轄せしむることとなり、同十一年四月には南洋群島に關する事務をも掌るに至つた。同年十一月更に拓殖局を拓殖事務局に改められたが、大正十三年十二月、又もや拓殖局と改められるに至つた。

然れども內閣總理大臣は各大臣の首班として行政各部の統一を保持し、庶政爰理の任に當るものなるを以て、斯かる劇務を有する者をして朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島の統治に關する中央機關たらしむるも是等事務に專念することを得ず、又拓殖局の如き組織の小なるものにては到底廣汎多岐に亘る統治事務の大綱を統べるに遺憾なきを期することを得なかつた。

一方外地の事情は統治の根本方針をして綜合且つ一貫せしめ、殊に是等地域の利益を中央に代表すべき專任の大臣を置くの必要に迫らるるに至つた。玆に於て昭和二年十一月、拓殖省設置準備委員會の設置を見、該委員會に於て中央に於ける拓務行政機關として是等外地に於ける統治事務を統理し、併せて我が國運の消長と政治的、經濟的に至大の關係を有する南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督し、以て其の使命を完行せしむることと爲すと共に、從來我國に於ける移植民及海外拓殖事業に關する事務が、外務省、內務省等に分屬せる爲連絡統制の不充分なるに因る缺陷を除き、殊に近年邦人の海外進出を要望せらるる國情に鑑み、移植民及海外拓殖事業の保護奬勵に關する事務の統制を圖る上にも、特に一省を設け、是等の事務を統轄するの案が決定せらるるに至つた。卽ち政府は第五十六回帝國議會に拓務省豫算を提出し其の協贊を經て、昭和四年六月十日、勅令第百五十二號を以て拓務省官制公布せられ、玆に拓務行政事務は一省の下に統理せらるるに至つたのである。

第二章　權限、組織及會計

拓務大臣は拓務省官制第一條の定むる所に依り朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理し、東洋拓殖株式會社の業務を監督する。又拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外、移植民に關する事務及滿洲及支那以外に於ける海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を管理し、是等の事務に付ては外務大臣を經由し領事官を指揮監督する權限を有して居る。

次に拓務省の組織は各省官制通則に定むる大臣官房の外、朝鮮部、管理局、殖產局及拓務局の一部三局がある。朝鮮部に於ては朝鮮總督府に關する事務を掌り、管理局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務及拓務大臣の定むる地域に於ける移植民の保護指導に關する事務を掌つて居る。殖產局に於ては臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の產業、交通、通信、金融、租稅及專賣に關する事務、東洋拓殖株式會社の業務の監督に關する事務竝に拓務大臣の定むる地域に於ける海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を掌つて居る。拓務局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外移植民に關する事務及海外拓殖事業の指導奬勵に關する事務を掌つて居る。

移植民及海外拓殖事業の指導奬勵に就ては、我國現下の實狀に照し之が堅實なる發展を企圖するの緊要なるを認め、官民一致協力して各般の施設を講じ之が達成に努めて居るが、必ずしも現狀を以て滿足するものに非ず、內外の諸情勢の推移に鑑み、或は從來の如き指導奬勵方策を以てしては到底其の萬全を期すること能はざるものありと思料せらるるを以て、衆智を聚め以て適切なる方策を樹立するの要ありと認め、移植民及海外拓殖事業の指導奬勵に關する重

要事項を調査審議する爲、拓務大臣の諮問機關として昭和十年六月、海外拓殖委員會の設置を見るに至つた。

諮問　拓務大臣は海外拓殖委員會に對し、移植民及海外拓殖事業の根本方策に關し、左記二號の諮問を發した。

第一號　現下內外諸情勢ノ推移ニ鑑ミ移植民及海外拓殖事業ヲ一層急速ニ進展セシムル爲之ガ方策ニ付根本的改善刷新ヲ圖ルノ要アリト認ム之ガ方策如何

第二號　日滿兩國ノ特殊關係ニ鑑ミ滿洲移民ニ關スル根本方策樹立ノ要極メテ緊切ナリト認ム之ガ方策如何

更に諮問第三號及第四號を以て、部分的問題に關する諮問を發した。卽ち海外に於ける自作農創設の方策を確立し、移住者の經濟的發展を圖るべき中樞機關の設立及滿洲方面への大量移民送出に關する意見を求めた。

答申　海外拓殖委員會は諮問第一號及第二號に對し、夫々特別委員會を設け愼重審議を遂げたる結果、右諮問の中特に緊急實施を要すと認むるものに付、取敢へず部分的答申を爲し、引續き右諮問に對する全般的答申として、第一號に付ては、其の一般的方策竝に南米、南洋各方面に對する根本方策を、第二號に付ては、滿洲農業移民に對する根本方策を審議答申した。

諮問第三號及第四號に付ては、同じく特別委員會に於て數次に亘り審議を重ね、其の一部に付ては、既に特別委員會の答申案を得たるも、未だ答申を見るに至らない。

備考

拓務省官制

第一條　拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務及滿洲及支那以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事務ヲ管理ス拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

第二條　拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部
管理局
殖產局
拓務局

第三條　朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條　朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第五條　管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務
二　拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事務

第六條　殖產局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ產業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務
二　東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務
三　拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事務

第七條　拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務
二　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事務

第七條ノ二　拓務省ニ拓務局參與ヲ置キ拓務局ノ局務ニ參與セシム

拓務局參與ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

第八條　拓務書記官ハ專任十四人ヲ以テ定員トス

第九條　拓務省ニ事務官專任十五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
第十條　拓務省ニ技師專任十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
第十一條　拓務省ニ理事官專任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
第十二條　拓務省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル
第十三條　拓務屬ハ專任八十五人ヲ以テ定員トス
第十四條　拓務省ニ技手專任二十八人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
第十五條　拓務省ニ通譯生專任十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス
第十六條　第十條及第十四條ノ職員ハ之ヲ外國ニ駐在セシメ帝國領事館附ヲ命ズルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十一年勅令第百七十九號及大正九年勅令第百五十號ハ之ヲ廢止ス

拓務部內臨時職員設置制

第一條　時局ニ緊要ナル物資ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ從事セシムル爲拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ殖產局ニ屬セシム

事務官　專任三人
屬　專任三人

第二條　滿洲移植民ノ指導監督ニ關スル事務ニ從事セシムル爲拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ拓務局ニ屬セシム

事務官　專任三人　內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
理事官　專任一人
技師　專任三人
屬　專任十三人

技手　專任七人

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治十三年六月三十日迄ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ、屬ハ專任十二人、技手ハ專任六人ヲ以テ定員トス

拓務省分課規程

第一條　大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課及調査課ヲ置ク
第二條　秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　機密ニ關スル事項
二　官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三　敍位敍勳及褒賞ニ關スル事項
四　儀式典禮ニ關スル事項
五　大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

第三條　文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項
二　文書ノ審査及進達ニ關スル事項
三　圖書及印刷物ニ關スル事項
四　翻譯ニ關スル事項
五　官報揭載ニ關スル事項
六　情報ニ關スル事項
七　宿直ニ關スル事項

八　他部局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條　會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項

二　一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項

三　一般會計ノ監査ニ關スル事項

四　營繕ニ關スル事項

五　俸人ニ關スル事項

六　廳中取締ニ關スル事項

第四條ノ二　調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　拓務行政ニ關スル諸般ノ調査企畫ニ關スル事項

二　統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

三　資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄事項

第五條　朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條乃至第八條　（削除）

第九條　管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項

二　別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

第十條　管理局ニ行政課、司計課及警務課ヲ置ク

第十條ノ二　行政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　地方行政ニ關スル事項

二　土地及土木ニ關スル事項

三　教育ニ關スル事項

四　社寺宗教ニ關スル事項

五　法務ニ關スル事項

六　訴願ニ關スル事項

七　局内他課ノ主管ニ屬セサル事項

第十一條　司計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　特別會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項

二　特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項

三　特別會計ノ監査ニ關スル事項

第十二條　警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　警察ニ關スル事項

二　衛生ニ關スル事項

三　兵事ニ關スル事項

四　社會ニ關スル事項

五　外事ニ關スル事項

第十三條　殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項

二　東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三　東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

第十四條　殖産局ニ農林課、商工課、理財課及物資調整課ヲ置ク

第十五條　農林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項

二　東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ農業、林業、水產業及畜產業ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
三　局內他課ノ主管ニ屬セサル事項

第十六條　商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項
二　交通及通信ニ關スル事項
三　東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
四　博覽會及共進會ニ關スル事項

第十六條ノ二　理財課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　金融、租稅及專賣ニ關スル事項
二　東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
三　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

第十六條ノ三　物資調整課ニ於テハ時局ニ關聯シ需給ノ調整ヲ要スル重要物資ニ付左ノ事務ヲ掌ル

一　增產計畫ニ關スル事項
二　代用計畫ニ關スル事項
三　配給計畫ニ關スル事項
四　消費是正計畫ニ關スル事項
五　貿易ニ關スル事項
六　其ノ他需給調整上必要ナル事項

第十七條　拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
二　他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
三　滿洲拓植公社及日南產業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條　拓務局ニ總務課、東亞第一課、東亞第二課、南米課及南洋課ヲ置ク

第十九條　總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
二　海外拓殖委員會ニ關スル事項
三　滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
四　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項
五　局內他課ノ主管ニ屬セサル事項

第十九條ノ二　東亞第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
二　他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

第十九條ノ三　東亞第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　東亞方面ニ於ケル青年移民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
二　同方面ニ於ケル青年移民ノ保護指導ニ關スル事項

第二十條　南米課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
二　同方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
三　同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
四　同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
五　海外移住組合ニ關スル事項
六　日南產業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
七　神戶移住斡旋所ニ關スル事項

第二十一條　南洋課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　南洋方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
二　同方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
三　同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
四　同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
五　長崎移住教養所ニ關スル事項

海外拓殖委員會官制

第一條　海外拓殖委員會ハ拓務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シテ移殖民及海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
委員會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條　委員會ハ會長一人及委員二十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ拓務大臣ヲ以テ之ニ充ツ
委員及臨時委員ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ拓務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　委員會ニ幹事ヲ置ク拓務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ會ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　委員會ニ書記ヲ置ク拓務大臣之ヲ命ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

拓務省の會計に就て概述すれば、昭和四年拓務省設置以來の本省所管一般會計歲出は左の通りである。

年度	歲出
昭和四年度	三二、五六六、六一四円
同五年度	二七、一二二、九三二
同六年度	二五、五九一、一八五
同七年度	二六、〇九一、九九七
同八年度	三〇、〇二五、二三八
同九年度	二二、五二五、七九二
同十年度	一七、四七〇、八二三
同十一年度	一九、一〇八、八四八
同十二年度	三一、八〇七、四五七
同十三年度(豫算)	三一、一二七、七一九

右の歲出中には拓務省自體の經費と、國庫內の移管で所管特別會計の歲入に繰入れられるものとがあり、之を分類掲記すれば左の通りである。

本省自體の經費

區分		昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度(豫算)
○經常部		円	円	円	円	円	円	円	円
拓務本省		七二九、八九	七〇七、〇四〇	七〇五、四三〇	六九九、七九四	六九六、三三〇	七〇三、四四三	七九二、六五	八四八、三二〇
諸支出金		七一六	九〇	一、〇一〇	一、四五五	一、九四〇	一、四四〇	二、四四八	一、〇一〇
合計		七四〇、三八五	七〇七、〇四〇	七〇五、四三〇	七〇一、二八九	六九八、二七〇	七〇四、八九三	七九五、二三三	八五三、〇九
○臨時部									
移住教養所		七二、九六三	一二九、八三四	一五四、六三八	一五七、九三五	一二九、〇六三	一二三、三〇一	一一六、七五五	一〇七、九一〇
營繕費		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
移植民及海外拓殖事業保護奬勵費		二、二八、八二六	一、〇一六、四三二	一、〇九、〇五八	一、八九二、九五五	二、四四七、四三三	二、七八四、九四八	二、一七二、九九九	二、一七二、九九九
滿洲移植民費		〇	三〇七、七四	三八〇、八一〇	四八一、七一七	一、一六五、七六三	一、四六六、二六六	二、二五七、七〇五	二、二五七、七〇五

東洋拓殖株式會社補給金	円	一、四八五、七二三	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二	一、三八八、五二二
棉花及羊毛資源開發費補助（昭和十二年度ヨリ昭和）		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
拓殖獎勵館補助		七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三	七、二九三
在勤俸其他臨時增給		二、二〇一、七八八	五、四五七、〇五三	七、六五七、五二三	九、八五七、五二三	一一、八五七、五二三	一三、八五七、五二三	一五、八五七、五二三	一七、八五七、五二三	一九、八五七、五二三	二一、八五七、五二三	二三、八五七、五二三	二五、八五七、五二三
滿洲拓植公社出資拂込金（滿洲拓殖會社ヲ昭和十三年度ヨリ昭和）		〇	〇	〇	〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	五四、〇〇〇、〇〇〇	六三、〇〇〇、〇〇〇	七二、〇〇〇、〇〇〇
物資需給調整諸費		〇	二、九九三	八、三四二、九四三	九、六四二、九四三	一〇、六四二、九四三	一一、六四二、九四三	一二、六四二、九四三	一三、六四二、九四三	一四、六四二、九四三	一五、六四二、九四三	一六、六四二、九四三	一七、六四二、九四三
災害費		〇	二、九九三	七、六五七、五二三	九、六五七、五二三	一一、八五七、五二三	一三、八五七、五二三	一五、八五七、五二三	一七、八五七、五二三	一九、八五七、五二三	二一、八五七、五二三	二三、八五七、五二三	二五、八五七、五二三
合計		二、二〇一、七八八	五、四五七、〇五三	七、六五七、五二三	九、八五七、五二三	一一、八五七、五二三	一三、八五七、五二三	一五、八五七、五二三	一七、八五七、五二三	一九、八五七、五二三	二一、八五七、五二三	二三、八五七、五二三	二五、八五七、五二三
總計		二、九四一、三七四	六、二四一、九〇三	八、三四二、九四三	一〇、三四二、九四三	一二、四四二、九四三	一四、四四二、九四三	一六、四四二、九四三	一八、四四二、九四三	二〇、四四二、九四三	二二、四四二、九四三	二四、四四二、九四三	二六、四四二、九四三

特別經費に移換せらるる經費

區分		昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度（豫算）
		円	円	円	円	円	円	円
○經常部								
煙草專賣基金繰太廳特別會計繰入		一、六〇三、四三八	一、四二三、一七九	一、三八、五二一	一、二四二、〇四一	一、〇五九、三四一	一、〇六〇、〇一三	一、〇六〇、〇一三
○臨時部								
特別會計經費補充金		三一、〇四六、三七三	一八、五二三、九一四	二〇、四五三、七七三	二二、八五三、七七三	二四、八五三、七七三	二六、八五三、七七三	二八、八五三、七七三
朝鮮總督府經費補充金		一五、四七三、九一四	一三、九二三、九一四	一二、八五三、七七三	一一、八五三、七七三	一〇、八五三、七七三	九、八五三、七七三	八、八五三、七七三
關東廳經費補充金		三、七〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
樺太廳經費補充金		一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
南洋廳經費補充金		二七二、四五九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計		三二、〇六八、八二九	二九、〇七二、二九四	二六、〇五三、七七三	二三、八五三、七七三	二一、八五三、七七三	一九、八五三、七七三	一七、八五三、七七三
總計		三三、六七二、二六七	三〇、四九五、四七三	二七、四五七、六九六	二五、〇九六、八一四	二二、九一三、五一四	二〇、九一三、七七三	一八、九一三、七七三

（備考）　昭和九年度以降關東廳經費補充金は大藏省の所管となる。

三　東亜方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル事項

理財課
- ノ業務ノ監督ニ関スル事項
- 他課ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外東亜方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル事項

物資調整課
- 時局ニ関聯シ需給ノ調整ヲ要スル重要物資ニ関スル事務
- 増産計画ニ関スル事項
- 代用計画ニ関スル事項
- 配給計画ニ関スル事項
- 消費是正計画ニ関スル事項

拓務省内分課一覧

拓務省

大臣官房

- 秘書課
  - 機密ニ關スル事項
  - 官吏ノ進退身分ニ關スル事項
  - 敍位敍勳及褒賞ニ關スル事項
  - 儀式典禮ニ關スル事項
  - 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 文書課
  - 文書ノ授受、配布、發送、編纂及保存ニ關スル事項
  - 文書ノ審査及進達ニ關スル事項
  - 圖書及印刷物ニ關スル事項
  - 飜譯ニ關スル事項
  - 官報揭載ニ關スル事項
  - 情報ニ關スル事項
  - 宿直ニ關スル事項
- 會計課
  - 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項
  - 一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
  - 一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
  - 一般會計ノ監査ニ關スル事項
  - 營繕ニ關スル事項
  - 傭人ニ關スル事項
  - 廳中取締ニ關スル事項
- 調査課
  - 拓務行政ニ關スル諸般ノ調査企畫ニ關スル事項
  - 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
  - 資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄事項
  - 地方行政ニ關スル事項
  - 土地及土木ニ關スル事項
  - 敎育ニ關スル事項
  - 社寺宗敎ニ關スル事項
  - 法務ニ關スル事項
  - 訴願ニ關スル事項
  - 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

朝鮮部

- 朝鮮總督ニ關スル事務

管理局

- 行政課
  - 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項
  - 二別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 司計課
  - 特別會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
  - 特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
  - 特別會計ノ監査ニ關スル事項
- 警務課
  - 警察ニ關スル事項
  - 衞生ニ關スル事項
  - 兵事ニ關スル事項
  - 社會ニ關スル事項
  - 外事ニ關スル事項

殖産局

- 農林課
  - 農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ農業、林業、水産業及畜産業ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 商工課
  - 商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項
  - 交通及通信ニ關スル事項
  - 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 博覽會及共進會ニ關スル事項
  - 金融、租稅及專賣ニ關スル事項
  - 東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 物資調整課
  - 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
  - 時局ニ關聯シ需給ノ調整ヲ要スル重要物資ニ關スル事務
  - 增産計畫ニ關スル事項
  - 代用計畫ニ關スル事項
  - 配給計畫ニ關スル事項
  - 消費是正計畫ニ關スル事項
  - 貿易ニ關スル事項
  - 其ノ他需給調整上必要ナル事項
- 財務課
  - 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
  - 海外拓殖委員會ニ關スル事項
  - 滿洲拓殖公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
  - 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項
  - 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項
  - 他課ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
  - 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 總務課
- 東亞第一課
  - 東亞方面ニ於ケル青年移民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項

拓務省

朝鮮部
朝鮮総督ニ關スル事務

- 情報ニ關スル事項
- 宿直ニ關スル事項
- 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項

會計課
- 一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
- 一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
- 一般會計ノ監査ニ關スル事項
- 管繕ニ關スル事項
- 傭人ニ關スル事項
- 綱中取締ニ關スル事項

調査課
- 拓務行政ニ關スル諸般ノ調査企畫ニ關スル事項
- 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
- 資源ノ統制運用計畫ニ關スル統轄事項

行政課
- 地方行政ニ關スル事項
- 土地及土木ニ關スル事項
- 教育ニ關スル事項
- 社寺宗教ニ關スル事項
- 法務ニ關スル事項
- 訴願ニ關スル事項
- 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

管理局
一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項
二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

司計課
- 特別會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
- 特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
- 特別會計ノ監査ニ關スル事項

警務課
- 警察ニ關スル事項
- 衛生ニ關スル事項
- 兵事ニ關スル事項
- 社會ニ關スル事項
- 外事ニ關スル事項

農林課
- 農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項
- 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ農業、林業、水産業及畜産業ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
- 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

商工課
- 商業、貿易、工業及鑛業ニ關スル事項
- 交通及通信ニ關スル事項
- 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、鑛業、交通及通信ニ關スルモノノ指導奬勵ニ關スル事項
- 博覽會及共進會ニ關スル事項
- 金融、租稅及專賣ニ關スル事項
- 東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項

理財課
- 時局ニ關聯シ需給ノ調整ヲ要スル重要物資ニ關スル事務
- 增産計畫ニ關スル事項
- 代用計畫ニ關スル事項
- 消費是正計畫ニ關スル事項
- 貿易ニ關スル事項
- 其ノ他需給調整上必要ナル事項
- 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項

物資調整課
- 配給計畫ニ關スル事項
- 他課ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

拓務局
一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
三 滿洲拓殖公社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

總務課
- 滿洲拓殖公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 海外拓殖委員會ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民團體ノ助成ニ關スル事項

東亞第一課
- 東亞方面ニ於ケル青年移民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
- 同方面ニ於ケル青年移民保護指導ニ關スル事項
- 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項

東亞第二課
- 同方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
- 同方面ニ於ケル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

南米課
- 海外移住組合ニ關スル事項
- 日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 神戸移住敎養所ニ關スル事項

南洋課
- 南洋方面ニ於ケル移植民ノ宣傳奬勵ニ關スル事項
- 同方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導奬勵ニ關スル事項
- 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 長崎移住敎養所ニ關スル事項

神戸移住敎養所
長崎移住敎養所
拓務大臣ノ指定シタル海外移住者ノ保護敎養ニ關スル事務

地理、沿革及住民

第二編　外地

第一章　地理、沿革及住民及氣候

第一節　位置、地勢及氣候

第一　朝鮮　朝鮮の位置は亞細亞大陸の突出して居る一大半島にして、東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位して居る。卽ち東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔てて九州及中國地方に對し、北は鴨綠江及豆滿江に依り滿洲國及露領に隣接して居る。其の面積は二十二萬七百八十餘方粁にして本州より稍々小さい。

地勢は蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南方に連つて北方の國境を擁し、其の一脈は南に延び東海岸線に沿つて走り半島の脊梁を成して居る。此の脊梁山脈以東の地は斜面が急峻で大川、平野に乏しいが、其の以西は傾斜が比較的に緩漫で處々に平野開け、鴨綠江、洛東江、大同江、漢江等の大河多く、舟楫の便と灌漑の利とに富み地味概ね肥沃である。尙南部及西部海岸は多くの岬灣出入し、釜山、木浦、仁川等の良港は此の海岸線上に在る。

氣候風土は大陸續きの爲、北方部は概して所謂大陸性氣候で寒暖の差が甚しい。從つて冬季の寒氣は極めて嚴しく、又夏季は內地に比して更に高溫である。（稻作期間中の溫度の如きは甚だ高溫且つ日照時間が多い）然し南方部に至ると內地と同樣で氣候は一般に溫和である。

年平均氣溫は南部海岸地方に最も高く十四度（攝氏、以下同樣）を示し、北部に向ふに從つて遞減し、中央部では十度內外、國境附近では四度乃至三度になる。又東部海岸は西部海岸に比較すると餘程溫和で、夏季を除けば約二度內外の高溫を示すのが常である。此の理由は西部海岸は冬季に北西氣節風が多いに對し、東部海岸は脊梁山脈の爲に風勢弱く、且つ海水溫度が西部海岸よりも高溫なる等に因ると思はれる。尙全島を通じて寒氣は南北に大差があるが、暑氣は其の差が極めて少ない。

雨量は概して少なく、全土の大半は八百乃至千粍（これは內地の半に達しない）にして、南東部海岸は稍々多く北部竝に北西部に至るに從つて次第に減少する。降雪期は年々遲速があるが、初雪は北部高原地方が最も早く十月下旬に降雪を見、他は概ね十一月に、南東海岸は最も晩く十二月下旬に之を見る。又終雪は北部國境地方が最も晩く四月末に、釜山附近では三月上旬にあり、其の他の地方では三月中旬乃至四月中旬の間である。然し積雪量は極めて少く、北部の山地に於て一、二尺に及ぶのみで、中部以南の平原では五寸を越すことは稀である。

第二　臺灣　臺灣の位置は我國の南端に位し、澎湖島及其の他の附屬島嶼から成り、東經百十九度十八分十三秒より百二十二度六分二十五秒、北緯二十一度四十五分二十五秒より二十五度三十七分五十三秒の間に在り、周圍は千五百六十六粁、其の面積は三萬五千九百六十一餘方粁にして、九州より稍々小さく樺太と伯仲して居る。

地勢は東西に狹く南北に長く、又東海岸は屈曲が少い。所謂臺灣山脈（脊梁山脈）は稍々東方に偏して南北に貫通するが、其の中央より西方に分岐するものにシルビヤ山脈、水社山脈、新高山脈等がある。北端に近く大屯火山系、東部海岸には臺灣山脈に並行して海岸山脈がある。全島總面積の約三分の二は實に山嶽地帶にして、而も是等の山脈中には三千米以上の高峰が六十二座ある。斯く南北を貫通する臺灣山脈は本島の地勢を自ら東と西に兩分し、東部では多くは斷崖直に海に迫り平野は少いが、西部の方は一目茫々たる平野を成し濁水溪、下淡水溪、大甲溪等が其の間を貫流し、臺灣の主要產業を爲す農產物を豐富に產出する。

氣候、風土は北回起線が島の中央部を橫斷し、熱帶に跨る爲內地に比すると夏季は長く冬季は短い。冬は高山の外降雪なく、結霜することも極めて稀で、氣溫も氷點以下に降つたことは領臺後僅か二回あつたのみである。既往各年に於ける平均最低氣溫は北端基隆が十八度九、南端恒春が二十一度六、其の日數は內地の十分の一以下であつて、北部の寒い季節でも尙佛桑花の眞紅な花等開花し、四季草花は絶えず常盤なる山野の美景と相俟つて臺灣情調を添へて居る。而して氣溫三十二度以上の日數は東京の二十七、八日內外なのに比し、臺北は實に七十日乃至百日に達することがある。

第三　樺太　樺太の位置はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、東經百四十四度五十五分より百四十一度五十一分に跨り、西は間宮海峽を隔てて沿海州に對して居る。南端は北緯四十五度五十四分に位し宗谷海峽を隔てて北海道と相呼應し、北部は北緯五十度を以て蘇聯邦薩哈喱州に境する。延長四百五十五粁六、幅員二十七粁五乃至百五十七粁、其の面積は三萬六千九十方粁三にして、臺灣より稍々大である。

地勢は地貌及地質に依り之を三地帶に區別することが出來る。

西部山嶽地帶　西部山嶽地帶の脊梁を成す所謂西樺太山脈は、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連續して居る。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地が蜿蜒として起伏して居る。

東部山嶽地帶　東部山嶽地帶は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に沒し南北に分たれる。本地帶の南半には海拔一千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と成り、東南は富內、池邊讃等の諸湖を湛へた遠淵低地に依つて斷絶

して居るが、再び中知床半島を起して南走して居る。

中央低地帶　中央低地帶は北は大部分所謂ツードラと稱する一種の低濕地で、厚層の泥炭上に厚い蘚苔類密生し、倭少なる落葉松點々と疎生するのみにして、沼澤多き階段的な平地である。然し幌内川及其の支流の兩岸にはどろ柳、椴松、蝦夷松、落葉松等叢生し、或は階段的の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒涼たる濕地なれども、其の地方に居住するオロツコ族及ニクブン族にとつては馴鹿の好放牧地である。南中央低地帶は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八粁に亘る平野にして、土地豐饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村が處々に發達して居る。而して河川の主なるものは概ね南或は北に流れて居る。

氣候、風土は其の沿岸が寒暖二種の海流に洗はれ、內部は二條の山脈之を縱貫し、近く亞細亞大陸の影響をも受けて居る。之を概觀するに南西沿岸部は暖流に洗はれる爲に比較的溫暖であるが、北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり、中部は山脈に圍まれて居る爲に大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。而して世界同緯度の地に比し氣溫の低いのは、近海に暖流の少きこと以外に主として亞細亞大陸の影響に因つて居る。年平均氣溫は本斗の四度五分より敷香の氷點下零度一分の間に在り、最寒なるは一月にして最暖なるは八月である。晩春より初秋に亘つては氣候溫和にして盛夏の候でも三十度に上ることは稀である。

第四　南洋群島　南洋群島の位置は赤道以北の太平洋中に散在する舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マーシヤル三群島を總稱したるものにして、東經百三十度より百七十五度、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は東西二千七海里、南北一千三百海里に亘つて居る。全群島島嶼の數約千四百餘の多きに達するも、其の總面積は僅かに約二千百四十九方粁に過ぎず、東京府の面積と相伯仲して居る。

地勢は島嶼多くは狹小にして、大なるものも漸く三百七十五方粁を出でないので、特に各島の地勢として云ふべきものはない。強いて概觀すれば地勢は一般に急峻であるが、山嶽の高きものも約七百六十米を限りとし、河川も亦溪流にして鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので、其の間の水運の便は極めて自由である而して群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。尙一般に南洋群島は海鳥の生棲するもの多く、諸所に燐鑛を產するを見ても到る所多少の燐酸分を含有するものの如くで、農作物及林木の成長は良好である が、日光の直射强く驟雨强烈を極むるを以て、伐跡地其の他山火事等の爲一度裸地となれる所は、人工的に保護せらるるにあらざれば地力減退し回復頗る困難である。斯かる理由で各島若干の無立木地があり、僅かに羊齒類の繁茂する所も亦少くない。

氣候、風土は其の位置赤道に接し、全管內悉く熱帶圈內に在るを以て他の溫帶地の如く四季の別なく、一年を通じ溫帶夏季の氣候にして「所謂」常夏の國である。而してスコール（驟雨）多く純然たる海洋性氣候に屬し、其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて少い。尙全群島一般に氣溫殆んど相等しく、又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高溫度は概ね攝氏三十度位にして、一日中の溫度の差は僅かに四度乃至六度に過ぎない。尙南洋群島は內地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地なれ共、管內に於ける氣象の變化は僅少で、偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが、其の低氣壓幼年期に屬するものが多き爲、暴風に達することは稀である。

第二節　沿革

第一　朝鮮

朝鮮上古の歴史は邈として檀君、箕子の昔は尋ねるに由ないが、燕人衛滿亡命して朝鮮に入り箕子の裔なりと謂ふ箕準を逐ひ王險に都し、其の孫右渠の時漢の武帝に亡ぼされた。時恰も我國では開化天皇の御代にして漢は其の地に眞番、玄菟、樂浪及臨屯の四郡を置いて統治した。

半島の南部には古來韓種族が居住し馬韓、辰韓、弁韓の三國に分れて鼎立したが、一衣帶水日本に對して居た爲早くより日本との交通が行はれた。其の後崇神天皇の御代に、朴赫居世辰韓の一國より興り新羅國を建て、是と同時に滿洲では朱蒙起り高句麗と稱したが、垂仁天皇の御代には朱蒙の異母弟溫祚南下して馬韓の地に入り百濟國を建てた。仁德天皇の頃より高句麗の國勢は頗る旺んとなり、當時猶支那領であつた半島の北部を略し、又屢々出兵して百濟の地を侵し都を平壤に移し、遂には百濟の國都をも陷れたので百濟は愈々衰へた。偶々新羅には英王相繼いで出で頻りに近隣を攻略したが、高句麗は國力猶衰へず、百濟も亦我國と固く結んで居た爲、新羅は唐の助勢を得て百濟、高句麗を攻め滅ぼし百濟舊領地の全部及高句麗舊領地の一部とを併せ領した。時恰も我國で天智天皇の御代であつた。當時佛教の隆盛に伴ひ漢學美術も亦頗る發達したが、二百數十年を經て國政甚しく亂れ、遂に潜王弓裔の部將王建が衆に推されて王位に卽き、國號を高麗と稱し開城に都した。是れ高麗の始祖太祖にして恰も我が醍醐天皇の御代に當つた。次で新羅國の降を容れ、其の國土を併せ十九年には半島の地を統一したが、北部地方には他の種族蟠居して猶高麗領ではなかつた。

高麗は其の中葉肅宗（第十五世）の頃迄國内良く治まり文化も亦進んだが、毅宗（第十八世）立つに及び武人跋扈し、王權は著しく衰微し國勢日に衰へた。恰も恭愍王の時其の臣李成桂頻りに軍馬の功を樹て、遂に後龜山天皇の御代（紀元二千五十二年）に多くの朝臣に推戴せられ、恭讓王（第三十四世）を廢して王位に卽いた。之が卽ち李朝の始祖太祖で、二年國號を朝鮮と改め、三年都を京城に遷した。太宗（第三世）の十三年全國を八道に分ち、次いで世宗（第四世）の十九年鴨綠、豆滿の二江以南を領土としたが、其の後國内の黨爭甚しく加ふるに純祖（第二十三世）の頃より内外の形勢一變して國勢漸く陵夷し、哲宗宗（第二十四世）薨ずるに及び宗室興宣君の第二子（諱熙）選ばれて卽位せられた。當時王は年少の故を以て其の父興宣君が實際の政治に與かられたが、興宣君は後の大院君で王は李太王殿下である。偶々日本では王政維新の鴻業成り、更に外國と和親の宏謨定まるに及び先づ修交使を遣はし、次いで明治九年二月、日本は列國に率先して朝鮮を獨立自主の國家と認めた。其の後政府の紀綱弛み庶政亦紊れ國内朋黨軋轢し屢々擾亂を起した爲、清國の乘ずるところとなり其の主權を脅かさるるに至つたので、日本は善隣の友情と自衛との爲明治二十七年八月清國と開戰し、翌二十八年四月和を講じ、朝鮮が完全なる獨立國なることを確認させて局を結んだ。斯くて明治三十年朝鮮は光武と改元し國號を大韓と改め、國王は皇帝に卽位して獨立國の體裁を整へた。是より先、極東經營に專念せる露國は日清戰役後清國に代つて朝鮮に勢力を扶殖し、漸を遂ふて内政に干渉し、遂には其の獨立さへ脅威するに至つた。玆に於て朝鮮と脣齒輔車の關係に在る我國は、東洋の和局と自國の保全との爲、明治三十七年二月十日宣戰の大詔を發し、國運を賭して露國と兵火の裡に見えるに至つたが、越えて二十三日、日韓兩國政府は益々兩國の友誼を厚うし東洋の平和を確立する議定書に調印し、更に八月二十二日兩國政府代表者の協商成り、韓國に於ける施政の改善と外交に關する詳細な取極とをなした。

一方日露兩國の戰局は我國の勝利に期し明治三十八年九月日露講和條約締結せられ、我國が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上卓絶せる利益を有することを承認せしめ、且つ日本帝國政府が韓國に必要と認むる指導保護及監理を爲すに當り、之を阻礙し干渉しないことを約せしめた。偶々同年八月十二日調印せられたる日英同盟約款に依り、

英國も亦日本の韓國に於ける政治上、軍事上及經濟上の卓絶せる利益と、日本が該利益を擁護增進する爲、正當且つ必要と認むる指導監理及保護の措置とを認めたので、日露條約の承認と相俟ち韓國に對する帝國の地位は頓に鞏固明確の度を加へた。帝國政府は此の新關係に依り、韓國に對する保護指導を全うし利益共通の主義を鞏固にする爲、明治三十八年十一月十七日、日韓新協約を締結し韓國保護政治の基礎は愈々確立した。斯くて該協約第三條に依り、同年十二月二十日勅令第二百六十七號を以て統監府及理事廳官制を發布し、統監府を京城に、理事廳を京城、仁川、釜山、元山、馬山、鎭南浦及木浦其の他樞要の地に置き、在韓國の帝國公使館、領事館を廢し、最初の統監には侯爵伊藤博文を以て之に充て、翌三十九年二月一日より各々其の事務を開始した。之を以て韓國の外交は擧げて帝國の監理に歸し、國內の治安も亦我が統監政治の下に維持せられ保護の實績頓に揚つたが、固より累代の積弊は一朝に更新せられず、偶々明治四十年六月海牙密使事件等のことあり、統監は日韓兩國の關係を一層密接ならしむる必要を認め同年七月二十四日韓國政府の代表者たる總理大臣李完用との間に左の協約を結んだ。

一　韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受けること
二　法令の制定及重要なる行政上の處分に付豫め統監の承認を經ること
三　司法事務は普通行政事務と區別すること
四　高等官吏の任免は統監の同意を要すること
五　統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること
六　統監の同意なく外國人を傭聘せざること
七　財政顧問の傭聘を廢すること

斯くて政務機關全般に亘る官制改革を斷行し、宮中、府中を區別し司法制度の獨立を企圖したが、韓國政府の窮乏なる財政を以てしては却々實現は困難であつた。

明治四十二年六月、伊藤博文職を罷め副統監曾禰荒助代つて統監と爲り、翌七月韓國の司法及監獄事務を擧げて我が政府に委托する條款を約定した。其の後帝國政府は韓國の國利民福を增進する爲銳意努力したが、其の治安は未だ十分に維持せられず、各地に義兵と僭稱する匪賊が蜂起して人命を奪ひ財產を掠め、國內不安の形勢は日韓兩國の併合を斷行するより外、彼我の廉寧を確保し得ざる情勢に立ち至つた翌四十三年五月統監曾禰荒助病を以て職を辭し、陸軍大臣寺內正毅現職の儘統監に任ぜられた。同六月二十四日帝國は韓國の警察事務を繼承し、統監府警察官署官制を公布し同年七月一日より之を實施した。越えて八月二十日統監は半島の民心と帝國の輿論とに鑑み、政府に兩國政府の商議に成つた併合條約案を電報し、二十二日御裁可を得、一方韓國皇帝も亦夙に日韓兩國の併合が、相互永遠の幸福の基であることを認められ同日條約案を裁可せられたので、其の日午後統監寺內正毅と總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了へた。次いで二十九日我が　天皇陛下は優渥なる詔書を以て之を天下に告げ給ふと共に併合條約を公布せしめられた。之と同時に帝國政府は韓國と條約を有し、又は最惠國條款を有する諸國竝に其の他の諸外國政府に夫々此の旨を宣言し、又舊韓國皇帝は舊韓國臣民に併合の勅諭を發せられた。

玆に於て平和裡に併合の事成り、韓國を改めて朝鮮と呼び、統監を廢して朝鮮總督を置き、寺內統監を初代の朝鮮總督に任ぜられた。併合の當日總督は朝鮮統治に關して各地理事官に訓令を與へ、又朝鮮上下の民衆に施政の綱領を示す諭告を發した。同時に　天皇陛下には優詔を下し給ひ、舊韓國の皇帝及皇族は王公族として帝國皇族の禮を享け、後世子孫をして其の榮錫を世襲し永く寵光を享けさせられた。更に朝鮮貴族令を定め勳功ある朝鮮人には榮爵を

授けられ、又情狀酌量すべき罪囚中の者には大赦を行ひ、且つ積年の逋租及當年の租稅を減免せられ、及臨時恩賜金三千萬圓を下賜せられて惠恤、尙齒、褒賞に充てられた。

第二　臺灣　臺灣及膨湖島は支那人の發見に係り、隋、唐の時代に支那人の膨湖島に移住する者も相當に在つた樣であるが、臺灣本島との關係は全く不明である。其の後元の末葉に至り巡檢司を膨湖島に置き、之を福建省同安縣に隷屬せしめたことがある。西紀一六〇二年和蘭人が爪哇のバタビヤに東印度會社を起し東洋貿易に從事したが、同一六二一年東進して膨湖島を占領した。明國は其の勢抗すべからざるを知つて同一六二四年遂に和蘭人の臺灣占領を認め、其の代り膨湖島を放棄せしめ、斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かるるに至つた。然し和蘭人の占據せるは臺灣南部のみであつたが、西班牙艦隊亦同一六二六年北部臺灣、卽ち基隆地方を發見して此處に上陸し、四圍を撫化して其の勢侮るべからざるものあるや、勢の趨くところ遂に兩國人の大爭闘となり、其の結果西班牙が敗北して全部放逐せらるるに至つた。降つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣の回復を圖り、同一六六一年先づ膨湖島を略し更に臺灣に渡つたが、和蘭人は衆寡敵せず遂に臺灣を棄てて爪哇に去つた。

鄭氏の臺灣に據るや、膨湖島をも併せ自ら此の地に王として思威竝び行はれたが、其の孫克塽に至つて父祖の大業を繼ぐに堪へず、清國の來り攻むるに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時に康熙二十二年（西紀一六八三年）七月である。

康熙二十三年清朝は此處に臺灣府を設け府の下に三縣を置き、臺灣府を福建省に隷屬せしめ、福建巡撫の下に之を統轄せしめた。然し清朝の統治は臺灣の開發よりは、寧ろ荒廢の孤島として匪賊の巢窟と化するを防ぐに在つたので、政府は本島を輕視し官吏は苟安を事としたので、治政紊れ土匪の反亂と共に清國政府の最も苦しめられたところである。歐洲諸國の東漸の勢を示すや、清國は臺灣に於ても安平、淡水、基隆、打狗の四港を開いて佛英諸國と通商するに至り、臺灣は澎湖列島及其の他の附屬島嶼と共に我が領有に歸した。同年五月第一代總督として海軍大將樺山資紀が任命せられたが、當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、日本に對して抵抗せんとした爲、帝國は玆に征討の命を發するに至つた。近衞師團長北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將として三貂角に御上陸せられ基隆を攻撃し六月三日之を陷れて北部の鎭定を完了せられた。他方臺南を固守した劉永福の徒も、別に派遣せられたる陸軍中將高島鞆之助の討つところとなり、臺灣全島全く玆に鎭定した。然るに檳風雨沐征討に盡瘁せられたる　北白川宮殿下には南進の途上風土病に罹られ凱旋の日近き十月二十八日、臺南城下に薨去せられたことは千秋の恨事である。其の後土匪の變亂相次いで起つたが、明治三十五年頃迄には全く我が皇威に服し平靜となるに至つた。

第三　樺太　古代の樺太に關しては文獻の徵すべきものなく、之を邦領として認むるに至つたのは、文祿二年豐臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寬永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に初まる。降つて皇紀二、三五〇年頃露國は東方經略の基礎定まるや、驥足をアラスカ地方に伸張し、勘察加を根據とせるコサックは千島、樺太間を往來して動靜を窺ひ、黑龍江を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せし爲、北方の危態漸く急なるに

及んだが、松前藩の力萎微し其の北方經營は唯名目のみと化するに至つた。

斯くて露國は我國に對して皇紀二、四五二年（寛政四年）にラックスマン、同二、四六四年（文化元年）にレザノフを遣して修交を求め更に同二、五一三年（嘉永六年）には水師提督プウチャチンを遣して和親通商を求め、且つ樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしめたが議合はず、次いで同二、五一九年（安政六年）にムラヴイヨフ渡來し、樺太全島を以て露領なりと強硬に主張したが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京之亮等の峻拒するところとなり空しく歸國した。越えて同二、五二一年（文久元年）には我同より竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲へ派遣するに際して、露國に對し樺太境界劃定を提議せしめたが、我は北緯五十度を、彼は北緯四十八度を固持して相讓らず、遂に確定を見るに至らなかつた。玆に於て幕府は同二、五二六年（慶應二年）に至り再度小出大和守、石川駿河守等を露都に遣し、曩に提議したる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたが、議纏るに至らずして漫然兩國の所屬として之が假條約を締結するに過ぎなかつた。降つて明治五年露國代理公使ビオツオフ來つて協定を試みたが成功を收むるに至らず、遂に明治七年、駐露公使榎本武揚は政府の命を受けて之が交渉に當り、明治八年千島樺太交換條約を締結した。斯くして樺太は一時露領に歸したが、明治三十八年日露の講和成るに當りポーツマス條約に依り、北緯五十度以南は永久に我が領土となるに至つた。

次に我國の樺太に對する施設の跡を觀るに、樺太の經營は當初松前藩が之に當つたが、後幕府は松平忠明を拔擢して蝦夷地行政を統督せしむる外、幕府に蝦夷地掛を置いて直接之が經營に當つた。寛政十一年、幕府は從來の制度を廢して老中連帶制に改め蝦夷地統治の大體を確立し、享和二年、東蝦夷地を永久上地せしめて函館に蝦夷地奉行（後函館奉行）を置き、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地（樺太）をも上地せしめ、玆に蝦夷地全部を幕府の直轄として奥羽の大藩を以て之が守備に任ぜしめた。然るに極東の事態稍々小康を保ちたるを以て、幕府は松前氏を再度蝦夷地に封じ其の所領に復せしめたが其の後內外の形勢に鑑み、安政二年再び蝦夷地一帶を上納せしめて幕府の直轄に移した。降つて明治元年四月、函館に裁判所を置設し、侍從清水谷公考を總督に任じて函館奉行に代らしめ、閏四月之を廢して函館府として清水谷公考を府知事に任じ、翌二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、七月函館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ、以て蝦夷地一般の行政事務を統轄せしめた。

樺太には明治元年八月、判事岡本監輔に命じて楠溪に駐し、此の地に公議所を設けて樺太の行政事務を統轄せしめたが、明治三年二月、開拓使を北海道開拓使竝に樺太開拓使に分離し、同年五月黒田清隆を北海道開拓使次官に任じ、樺太開拓使の事務を兼任せしめた。明治四年八月、樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月、クシュンコタンの公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を增設し、明治六年八月黒田次官を開拓使長官に任じたが、明治八年五月、樺太島は遂に千島列島と交換せらるるに至つた。

第四　南洋群島　マーシャル群島は西曆一、五〇〇年代に發見せられたと傳へられるが、爾く世上に紹介せられたのは同一七八一年、英國の船長マーシャルの探險に初まる。仍つてマーシャル群島と稱するとのことである。當時未だ其の占領の形式完全ならざるに乘じて、獨逸は窃に之を占領せんとの野心を包藏し、先づハンブルグのボテー商會をして群島開拓の任に當らしめ、著々占領の計畫を進め、同一、八七七年には軍艦アドリアネを派遣してヤルート島の一酋長に交涉し貯炭場設置を承諾させ、次いで同一、八八五年再び砲艦ナウチクスを派遣して各酋長を說き、ヤルート島及其の他の群島を占領するに至つた。其の後同一、八八八年英獨間の協約を以つてギルバート島を英領とし、本群島及ナウル群島を獨逸の植民地と定めたのである。

マリアナ群島は同一、五二一年有名なる葡萄牙の航海者マゼランが之を發見し、同一、五六五年初めて西班牙の領有に歸した。時の皇帝フイリップ四世の皇后マリアナは、土人の教化事業の費用を下賜せられたので、其の德を稱へんが爲マリアナ群島と稱したと傳へられて居る。同一、八九九年の米西戰爭の結果、西班牙政府は比律賓及マリアナ群島中の巨島なるグアム島を米國に割讓するに至つた。然るに獨逸は西班牙が戰後益々財政の困難を極むるを奇貨として之が讓與を提議し、數回折衝の結果、同年六月、マリアナ及カロリンの二群島を併せて二千五百萬ペセタ（我が約九百六十萬圓）にて買收したものである。

カロリン群島は從來東西カロリン及パラオ諸島の總稱である。本群島は同一、五二七年葡萄牙人デイエゴ・ダロシヤに依つて發見せられたが、同一、六八六年西班牙の領有に歸し、時の國王カロロ二世の名に因んで之をカロリン群島と稱せられるに至つた。同一、八九六年六月、獨逸は本群島をマリアナ群島と共に西班牙より買收したが、大正三年の歐洲大戰に際し、我が海軍の占領するところとなり、次いで對獨平和條約の結果、同九年我國の委任統治地域となり同十一年四月一日、臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳を置き現在に至つた。

尙我國の昭和八年三月二十七日國際聯盟脫退の通告を爲すや、世界の一部には我國の南洋群島統治に疑義を挾む者あり、島民にも亦多少動搖の廣れがあつた爲、四月一日南洋廳長官の名を以て告諭を發し、我國が聯盟を脫退するも南洋群島に對する帝國の地位に毫末も影響なく、帝國領土の構成部分として我が國法の下に施政を行ふ旨を明かにした結果、其の後全住民は安堵して從前通り各々其の業務に精勵するに至つた。

第三節　住民

第一　朝鮮　朝鮮に於ける現住民を大別すれば、內地人、朝鮮人、臺灣人及外國人にして、昭和十二年末の現在數は左の通りである。

內地人	一五八、三四四戶	六二九、四八一人
朝鮮人	四、〇五八、八六七〃	二一、六八二、八五五〃
臺灣人	六〃	三一〃
外國人	九、九〇〇〃	四三、一一八〃
合計	四、二二七、一一七〃	二二、三五五、四八五〃

朝鮮に於ける人口增加の趨勢を觀るに左の通りである、

	內地人	朝鮮人	臺灣人	外國人	計
明治四十三年末	一七一、五四三	一三、一二八、七八〇	—	一二、六九四	一三、三一三、〇一七
昭和十年末	五八三、四一七	一九、二四八、八六四	一一	五八、八八八	二一、八九一、一八〇
同十一年末	六〇八、九六四	二一、三七三、五七二	二五	六五、二七五	二二、〇四七、八三六
同十二年末	六二九、四八一	二一、六八二、八五五	三一	四三、一一八	二二、三五五、四八五

尙朝鮮に於ける過去十箇年間の一箇年間平均增加率人口は千人に對し約一五・三にして、昭和十二年末現在に於ける一方粁に對する人口密度は一〇一・三人である。

因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は、二千二百八十九萬九千三十八人である。

第二　臺灣　臺灣に於ける現住民を大別すれば、內地人、本島人、朝鮮人、中華民國人及其の他の外國人にして、昭和十二年末の現在數は左の通りである。

內地人	一	八六、四〇二戸
本島人	八六九、二一〇〃	
高砂族（本島人中の再掲）	二五、三四三〃	
朝鮮人	三七四〃	
中華民國人	一二、四五〇〃	
其の他の外國人	八三〃	
合計	九六八、五一九〃	

本島人は漢民族と平埔族、高砂族とより成り、更に前者は福建系、廣東系及其の他の漢人系に分たれ、本島總人口の九割一分を占めて居る。平埔族及高砂族は本島最古の住民にして、平埔族は今日全く漢民族化して一般の本島人と何等變りはない。高砂族は主として山地に居住し、其の大部分は固有の風俗習慣を墨守し進化の程度は概して低い。現在高砂族は七種族に分類せられ、各其の言動風俗を異にして居る。昭和十二年末現在に於ける人口を觀るにアミ族五〇、〇五二パイワン族四四、三一六タイヤル族三六、六六〇ブヌン族一七、六七二ツオウ族二、二〇四ヤミ族一、七二九サイセツト族一、五六六其の他五六計一五四、二五五人である。

臺灣に於ける人口增加の趨勢を觀るに左の通りである。

	內地人	朝鮮人	本島人	外國人	計
明治三十八年末	五九、六一八	三、〇五五、四六一	八、二二三	三、一二三、三〇二	
昭和十年末	二六九、七九八	一、六〇四	四、九九〇、一三一	五四、一〇九	五、三一五、六四二
同　十一年末	二八二、〇一二	一、六九四	五、一〇八、九一四	五九、二四三	五、四五一、八六三

同　十二年末　二九九、二八〇　一、九八五　五、二六一、四〇四　五、六〇九、〇四二

尙昭和十二年末人口を明治三十八年末人口に比するに、二百四十八萬五千七百四十人を增し、每年平均七萬七千六百七十九人の增加となる。而して昭和十二年末現在に於ける一方粁に對する人口密度は一五五・九七人である。因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は五百二十一萬二千四百二十六人である。

第三　樺太　樺太に於ける現住民を大別すれば、內地人、朝鮮人、土著人及外國人にして、昭和十二年末の現在數は左の通りである。

內地人	六一、四六〇戸	三一八、三二一人
朝鮮人	一、四一六〃	六、五九二〃
土著人	三八六〃	一、七四六〃
外國人	八七〃	二八七〃
合計	六三、三四九〃	三二六、九四六〃

土著人の主なるものはアイヌ人にして、昭和十二年末現在に於ける人口はアイヌ一、三三三オロツコ二七六ニクブン一〇〇キーリン二四サンダー一一ヤクーツ二計一、七四六人である。

樺太に於ける人口增加の趨勢を觀るに左の通りである。

	內地人	朝鮮人	臺灣人	土著人	外國人	計
昭和十年末	三一三、一一五	七、〇五三	—	一、九五五	三五二	三二二、四七五
同　十一年末	三一二、九二六	六、六〇四	—	一、八七六	三五九	三二一、七六五
同　十二年末	三一八、三二一	六、五九二	—	一、七四六	二八七	三二六、九四六

之を領有當初の明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比較すれば、昭和十二年末に於て三十一萬四千五百八十五人の增加となる。而して昭和十二年末現在に於ける一方粁に對する人口密度は九〇・六人である。

因みに昭和十年十月一日實施の國勢調査に據る人口確定數は三十三萬一千九百四十三人である。

第四　南洋群島　南洋群島に於ける現住民を大別すれば、日本人、島民及外國人にして、昭和十二年十月一日の現在數は左の通りである。

日本人	一六、〇二七戸	六二、三〇五人
島民	九、四一六〃	五〇、八四九〃
外國人	五三〃	一二三〃
合計	二五、四九六〃	一一三、二七七〃

南洋群島に居住する種族は、或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ、或は東方ポリネシア族の西進したるものと稱せられる。人種學上總稱してミクロネシア族と呼ばるるものが最も多きを占めて居るが、固より一定して居ない。寧ろ數種族の混血せるものであらう。而も各群島内甚しきは同一群島内に在る島嶼にして尙種族の異るものがある。從つて彼此言語風俗を異にして居るが、大別してカナカ族及チヤモロ族の二種族とする。前者はミクロネシア族の一部にして、後者はカナカ族と白人との混血なりとも云はれ、或は全然別人種なりとも云ひ定說がない。而してチヤモロ族の本據はマリアナ群島のサイパン島にして、次いでは西部カロリン群島に屬するヤップとパラオとに在る。而して右二種族の昭和十二年十月一日現在に於ける人口は、カナカ族四萬七千百四十四人にして、チヤモロ族は三千七百五人である。

南洋群島に於ける人口の增加數を觀るに左の通りである。（各年十月一日現在）

	日本人	島民	外國人	計
昭和十年	五一、八六一	五〇、五七三	一〇三	一〇二、五三七
同　十一年	五六、四九六	五〇、五二四	一一七	一〇七、一三七
同　十二年	六二、三〇五	五〇、八四九	一二三	一一三、二七七

而して日本人は大正三年領有當時は僅かに數十人に過ぎなかつたが、其の後漸次其の數を增加し、昭和十二年十月一日に於て男三萬六千六百四十二人、女二萬五千六百六十三人、合計六萬二千三百五人に達し、其の大部分はサイパン支廳管内に居住し多くは農業に從事して居る。

尙島民中チヤモロ族は人口の增殖率は高いが、カナカ族は全群島を通じて現狀維持の狀態に在る。而して昭和十二年十月一日現在に於ける一方粁に對する人口密度は五二・七人である。

法令、行政及司法制度

第二章　法令、行政及司法制度

第一節　法令制度

第一　朝鮮　朝鮮は特殊事情を有するを以て其の立法制度も內地同樣の制度を施くことは困難である。故に明治四十三年八月二十九日、併合と同時に緊急勅令第三百二十四號を以て「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」を定め、後明治四十四年三月該勅令を廢止し、之に代り法律第三十號を以て所謂委任立法の制度を採用し、朝鮮總督の命令を以て法律を要する事項を規定し得るの便法を認め、內地の法律は性質上當然適用せらるるものを除くの外は其の適用を見ることなく、法律の全部又は一部を施行するの要ある場合は勅令を以て定むることとした。此の朝鮮總督の命令を制令と稱する。（註一）而して制令に於て法律に依るの規定ある場合に於て、其の法律の改正があつたときは改正法律施行の日より其の改正法律に依るが、別段の規定ある場合は勿論此の限りではない。（明治四十四年制令第十一號參照）

次に併合の結果舊韓國の法令は勿論、從前朝鮮に於て效力を有した帝國法令も亦其の效力を失ふべきであるが、併合草創の際一朝にして其の改廢を行ふことは事實不可能であるから、朝鮮總督府設置の際朝鮮に於て其の效力を失ふべき從來の帝國法令及韓國法令は當分の內朝鮮總督の發したる命令として尙其の效力を保有することとなつた。而して是等法令中共の制令を以て定むることを要する事項を規定したものは制令、其の朝鮮總督令を以て定むることを得る事項を規定したものは朝鮮總督府令、其の道令を以て定むることを得る事項を規定したものは道令を以て定めたものとせられた。（明治四十三年制令第一號及明治四十三年制令第八號參照）

（註一）

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律（明治四十四年法律第三十號）

第一條　朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ內閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條　第一條ノ命令ハ制令ト稱ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二　臺灣　臺灣は二百有餘年に亘つて清朝の治下に在り、其の大部を占むる住民は支那民族であつて、永い歷史を有し風俗、習慣等大に內地と其の趣を異にして居る。從つて直に內地と同一の立法形式を採ることは困難である。故に明治二十九年法律第六十三號を以て「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」を定め、現在の朝鮮の場合と同樣に委任立法の制を認め、臺灣總督に其の管轄區域內に法律の效力を有する勅令（之を律令と稱す）を發することを得るの權限を認めた。（註一）後明治三十九年法律第三十一號に依り、臺灣に於て法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て規定することを得せしめたが、此の命令は臺灣に施行したる法律及特に臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ずとせられた。（註二）然るに更に大正十年法律第三號に據り、勅令を以て臺灣に法律を施行することを原則とし、唯官廳又は公署の職權、法律上の期間其の他の事項に關し、臺灣特殊の事情に因り特例を設くる必要あるものに付ては勅令を以て別段の規定を爲すことを得るに至つた。臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの、又は以上の規定に依り難きものに關しては、臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り、臺灣總督の命令を以て之を規定することを得ることとした。（註三）

而して前項の規定に依り、臺灣總督より發せられたる命令（律令）の規定に依り臺灣に適用せらるる法律の改正があつたときは、別段の規定ある場合の外は其の改正法律に依ることとした。（明治三十二年律令第二十一號參照）

（註一）

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律（明治二十九年法律第六十三號）

第一條　臺灣總督ハ其ノ管轄區域內ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條　前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其ノ效力ヲ失フモノトス

（註二）

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律（明治三十九年法律第三十一號）

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附　則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有スルモノトス
（參照）前揭附則で定めた本法の效力期限は其の後數次の改正で結局大正十年末迄延期せられた。

（註三）

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律（大正十年法律第三號）

第一條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二條　臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル

第三　樺太　樺太は明治四十年三月迄は戰時占領の儘に引續き軍政を施行し來つたが、同年同月樺太廳官制の制定と同時に法律第二十五號を以て「樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」公布せられ、玆に樺太に於ける立法關係が明かとなつた。卽ち樺太は他の外地に比し內地の法律の施行せらるるものは遙に多いが、原則として他の外地同樣法律は直ちに其の效力を及ぼすことなく、法律は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるるものの外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むることを要する。（註一）而して勅令を以て法律を施行する場合に於て（一）土人に關すること、（二）行政官廳又は公署の職權に關すること、（三）法律上の期間に關すること、（四）裁判所又は裁判長が職權を以て選任し又は選定する辯護人、訴訟代理人又は訴訟承繼人に關する事項に就ては、勅令を以て特別の規定を設くることを得る。

（註一）

樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律（明治四十年法律第二十五號）

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

一　土人ニ關スルコト

二　行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
三　法律上ノ期間ニ關スルコト
四　裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

附　則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四　南洋群島　南洋群島は我が委任統治地域にして、國際聯盟規約及委任統治條項等に依り、我國は我國領土の構成部分として施政及立法の權限を有し、且つ情況に應じ必要なる地方的變更を加へて、本地域に我國の法規を適用し得るものなるが、現在法制上の取扱は關東州と同樣にして、一般法令は勅令又は南洋廳令の形式を以て定められる。而して南洋群島に行はるる勅令に於て法律に依るの規定ある場合に於て、其法律の改正ありたるときは改正法律施行の日より其の改正法律に依る。但し別段の規定ある場合は此の限りでない。（大正十二年勅令第三十號參照）

第五　共通法　內地、朝鮮、臺灣、關東州及び南洋群島は、夫々特殊な經濟的及社會的事情を有するが故に、之に對する法制も亦特殊性を帶びざるを得ない。從つて法制に就ても各地域が其の特殊性に應ずる法制を有するに從ひ、一方是等を統一連絡すべき何等かの法制を必要とすることは言を俟たない。是れ卽ち共通法の制定せられし所以である。

現在の共通法は大正七年四月、法律第三十九號を以て制定せられしものにして、司法的法規卽ち民事及刑事に關する法令の、各地域間に於ける共通職務のみを規定することを主なる目的として居る。而して本法に於ては樺太は內地に包含せられて居る。

第二節　行政制度

第一　朝鮮　朝鮮總督府は朝鮮に於ける中央行政府にして、其の長官は總督である。

朝鮮總督は大正八年以前は單に政務を統轄するのみに止らず、兵權をも併せ有して居た爲陸軍又は海軍の大將を以て之に任ずるの制であつたが、大正八年の官制改革に依り總督に對する兵權の委任を解き、從つて陸軍又は海軍の大將たるを要しないこととなつた。

總督は親任官にして(一)諸般の政務を統理し、(二)安寧秩序保持の爲必要ある場合は朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求し、(三)法律を要する事項に付命令(制令)を發する外（前揭明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律參照）一般總督府令を發し之に一年以下の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得、(四)所部の官吏を統督し奏任文官の進退及所部文官の敍位敍勳は內閣總理大臣を經て上奏する等の權限を有して居る。

補助機關として總督官房の外、內務、財務、殖產、農林、法務、學務、警務の七局がある。總督を輔佐し府務を統理し各局の事務を監督する爲親任官の政務總監があり、以下局長、秘書官、事務官、理事官、統計官、土木事務官、山林事務官、敎學官、視學官、編修官、銀行檢查官、技師、通譯官、屬、編修書記、技手、通譯生等の職員が設置せられて居る。別に遞信官署、鐵道局、專賣局、稅關、稅務官署等の所屬官署がある。

中樞院は朝鮮總督に隷し其の諮詢に應ずる所にして、兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する事項を調查する場合がある中樞院には議長（政務總監を以て之に充つ）、副議長一人（親任待遇）、顧問五人（親任待遇）及參議六十五人（勅任又は奏任待遇）等を置き、議長の外は朝鮮人中の達識の士を採り、總督の諮詢に應ぜしめ以て民意の暢達に資して居る。副議長以下の任期は各三年を原則とし、總督の奏請に依り內閣に於て之を任命する。

次に地方行政機關を觀れば行政上之を京畿、忠淸(南北)、全羅(南北)、慶尙(南北)、黃海、平安(南北)、江原、咸鏡(南北)の十三道に區劃し、更に十八府、二百十八郡、二島に區分し、郡及島は四十六の邑と二千三百二十七の面とより成つて居る。(昭和十一年十二月末現在)

道　道は地方行政組織の第一次のものにして、其の行政長官は道知事である。道知事は殆んど內地の府縣知事と其の地位權限を等しくし、國稅、專賣、交通、通信等他の官廳の權限に屬せしめられたるものを除くの外、道內一切の行政を管理擔任するものである。同時に管內の行政事務に關して職權又は委任の範圍內に於て道令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。知事は自ら出兵を要求するの權なく、其の必要あるときは總督に具狀するを原則とするも、緊急の場合には直ちに當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を要求することを得。

道には知事官房、內務部及警察部を置き、產業の特に發達した道には朝鮮總督の指定に依り產業部を置いてある。其の他道には多數の補助機關があることは內地の府縣と同樣であるが、朝鮮特有なものとして參與官がある。勅任又は奏任の官にして專ら朝鮮人を以て之に任じ、道知事の諮問に應じ又は臨時命を承けて事務に服するもので、尙產業部を置く道に在つては道事務官を兼任し其の部長を命ぜらるるを例とする。

府、郡、島　是等は等しく朝鮮地方行政組織の第二次のものにして、其の長官は府尹、郡守又は島司である。府尹、郡守、島司は道知事の指揮監督を承け法令を執行し、管內の行政事務を管理し、部下の官吏を指揮監督する官廳である。而して島司に限り法令に依り又は知事の委任ある事項に付島令を發することを得る。

邑、面　面は第三次の地方行政組織にして、郡及島にのみ存する其の長を邑長、面長と謂ひ、奏任又は判任官の待遇官吏を以て構成するもので、郡守、島司の指揮を承け邑、面內の行政事務を補助執行する。而して其の任免は道知事の權限に屬する。

第二　臺灣　臺灣總督府は臺灣に於ける中央行政府にして、其の長官は總督である。

臺灣總督は初め陸海軍大將又は中將を以て任ぜられ、政務の外に兵權をも委任せられたが、大正八年の官制改革に依り朝鮮と同じく兵權を解かれ、唯總督が陸軍武官なるときは臺灣軍司令官を兼ねしむるを得ることとした。

總督は親任官にして、(一)拓務大臣の監督を承け諸般の政務を統理し、臺灣に於ける貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦、樟腦油專賣に關する政務に付ては大藏大臣、郵便及電信に關する事務に付ては遞信大臣の監督を承ける。(二)法律を要する事項に付、臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り命令(律令)を以て之を規定することを得るの外(大正十年法律第三號臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律)、其の職權又は特別の委任に依つて總督府令を發し、之に一年以下の懲役、禁錮若は拘留又は二百圓以下の罰金若は科料の罰則を附することが出來る。(三)安寧秩序の保持の爲必要と認むるときは、其の管轄區域內に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得る。(四)所屬官廳を指揮監督し所部の官吏を統督し、拓務大臣に由り內閣總理大臣を經て所部文官の敍位敍勳を上奏する等の權限を有して居る。

補助機關として總督官房の外、內務、文敎、財務、殖產、警務の五局を置き、補助機關として總務長官、局長、事務官、理事官、警視、視學官、社會敎育官、編修官、稅務官、技師、體育官、統計官、飜譯官、屬、警部、編修書記、技手、體育官補、通譯等の職員があり、總務長官は全局補助で、他は部局補助である。別に交通局、專賣局、稅關等の所屬官署がある。

臺灣總督府評議會は從來臺灣總督の監督に屬し、廣く民意を徵する爲設置せられたる總督の諮問機關であつたが、昭和五年六月勅令第百二十八號に依り單に諮問に應ずるに止らず、施政上の重要事項に付建議することを得ることとなつた。諮問事項は廣く統治上の一般重要事項に及び、會長は臺灣總督、副會長は臺灣總督府總務長官を以て之に充て會員は四十人以內で其の任期は二年とし、臺灣總督府部內の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中より臺灣總督が之を命ずることとなつて居る。

次に地方行政機關を觀れば行政上之を臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の五州及臺東、花蓮港、澎湖の三廳に分ち、州は比較的文化高き地方にして、廳は然らざる地方である。

州及廳　州及廳は地方行政組織の第一次のものにして、州に州知事、廳に廳長を置く。

州知事又は廳長は、交通、專賣、稅關事務等他の官廳の權限に屬せしめられたるものを除く外、部內の行政事務を管理して居る。知事又は廳長の所管事務竝に職權は內地の府縣知事、朝鮮の道知事と大體同樣にして、部內の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依り管內一般又は其の一部に州令又は廳令を發することが出來る。而して州令には二月以下の懲役若は禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は科料の罰則を、廳令には拘留又は科料の罰則を附することを得る。知事又は廳長は管內の靜謐を維持する爲兵力を要する場合には、之を總督に具狀することとなつて居る、但し緊急の場合には直ちに當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を要求することを得る。

州には知事官房の外內務、警務の二部を置き、又臺北、高雄の兩州には別に港務部がある。

知事及廳長の兩者に共通する補助機關として地方理事官、地方警視、地方視學官、視學、屬、警部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事、警察醫、巡査等があり、此の外州知事の補助機關には事務官及地方技師がある。

尙澎湖廳にあつては廳の事務を分掌せしむる爲支廳を置くことを得る。

郡、市、街、庄　州に在つては郡、市及廳（澎湖廳を除く）に在つては郡が各々其の第二次地方行政組織を爲して居る。

郡及市に在つては地方理事官たる郡守又は市尹が其の長にして、其の地位及職權は朝鮮に於ける郡守、府尹と略々同樣であるが、臺灣に於ける郡守は右の外警察及衞生に關し郡に配置せられたる、警部、警部補及巡査を指揮監督するの權限を有して居る。而して郡は從來四十五なりしも昭和十二年十月一日より臺東、花蓮港兩廳下に各三郡計六郡設置せられ五十一となり、市は九である。是等の補助機關として市に地方理事官たる助役があるの外視學、屬、技手等がある。

總督の指定する蕃地を除くの外、郡の區域は更に街又は庄に分たれる。故に此の場合の街又は庄は第三次地方行政組織にして、其の長は街長又は庄長であつて各管內一般の行政事務を掌理して居る、街庄長は奏任官又は判任官の待遇である。

澎湖廳に於ける街及庄　澎湖廳は其の地域狹少なる爲郡を置かず其の管內に街及庄を置く、街庄長の職務は郡に於けるものと同樣である。

第三　樺太　明治四十年勅令第三十三號を以て樺太廳官制の公布あり、從來の軍政は同年三月三十一日限り廢止せられ、同年四月一日より樺太廳が設置せられた。其の後數次の改正あつて今日に至つて居る。

樺太廳の最高行政官廳は樺太廳長官にして、長官は（一）拓務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し部內の行政事務を管理する。但し郵便、電信及電話に關する事務に付ては遞信大臣、貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大

藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。(二)長官は其の職權又は特別の委任に依つて廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。(三)非常急變の場合に臨み兵力を要し又は警護の爲兵備を要するときは師團長に移牒して出兵を請求することを得る。(四)長官は所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は拓務大臣に具狀し判任官以下の進退は之を專決する。樺太廳長官の權限は大體府縣知事に似て居るが、其の權限は遙かに廣汎にして、鐵道、郵便、電信、電話、鑛山、國稅等にも及ぶこと又廳令に附し得る罰則は府縣令に比し重いこと等が異つて居る。

樺太廳に長官房の外內務、殖產、交通及警察の四部があり、長官の補助機關には部長、事務官、視學官、社會教育官、支廳長、警視、技師、鐵道技師、通信技師、屬、視學、警部、技手、通譯、鐵道書記、鐵道技手、通信書記、通信技手、警部補がある。別に林務署、鐵道事務所等の所屬官署がある。

更に第二次行政組織として支廳がある。支廳長は長官の指揮監督を承け法律命令を執行し、部內の行政事務を掌理し部下の官吏を指揮監督する。現在島內は豐榮支廳以下七支廳に分かれ、外に二支廳出張所がある。

第四　南洋群島　大正九年平和條約成立し、國際聯盟規約第二十二條及委任統治條項第二條等に基いて、本群島が我が委任統治地域となるに及び、大正十一年從來の南洋群島防備隊條例を廢止し、同年三月勅令第百七號を以て南洋廳官制の公布あり、同年四月一日より南洋廳が設置せられ、玆に現行施政制度の確立を見るに至つた。

南洋廳の最高行政官廳は南洋廳長官にして、長官は拓務大臣の指揮監督を承けて部內の政務を管理する。但し郵便及電信に關する事務に付ては遞信大臣、貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける等、其の地位、權限、職權は大體樺太廳長官と同樣である。南洋廳に長官官房の外內務、拓殖の二部があり、長官の補助機關には部長、事務官、警視、技師、航空官、屬、視學、警部、警部補、技手、通譯生があり、其の官署の所在地はパラオ諸島コロール島である。尙管內は六支廳に分たれ、其の行政官廳を支廳長と言ひ、事務官、屬又は警部を以て之に充て、長官の指揮監督の下に法律命令を執行し部內の行政事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。尙支廳長は部內の行政事務に付、其の職權又は特別の委任に依つて支廳令を發することが出來る。又支廳の事務を分掌せしむる爲、支廳出張所を置くことが出來、現在テニアン島にサイパン支廳出張所がある。

第三節　地方制度

第一　朝鮮　朝鮮に於ける地方制度は、大正九年各地方團體に諮問機關を置いて以來、年を閱すること十年、民度の向上と世運の進展とに鑑み地方制度改正の要を認めたので、昭和五年十二月一日、道制、府制、邑面制及學校費令學校組合令の各地方制度改正制令を公布したが、道制が昭和八年四月一日より施行せられた外、他は孰れも昭和六年四月一日より施行せられた。改正の要點は第一に道地方費令を改正して道制とし、道を法人とし又道會を議決機關とせる點、第二に府制を改正して府會を議決機關とせる點、第三に面制を改正して邑面制とし、從來の指定面を邑と爲し邑會を議決機關として選擧制度とせる點竝に面協議會員の選任に付ても選擧に依ることとせる點、第四に學校費令及學校組合令を改正し、府に於ける學校費、學校組合は之を廢止して之を府の事務とし、府に於ては學校組合及學校費を特別經濟として第一教育部會及第二教育部會を設けたる點等である。

朝鮮に於ける現行の地方團體は道、府、邑、面の四種及特別地方團體たる學校組合、學校費がある。今其の概要を

述ぶれば次の通りである。

道　道は道なる行政區劃を地域とする地方團體にして、道制（昭和五年制令第十五號）に依り法人格を附與せられて居る。道は官の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律、勅令又は制令に依り道に屬する事務を處理する。

道の理事機關は内地の府縣同樣官吏たる道知事にして、一般に道に關する行政を掌つて居る。其の補助機關に道の官吏と道費に依る有給吏員とがある。

道には議決機關たる道會がある。（道制第五條）議長たる道知事及道會議員を以て組織し、道會議員の定員は朝鮮總督の定むるところに依り、現在は二十一人乃至四十五人である。（道制第六條、道制施行規則第二條）而して道會議員の三分の二は選擧に依り、三分の一は道知事が之を任命する。（道制第七條、第十條）道會議員の選擧は各選擧區に於て選擧すべき議員の數は道知事が之を配當する。（道制第八條、道制施行規則第四條）他の三分の一は學識名望ある者にして被選擧權を有する者の中から道知事が任命する。道會議員は名譽職で其の任期は四年である。（道制第十一條）何れの場合に於ても道會議員は帝國臣民たる二十五年以上の男子にして獨立の生計を營み、一年以來道内に住所を有することを必要とし、又一定の缺格事由に該當しないことを要する。（道制第九條）

道會の權限は大體内地の府縣會の權限と同じであるが道に自治立法權がない結果それに關する制定改廢の權限はない。

道の監督は朝鮮總督之を行ひ强制豫算の制度がある。（道制第五十八條）

府　府は府なる國の行政區劃を地域とする地方團體にして、府制（昭和五年制令第十一號）に依り法人格を附與せられて居る。府は官の監督を承けて法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依つて府に屬する事務を處理する。

昭和五年の改正府制と舊制（大正二年制令第七號）との主なる差異は、新に府に議決機關を設けたること及府の教育事務を統一して教育部會を設けたることである。

府の理事機關は國の官吏たる府尹にして、府を統轄し之を代表する。（府制第二十二條）補助機關として府の官吏と府吏員とがある。

府には從來府尹の諮問機關たる協議會があつたに過ぎぬが、昭和五年制令第十一號に依つて議決機關たる府會を創設した。

府會は議長（府尹）、副議長（府會議員中選擧）及府の人口に從ひ二十四人以上の府會議員を以て組織する府會議員は道會議員と異り總て選擧されるが、内地人議員及朝鮮人議員の數は何れも定員の四分の一を下ることを得ない。府會議員は名譽職で任期は四年である。府會の議決事項は大體内地の市會の夫れと同じであるが、列擧主義を採つて居る。

次に昭和五年の改正に依り、從來學校組合令及學校費令に依れる教育事務を府の事務とすると共に、之を府の一般經濟より分離して内地人教育を目的とするものと、朝鮮人教育を目的とするものとを各特別經濟とした。而して此の特別經濟に關する事項を議せしむる爲に、第一教育部會（内地人教育を目的とするものにして議長及内地人議員を以て組織す）及第二教育部會（朝鮮人教育を目的とするものにして議長及朝鮮人議員を以て組織す）を設けた。從つて府會は特別經濟に關する事項に付ては權限を有せざるものである。而して教育部會に關しては大體府會に關する規定を準用する。

府は第一次に於て道知事、第二次に於て總督之を監督し、監督官廳の職權は道の場合と同樣である。

邑、面　從來內地に於ける町村に相當する地方團體として面があり、面制（大正六年制令第一號）に依り一定の公共事務の處理能力が認められて居たが、昭和五年十二月制令第十二號邑面制を以て之を改め、從來の指定面を邑とし邑面も亦地方團體として法人格を有することとなつた。

邑及面は法令の範圍內に於て邑面に屬せしめられたる事務を處理する。面制に於ては其の事務は範圍が限定されて居たが、新制度に於ては包括的に之を有することとなつた。邑面は第一次に郡守又は島司、第二次に於ては道知事、第三次に於ては總督が之を監督する。

邑面の理事機關は國家の官吏たる邑面長にして、其の補助機關として吏員がある。

從來は諮問機關として面協議會があつたに過ぎぬが、邑面制に依つて邑に邑會、面に面協議會を置き、邑會を議決機關として面協議會を諮問機關とした。邑會に於ては邑長、面協議會に於ては面長が議長となる。邑會議員及面協議會員の定員は八人以上十四人以內で、法定資格者中より選擧せられ、名譽職で任期は四年である。

邑會の決議事項は殆んど府會の決議事項と同じく、面協議會の諮問事項も亦之に類したるものである。

其の他の地方團體　學校組合は學校組合令（大正二年制令第八號）に依つて法人格を附與せられ、法令の範圍內に於て內地人教育に關する事務を處理する地方團體である。從來は組合の區域は組合規約を以て定むることを得たのであるが、昭和五年十二月府制の改正に伴ひ、府の區域に於ける教育事務は內地人に關すると朝鮮人に關するとを問はず總て之を府の事務と爲したる爲學校組合令も亦改められて、府の區域は學校組合の區域と爲すことを得ざることとし之と共に組合令の內容にも多少の變更を加へた。

現行制度に依れば、學校組合は朝鮮總督の許可を得て設置することを得るもので、組合規約を以て定むる區域內に住所を有する內地人は當然其の組合員となり、營造物を共用する權利を有し、組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

學校組合の管理者は道知事が組合員中より任命するもので、任期は四年にして原則として名譽職である。學校組合には組合會なる議決機關がある。（特別の事情ある場合には組合員の總會を以て組合會に代ふることを得）組合會議員は規約の定むるところに從ひ之を選擧し管理者を以て議長とする。

組合會は組合に關する事件を議決する。其の概目は規約の變更、歲入出豫算、重要財產及營造物の管理、使用料、手數料、組合費、夫役現品の賦課徵收、組合債券に關する事項等である。組合會の議決に對しては一定の場合に管理者に於て之を取消し又は再議に附するの權がある。又組合會成立せず、開會を爲す能はず、急施を要する場合には管理者は專決處分を爲すことを得る。

組合の監督は第一次に於て郡守又は島司、第二次に於て道知事、第三次に於て總督が之を行ふ。

學校費は朝鮮學校費令（大正九年制令第十四號）に依るものにして、普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲に設けられたもので、從來府、郡、島に設置せられたのであるが、府制の改正に伴ひ府に關する學校費の事務は之を府の事務と爲し、學校費令の適用の外に置くこととなり、之と同時に學校費令の內容にも多少の改正を施すこととなつた。卽ち現行制度に依れば學校費は郡守又は島司に於て其の事務を擔任し、其の任命する吏員を補助機關とし、其の諮問に應ずる爲學校評議會がある。學校評議會は議長たる郡守又は島司及評議會員を以て組織する。評議會員の定數は郡、島內の邑面の數に同じく、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員を選擧權者とし法定資格者中より之を選擧する。

評議會員は名譽職で其の任期は四年である。評議會は歳入出豫算、賦課金、使用料　役現品の賦課徴收、起債等に關し諮問に應じ、又學校費に關し意見を關係官廳に具申することを得る。

地方財政　道は昭和八年三月三十一日迄は道地方費と稱して居たが、同年四月一日より道制の施行に依り道地方費の名稱は廢止せられて道となつた。其の經費は地稅附加稅、第一種所得稅附加稅、營業稅附加稅、鑛稅附加稅、取引所稅附加稅、（以上三稅は昭和十一年度新設）戶別稅、家屋稅、林野稅（昭和八年度新設）、屠場（畜）稅、漁業稅、車輛稅、不動產取得稅、特別所得稅等の道稅を以て財源の本體と爲し、之に國庫補助金及事業に伴ふ收入、起債等を加へて其の歳入と爲し、之を以て土木、勸業、教育、衞生等諸般公共事務の費用に供し、又昭和六年度より三箇年繼續事業として窮民救濟事業を起し、更に昭和九年度に於て第二次窮民救濟事業を、昭和十年度に於ては第三次窮民救濟事業を、昭和十一年度に於ては地方土木事業を夫々實施し又昭和十二年度よりは中小河川改修事業を實施中である。尙府郡島臨時恩賜金の收入を合併して其の利子を本歳入に加算して授產費、教育費、罹災救助費、社會救濟費の支辨を爲し、其の費用の負擔經理の方法等內地の府縣費と略々相似たる所あるも、道費發達の經路と費用の寡少なるとに鑑み、府縣費目中の警察費に該當するものの如きは之を國庫の負擔とし、道費の支辨より除外して居る。今之が歳計を觀るに、明治四十三年度に於て各道を通じ僅かに百三十萬圓に過ぎなかつたが、爾來年々民度の向上に伴ひ自然增加を來したのと、臨時恩賜金の收支を合一したのと、戶稅、家屋稅、漁業稅及船稅を國稅より本費に移付せられたのとに依り、道地方費の收支が著しく膨脹し、大正九年度以降には諸稅の增稅、國庫補助金の增額、國稅たる地稅の增率に伴ふ同附加稅の增額を見たると、教育機關の擴張、社會救濟事業の進捗、勸業、土木、衞生事業の進展等時運に伴ふ文化的施設の擴張と、尙大正十四年度に於ては行政整理の結果官立中學校、道慈惠醫院、測候所竝に消防署が國より道に移管せられたこと等に依り年々著しい增加を來し、尙昭和六年度より窮民救濟事業を起したる爲歳計は頓に增加し、昭和十二年度に於ては其の歳入歳出總額各八千四百五十五萬餘圓となり、之を明治四十三年度に比し約六十四倍を示すに至つた。

道歳入歳出豫算

科目	歳入 昭和十二年度	歳入 大正十四年度	歳入 明治四十三年度
道稅	圓 二二、六四九、六一三	圓 一一、三三二、〇三六	圓 一、〇〇〇、七一五
地稅附加稅	九、五六九、四一二	四、四二九、七八〇	六〇五、四二七
戶別稅	四、〇八〇、六五三	四、八三一、二五七	—
家屋稅	二、二五四、四七四		
其ノ他ノ道稅	六、六四九、〇七四	二、〇七〇、九九九	三九五、二八八
臨時恩賜金	九四一、〇五五	九五一、九七九	—
受入金			
國庫補助金	一八、八〇四、六六八	五、一五三、八九九	二三五、四二七
其ノ他	四二、一五九、九六四	五、二二二、七八〇	七三、六二七
合計	八四、五五五、三〇〇	二二、六〇五、六九四	一、三〇九、七六九

科目	歳出 昭和十二年度	歳出 大正十四年度	歳出 明治四十三年度
土木費	圓 二〇、七九七、九八二	圓 四、三三一、六七九	圓 三〇三、四六四
勸業費	一七、七四七、八九五	五、〇五九、六五二	一〇四、四五八
授產費	九四七、七二八	一、〇五八、六七八	—
教育費	一六、三七二、四九四	六、九九五、四一二	一六四、二三八
衞生費	三、八〇〇、九〇八	一、九九三、二七三	三五、二八一
事務費	二、一二七、三五五	六四一、九八九	—
其の他	二二、七六一、二三八	二、五七〇、〇一一	一三八、八六五
合計	八四、五五五、三〇〇	二二、六五〇、六九四	七四六、三〇六

備考　明治四十三年ハ豫算額不明ニ付決算額ヲ掲記セリ

府・府の經費は財產收入、使用料、手數料等を以て之を支辨するを原則とするも、其の額は多くない。故に歳入の主

なるものは經常部に於ては使用料、府稅、手數料等で臨時部に於ては府債收入、國庫補助、道補助等である。歳出の主なるものは經常部に於ては事務費を最とし、事務費、汚物掃除費、電氣電車費、之に次ぎ、臨時部に於ては土木費を最とし府債費、水道費等が主なるものである、府稅は國稅たる地稅、營業稅、取引所稅、鑛稅及道稅たる家屋稅、戸別稅、車輛稅、特別所得稅の附加稅、不動產取得稅を課するの外特別稅を設定し、主として特別營業稅、雜種稅、土地坪數割、埋築免稅地坪數割、助興稅、土地增價稅、臨時建物稅、同特別戸別稅、同土地稅等を課するものである。今之が歳計を觀るに、其の歳入歳出豫算額は大正三年度に於ては各府を通じて僅かに二百十五萬四千八百三十一圓に過ぎなかつたが、爾來年々增加の趨勢を辿り、大正十四年度には八百十萬二千五百十八圓となり、更に昭和十二年度には四千八百五十七萬六百九十一圓（內—一般經濟　三八、二五九、三〇七圓　第一部特別經濟　五、一二六、一二八圓　第二部同　五、一八五、二五六圓）に膨脹し、之を大正三年度に比較すれば約二十二倍の增加を示して居る。右の內第一部特別經濟は內地人教育に關する經費、第二部特別經濟は朝鮮人教育に關する經費を一般經濟より分別したものである。

府歳入歳出豫算

（イ）一般經濟

科目	歳入 昭和十二年度	歳入 大正十四年度	歳入 大正三年度
府稅	五、四九七、六二七圓	二、二〇三、三八三圓	五三六、五一八圓
使用料及手數料	六、七三六、五二二	二、〇七四、九三六	一九三、五一八
國庫補助金	八八八、六四六	五五一、五〇〇	五四七、一三九
道費補助金	九〇九、三〇四	三二五、九六五	二五、〇五三
府債	一七、四一三、七〇一	一、〇七〇、〇二四	二六〇、五七四
其の他の收入	七、二一三、五〇七	一、八七六、七一〇	五九二、〇二九
合計	三八、二五九、三〇七	八、一〇二、五一八	二、一五四、八二一

科目	歳出 昭和十二年度	歳出 大正十四年度	歳出 大正三年度
事務費	一、九二二、一四一圓	六三〇、九〇八圓	一六一、三五四圓
土木費	一六、九二六、二八二	二、三七八、六七三	一八六、五一二
水道費	四、四一八、八七一	一、四〇八、一〇一	五二八、七〇四
汚物掃除費	九一四、五六五	六二五、八〇四	二五一、九七八
府債費	一二、八三二、三一七	八九〇、〇二一	五四二、七二二
其の他	一〇、二四五、一三一	二、一六九、〇一一	四八三、五六一
合計	三八、二五九、三〇七	八、一〇二、五一八	二、一五四、八二一

（ロ）第一部特別經濟

科目	歳入 昭和十二年度	歳入 昭和八年度	歳入 昭和七年度
財產收入	一一三、七〇〇圓	八五、五九七圓	七九、七九九圓
租稅收入	一、二五一、一二〇	一、四三七、五三四	一、四〇九、四六二
使用料及手數料	七七二、二一七	五六〇、六八七	五五二、九九一
補助金及交付金	一、三八三、六九〇	五三二、八六五	五八八、〇二三
寄附金	三二〇、七四八	四八、一四七	三、五八七
起債	七七一、〇〇〇	五〇三、四〇〇	一五八、六〇〇
前年度繰越金	三一四、六五四	一四三、三一五	二七一、八五八

科目	歳出 昭和十二年度	歳出 昭和八年度	歳出 昭和七年度
教育費	四、二三〇、五二五圓	二、九〇六、七一二圓	二、六二八、二七〇圓
府債費	五七三、五六五	三四七、四三三	三三、〇六七
財產費	九八、九〇九	七九、七三六	九九、六七六
豫備費	八五、二五四	三七、九五七	三八、七〇三
其の他諸費	一三七、八七五	九五、三〇八	三六五、一五九

其の他諸收入	一九八、九九九	一五五、六〇一	九一、五五五				
合計	五、一二六、一二八	三、四六七、一四六	三、一六四、八七五	合計	五、一二六、一二八	三、四六七、一四六	三、一六四、八七五

（八）第二部特別經濟

科目	歳入 昭和十二年度	歳入 昭和八年度	歳入 昭和七年度	科目	歳出 昭和十二年度	歳出 昭和八年度	歳出 昭和七年度
財産收入	一五、九四二圓	六、四七九圓	六、五六九圓	教育費	四、一五七、七三〇圓	一、六〇〇、七六五圓	一、二七八、四七六圓
租稅收入	一、一一二、六〇五	六八七、一八五	五九六、三六四	府債費	三七九、六二一	二二三、三九一	三〇、〇七七
使用料及手數料	七一二、九三九	五〇一、五三四	四五五、二三五	財産費	五〇、三四八	三〇、四一四	三三、五九三
補助金及交付金	八五一、〇八一	三九六、二一七	三六〇、八七四	豫備費	四五、八四八	三二、六九〇	三〇、〇六〇
寄附金	一五一、六八六	四三、七四一	二〇、一四六	其の他諸費	五五一、七〇九	六四、四八三	二五三、四三八
起債	一、八六六、七〇〇	一八二、〇〇〇	—				
前年度繰越金	一一二、二一三	八三、七〇二	一三七、八六五				
其の他諸收入	三六二、〇九〇	五〇、八八五	四八、五九一				
合計	五、一八五、二五六	一、八九一、七四三	一、六三五、六四四	合計	五、一八五、二五六	一、九五一、七四三	一、六三五、六四四

面、邑　邑面は地稅附加稅、營業稅附加稅、鑛稅附加稅、不動産取得稅附加稅、戸別稅附加稅、特別所得稅附加稅及特別稅、家屋稅附加稅の邑面稅を以て主たる財源と爲し、之に補助金、財産收入、使用料及手數料等を加へて其の歳入として居る。之を以て土木にありては道路、橋梁の修繕及渡船、勸業に在りては模範林、苗圃、採種田畓、市場、衛生に在りては屠場、墓地、火葬場、隔離病舍、上水、下水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る。之が歳計は其の歳入歳出豫算額は大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが、主として邑面稅の增額と給與及事業費の增額等とに依り同九年度に於て一千百萬圓となり、更に昭和十二年度に於ては三千五十三萬餘圓を算し、一邑面平均豫算額は一萬二千八百八十圓に達した。

學校費　學校費は朝鮮人教育に關する費用支辨の團體であるが、其の財政は賦課金、使用料、補助金、財産收入等を以て財源とし、特別の必要あるときは夫役現品をも賦課することが出來る。今之が歳計を觀るに、大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額は百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが、大正八年度より同十一年度に至る四年間に公立普通學校四百校を增設し、以て三面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めたると、爾來每年度財政の許す限り普通學校の增設及擴張竝に修業年限の延長實施と共に、大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り、更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し、之に著手したるを以て一段の膨脹を見るに至り、昭和五年度に於ては總額一千五百二十九萬七千三百六十九圓に達したるに對し、昭和六年度に於ては府の區域を包含する學校費を府に移管せる結果減少したるも、昭和十二年度に於ては豫算額二千四百二十四萬四百三十一圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹で然も昭和十二年度より第二次初等教育擴充計畫の實施を見豫算額は更に增大するに至りたり。而して之が財源の主なるものは補助金にして、其の三割九分六厘强を占め、賦課金二割二分二厘、授業料一割五分七厘之に次ぎ、其の他寄附金、財産收入、學校費債、雜收入等順次之に次ぐ狀況である。

學校組合　學校組合は內地人教育に關する事務を處理する公共組合であるが、其の財政は營造物の使用に付使用料を徵收するの外、組合財產より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支辨し、仍不足ある場合は組合費夫役現品を賦課徵收するを原則とする。本組合は收益財產として見るべきものなき爲、組合費を以て其の主たる財源と爲すの餘儀なき狀況であるが、尙維持困難なるもの多きを以て、國庫より主として經常費に對して年々補助を與へて居る。今之が歲計を觀るに、大正七年度に於ては百八十六萬一千五百八十圓に過ぎなかつたが、大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ敎員の給料其の他經費の增加、學校、學級の增加に依り、又一方平均約八割の組合費增課竝に國庫補助金其の他收入の增額を計上せる爲、歲入歲出共に著しき激增を來せしが、大正十年度以降に在りては主として組合費の增率、國庫補助金の增額と學校、學級等の增設等とに依り漸次增加の趨勢を辿り、昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の多額に達したるに對し、昭和六年度に於て府の區域を包含する學校組合を府に移管せる結果總額に於て著しく減少したるも、昭和十二年度に於ては豫算額四百十五萬六千四十五圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹である。斯くの如く歲計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり、昭和十二年度豫算額に於て組合費の收入は其の三割六分一厘に達し、其の結果一戶當負擔額全道を通じて二十五圓二錢の多額に上つた。仍て昨年度同樣第三種所得稅制創設に伴ふ國庫收入を財源とし、負擔輕減補助金を交付する豫定なる爲、其の結果實際負擔は一戶當平均十五圓七十九錢となる豫定である。敎育費のみの負擔としては餘りに多額なるを以て、相當對策を講ずるの必要がある。

地方公課負擔額　朝鮮に於ける地方公共團體の賦課する租稅を內地に於ける其れと比較し、且つ其の一戶當及一人當の負擔割合を算出比較すれば次の通りである。

朝鮮	稅收入豫算	負擔額 一戶當	負擔額 一人當	內地	稅收入豫算	負擔額 一戶當	負擔額 一人當
道府	圓 二二、六四九、六一三	圓 五・四一九	圓 一・〇二七	道府縣	圓 二六四、四八七、五九二	圓 一九・五九二	圓 三・八一九
道府 一般經濟	五、四九七、六二七	一三・八七三	二・九〇五	市	一八八、四〇二、八五三	三九・三一一	七・九八七
道府 第一部特別經濟	一、二五一、一二〇	一五・五四一	三・五九二	町村	二四七、五八四、六九八	二八・四三五	五・四二二
道府 第二部特別經濟	一、一一二、六〇五	三、五七九	・七三三				
邑面	一七、一〇二、三五〇	四・五二一	〇・七四七				
學校費	五、三九五、三六四	一・四七〇	〇・二七一				
學校組合費	九四六、八二二	一五・七八七	四・四二八				
合計	五三、九五五、五〇一	一二、九一三	二・四四七	合計	七〇〇、四七五、一四三	五一・八八九	一〇・一一四

（備考）

一　朝鮮に於ける稅收入豫算額は昭和十二年度當初豫算に依り、一戶當及一人當負擔額の算出基礎たる戶數及人口は昭和十一年末現在の調査に依り算出す

二　內地に於ける稅收入額は昭和十二年度當初豫算に依り、一戶當及一人當負擔額は昭和十年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帶數及人口を以て計算す

夫役賦課の概況　道費を以て施行する道路の改修及既成道路の路面修補等に在りては、主として地方的利害と密接なる關係あるを以て、賦課區域を出役距離二里以內、賦課員數を一箇年一戶平均十人以內として努めて農閑を利用し、且つ一時に多大の負擔を爲さしめぬ方針を以て實行して居る。昭和十二年度に於て夫役を賦課したるは全南北慶南北

の二道にして、其の賦課人員は百十三萬九千五百八十人である。又府邑面、學校組合、學校費に於ても夫々必要に應じて夫役を賦課し得るものなるが、府、學校組合及學校費に於ては殆んど其の例を見ない。昭和十一年度に於ける邑面の賦課人員は二百六十六萬五千二百四十七人にして、内出役せる者二百二十一萬一千三百九十九人、代納金額十四萬一千四百七十圓である。

地方債の概況　地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も亦漸次增加するに至つた。卽ち道以下の諸團體を合せ大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが、大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓となり、更に昭和十一年度末現在に於ては一億五千五百三十二萬七千六十一圓を算するに至つた。起債事業の主なるものは道に於ける土木事業、府の土木、水道、電氣及電氣事業、邑面の水道及土木事業等であつて、學校費及學校組合に於ても相當多額の起債あるは注目すべきである。

昭和十一年四月一日施行に係る道以下の地方税體系

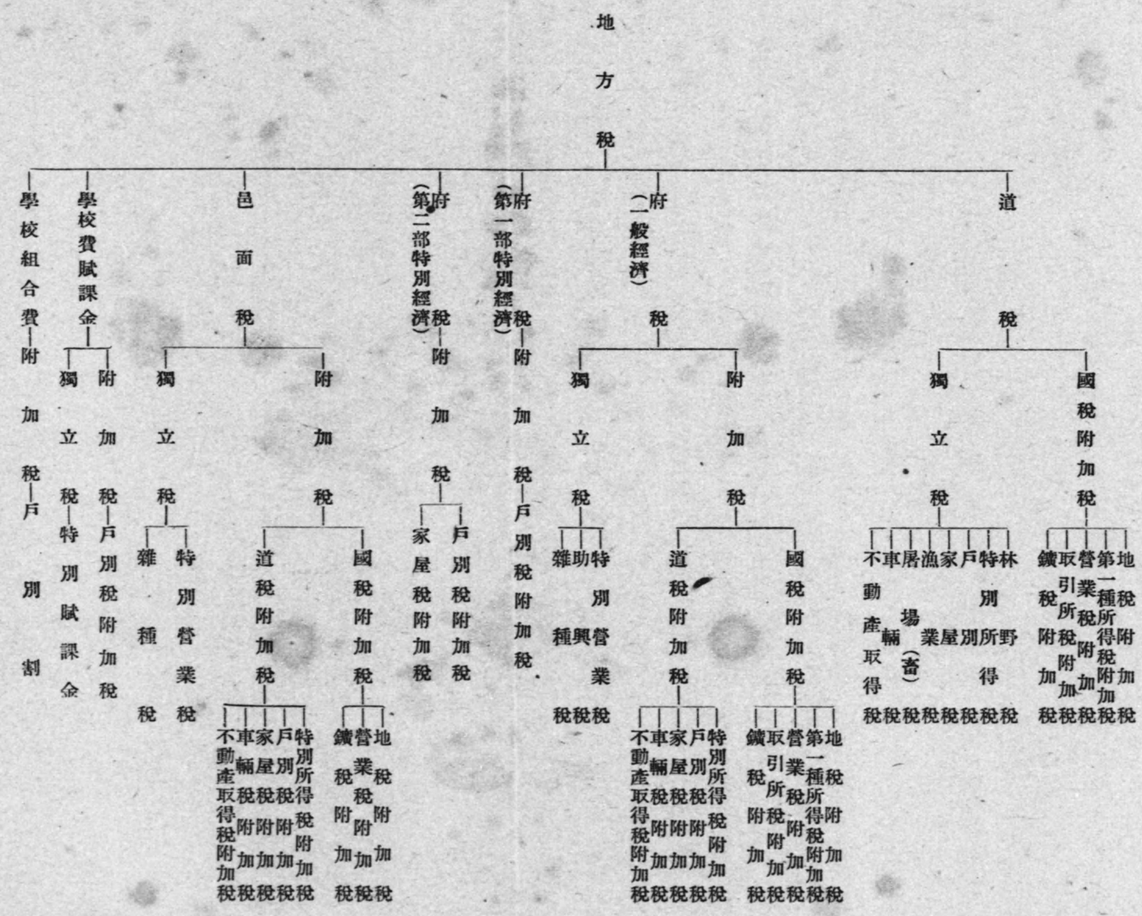

第二　臺灣　臺灣に於ける地方團體には州、廳、市、街及庄がある。今其の概要を述ぶれば次の通りである。

州　大正九年律令第三號を以て臺灣州制公布せられ同年十月實施せられたのであるが、昭和十年四月一日律令第一號を以つて改正せられ、越えて昭和十一年十月一日より實施せられた。州は國の行政區劃たる州を其の地域として成立する地方團體にして、官の監督を承け法令の範圍内に於て州の公共事務及法律、勅令又は律令に依つて州に屬せしめられたる事務を處理する。

州の理事機關は國の官吏たる州知事にして、其の補助機關として官吏の外に州の吏員がある。州知事は州の行政に關し其の職權に屬する事務に關し其の職務の一部を郡、市、街、庄の官吏又は吏員に補助執行せしめ又は委任することが出來る。

議決機關として州會がある。州の歳入出豫算を定むること州稅、使用料、手數料又は夫役現品の賦課徵收、起債（一時借入金を除く）等及法令に依り其の權限に屬する事件を議決する。州會は州知事を議長とし、議員は二十名以上四十名以内の數にして、其の二分の一は市會議員、街庄協議會員に於て選擧を爲し、殘りの二分の一は州内に住所を有し學識名望ある者に就き總督が之を任命する。其の任期は四年で名譽職である。

副議決機關として州參事會があり、州知事及内務部長竝に州會議員中より互選せられたる六名の名譽職參事會員とより成り、州知事を議長とし其の職務權限は州會の權限に屬する事件にして其の委任を受けたるものを議決すること、州會閉會中州會の權限に屬する事件にして輕易なるものを州會に代りて議決すること等である。

廳　從來は臺灣廳地方費令（大正九年律令第四號）に依つて、臺東廳、花蓮港廳及膨湖廳の管轄區域を通じて、一の廳地方費を設けて地方團體として居たが、昭和十二年九月九日律令第十六號を以て臺灣廳制が公布せられ同年十月一日

より實施された。之に依りて從來の廳地方費は廢止せられ、新に各廳を單位とせる獨立の團體が設けられ各廳長之が理事機關となり諮問機關たる廳協議會を設置した。廳は國の行政區劃たる廳の地域を以て成立せる地方團體にして法律、勅令又は律令に依つて廳に屬せしめられたる事務を處理する。

廳の理事機關は國の官吏たる廳長にして廳を統轄し廳を代表する。其の補助機關として官吏の外廳の吏員がある。廳長は廳の行政に關して其の職權に屬する事務の一部を郡の官吏又は街庄長若は街庄吏員に補助執行せしめ又は委任することが出來る。

諮問機關として廳協議會がある。この點議決機關を有する州と異る。廳協議會員の定數は十人以上二十人以下の範圍内に於て定められ、名譽職にして年期は二年とし全員官選である。諮問事項は廳の歳入出豫算、法令に定むるもの を除くの外使用料、手數料、廳稅又は夫役現品の賦課徵收、起債（借入金を除く）基本的財産及積立金穀等の設置處分等である。

市　市は臺灣市制（昭和十年律令第二號）に依り、法令の範圍内に於ける其の公共事務及法律、勅令又は律令に依つて市に屬せしめられたる事務を處理する爲、國の行政區劃たる市を其の地域として成立する地方團體である。現在は臺北、基隆、新竹、臺中、彰化、臺南、嘉義、高雄及屏東の九市がある。

市の理事機關は國の官吏である市尹にして、地方理事官を以て之に充てる。（臺灣總督府地方官官制第三十三條第三項）其の權限は廣く一般に亘るもので、臺灣市制第二十八條に例示的に擧げられて居る。市尹の補助機關として、助役其の他の官吏及吏員がある。

市には從來市尹の諮問機關たる協議會があつたが、改正した臺灣市制は議決機關たる市會を創設した。市會は市尹を議長とし、市の人口に從ひ二十四人以上四十人以下の市會議員を以て組織する。市會議員は半數任命、半數選擧にして、市會議員定數の二分の一に相當する員數の議員は、市會議員の被選擧權を有する者にして學識名望ある者の中より知事之を任命し、他の二分の一に相當する員數の議員は選擧に依る。

市會議員の選擧權及被選擧權を有する者は、帝國臣民たる年齡二十五年以上の男子にして、獨立の生計を營み六月以來市住民と爲り、且つ六月以來臺灣總督の指定したる市稅年額五圓以上を納むる者にして缺格條項に該當せざる者である。市會議員は名譽職にして、其の任期は四年である。（臺灣市制第十四條）

議決事項は市歳入出豫算、市條例の設定及改廢、市稅、使用料、手數料又は夫役現品の賦課徵收、市債を起すこと等市制第十六條に揭げられて居る。尙市街庄の事務の一部を共同處理することを目的とする市街庄組合の設立を認めて居る。

副議決機關として市參事會がある。市尹及助役竝に市會議員より互選せられたる六名の名譽職參事會員より成り市尹を議長とし其の職務權限は市會の權限に屬する事件にして其の委任を受けたるものを議決すること、市會閉會中市會の權限に屬する事件にして輕易なるものを議決すること等である。

街、庄　街、庄は臺灣街庄制（昭和十年律令第三號）に依つて設けられ、國の行政區劃たる街庄を地域とする地方團體にして、内地の町村にも比すべきものである。

街、庄に於ける理事機關は待遇官吏たる街庄長にして、街庄の事務を擔任し街庄を代表する。補助機關として助役其の他の吏員がある。街庄長及助役は共に原則として有給にして、其の任期は四年である。

街庄長の諮問機關として協議會がある。街庄長を議長とし協議會員の半數は官選、半數は選擧に依る協議會員の數

は街庄の人口に依り差異あるも、八人以上二十人である。街庄協議會員は名譽職にして、其の任期は四年である。（臺灣街庄制第十四條）

諸問事項は街庄の歳入出豫算、街庄條例の設定及改廢、街庄稅、使用料、手數料又は夫役現品の賦課徵收、街庄債の起債等街庄制第十六條に揭げられて居る。尙街庄事務の一部を共同處理する爲街庄組合の設立を認めて居る。

地方財政　地方財政は明治三十一年に始り、明治三十五年度に地方費區を設け、全島を三費區に分つて經理して來たが、大正九年の地方制度の改正と共に從來の地方費區は廢止せられ州、廳地方費、市、街、庄は獨立の財政主體となつた。其の後昭和十二年に廳地方費が廢止せられ州、廳を設置せられたのである。是等地方稅制の體系は左の通りである。

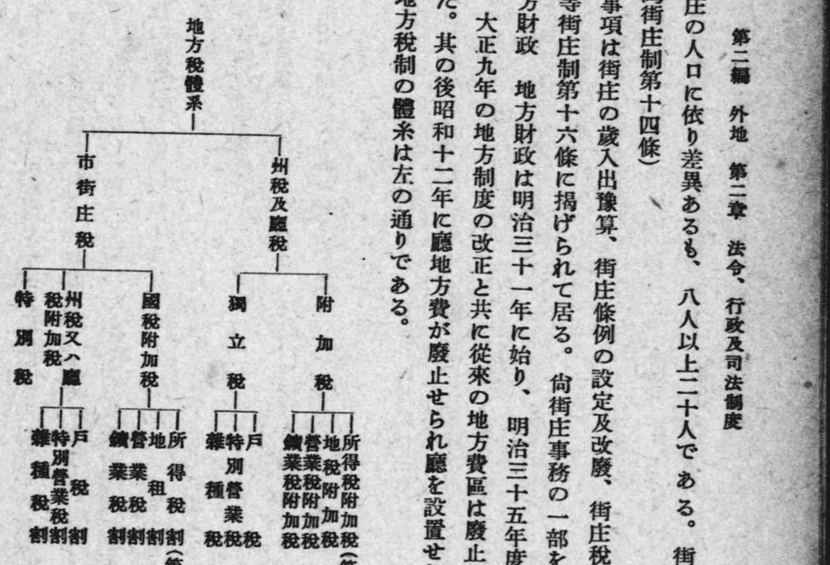

而して是等州及廳地方費の歳入は左の如くである。（單位千圓）

	昭和九年度（決算）	同十年度（決算）	同十一年度（決算）	同十二年度（豫算）
地方稅	一二、五四六	一四、一六七	一五、九八三	一六、一九四
其の他の收入	四、八二二	九、六五二	七、四四一	九、四四四
繰越金	四、六四五	四、九八三	五、八八五	一、九八〇
國庫補助金	三、一三六	四、〇〇五	三、七八一	四、一〇八
計	二五、一四九	三二、八〇七	三三、〇九〇	三一、七二六

尙市街庄の昭和十二年度歳入豫算額は三千七百七十六萬四千五十九圓にして、內市街庄稅は千三百九十六萬八千六百八十六圓であり、國庫、州費、廳地方費の補助金は二百九十九萬三百四十七圓である。

地方公課負擔額　臺灣に於ける地方公共團體の賦課する租稅を內地に於ける其れと比較し、且つ其の一戶當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通りである。

臺灣	稅收入豫算		負擔額	
			一戶當	一人當
州及地方廳費	一六、一九四、一七	圓	一七・六三	圓 三・〇三九
市街庄	一三、九六八、六六六		一五・五四四	二・六八二
合計	三〇、一六二、八七七		三二・八四	五・六六二
內地	稅收入豫算		負擔額	
			一戶當	一人當
道府縣	二六四、四八七、五九三	圓	一九・五九三	圓 三・八一九
市	一八八、四〇三、八五三		五九・三一二	七・九八七
町村	二四七、五八四、六九九		二八・四三五	五・四三三
合計	七〇〇、四五五、一四五		四一・八九九	一〇・二四四

（備考）

一　臺灣に於ける稅收入豫算額は昭和十二年度所屬の當初豫算額に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和十一年末現在の調査に依りて算出す、但し蕃地に在る高砂族を除く

二　內地に於ける稅收入額は昭和十二年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和十年度末現在の調査に依りて算出す。

第三　樺太　市、町、村　樺太に於ける地方團體として市町村があり、市は樺太市制（昭和十二年法律第一號）に依り成立し大體內地の市と同樣で現在は豐原の一市あるのみであり、一級、二級及樺太町村制（昭和四年法律第二號）附則第二項の町村の別がある。一級及二級は樺太町村制に依つて主務大臣の指定したるもので、大體北海道の町村と同樣であり、略々完全なる自治を認められて居る。附則第二項の町村は未だ主務大臣の指定を爲さざるもので、尙大正十年法律第四十七號樺太の地方制度に關する件及樺太町村制（大正十一年勅令第八號）の適用を受け、他の所管地域に於けると類似した地方團體である。現在一級町村十二、二級町村二十五、附則第二項の町村三がある。尙市の監督は第一次に樺太廳長官第二次に於ては主務大臣之を行ひ町村は第一次に樺太廳支廳長第二次に樺太廳長官第三次に主務大臣之を監督する。

市及び一級町村に在つては市町村會に於て選出したる市町村長之に當り、二級町村及附則第二項の町村に於ては樺太廳長官の任免に係る。而して市長は原則として有給吏員一級町村長は原則として名譽職、二級町村長は有給吏員であり、附則第二項の町村に於ては原則として有給にして且つ任期は二級町村長を除き何れも四年である。（樺太市制第四條及同施行令第八十條樺太町村制第四條及同施行令第七十條竝に大正十年法律第四十七號樺太地方制度ニ關スル件第三條及大正十一年勅令第八號樺太町村制第六條）補助機關として助役、收入役、吏員、區長及其の代理者、委員等

がある。

理事機關の性質及職務權限は內地及北海道の其れと大體同樣である。

樺太の市に於ける市會及市參事會の組織及職務權限は內地の其れと大體同樣である、（樺太市制第三條及同施行令第十條乃至第七十九條）一級及二級町村に於ける町村會は他の所管地域に於けると異り、單に理事機關の諮問機關ではなく純全たる議決機關にして、法律、勅令に依つて其の權限に屬する事項を議決する。（樺太町村制第三條及同施行令第四十六條、第四十七條）

而して市町村會議員は市町村公民中より選擧し、名譽職にして其の任期は四年である。定員は市に在つては三十人乃至四十人一級町村に在つては十二人乃至三十人、二級町村に在つては八人乃至二十四人である。公民權、選擧權、被選擧權の要件及選擧等に關しては、大體內地の市制町村制、北海道一、二級町村制に依つて居る。唯市及一級町村に在つては居住の制限が二年以來、二級町村に在つては一年以來住民たることを要するの差がある。尙其の議決事項、權限等も亦內地及北海道の其れと同樣である。唯一級町村と二級町村とでは議決事項に多少の差異がある。附則第二項の町村に於ては町村長の諮問機關として町村評議會がある。八人以上二十四人以下の定員にして、該町村に住所を有する者に就て樺太廳支廳長が任命し、名譽職にして其の任期は三年である。（大正十年法律第四十七號樺太ノ地方制度ニ關スル件第四條及大正十一年勅令第八號樺太町村制第二十二條及第二十三條）

地方財政　市町村の經費は其の財產より生ずる收入、使用料、手數料及其の他の市町村に屬する收入を以て之に充て、尙不足あるときは市町村稅及夫役現品を賦課徵收することを得る。而して必要なる費用及法令に依り市町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に、市町村稅として賦課し得べきものは國稅の附加稅及特別稅である。

今昭和十一年度の徴稅狀況を示せば左の通りである。

町村稅賦課額調

町村稅種別	賦課總額（圓）	一戶當負擔額（圓）
國稅營業收益稅附加稅	二二八、九五四・七四	三・六一四
國稅所得稅附加稅	一二一、三四一・二三	一・九一五
國稅市街宅地稅附加稅	二四、五四四・七四	〇・三八七
國稅鑛業稅附加稅	一三〇、一一八・七七	二・〇五四
國稅砂鑛區稅附加稅	二四・四九	—
特別稅戶別割	七八三、四二〇・六五	一二・三六七
特別稅建物割	三四六、八五六・二五	五・四七五
特別稅土地割	一五、八〇七・八九	〇・二五〇
特別稅所得稅	五二二、八一八・五二	八・二五三
特別稅營業稅	三六、六六三・一三	〇・五七九
特別稅雜種稅	五六一、九四九・八六	八・八七一
計	二、七七二、五〇〇・二七	四三・八〇五

第四　南洋群島　南洋群島には法令の認むる地方團體はないが、支廳長の補助機關として邦人に對しては部落總代副總代があり、島民に對しては總村長、區長又は村長、助役等がある。前者は南洋廳長官之を任免し、後者は南洋廳長官の認可を得て支廳長之を任免し、何れも支廳長の指揮監督を承けて居る。總代、副總代は部落の公共事務を處理する外、國の行政事務に屬する事項を補助執行し、總村長、區長、村長、助役等は法規又は舊慣に依り其の職務に屬する事項を補助執行して居る。（大正十一年南洋廳令第三十四號南洋群島島民村吏規程參照）

南洋群島地方費　南洋群島地方費は昭和十三年四月一日勅令第二百二十四號を以て公布せられ南洋群島に始めて公法人の設置を認められたる新制度にして南洋廳長官之を管理し法令に依り左の事務を處理す。

一、土木及營繕費
二、敎育
三、勸業
四、衞生
五、社會事業

第四節　司法制度

第一　朝鮮　朝鮮に於ける司法制度は種々の變遷を經て、明治四十五年朝鮮總督府裁判所令の改正に依つて玆に三審三級制の司法制度が確立した。其の組織は地方法院、覆審法院及高等法院より成り、必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲地方法院の支廳を設置し、次いで大正三年朝鮮不動產登記令の施行に伴ひ、地方法院出張所を設置して專ら登記及公證事務を取扱つて居る。卽ち朝鮮總督府裁判所は朝鮮總督に直屬し、朝鮮に於ける民事、刑

事の裁判及非訟事件に關する事務を掌つて居る。地方法院は民事及刑事に付第一審裁判を行ひ且つ非訟事件に關する事務を取扱つて居る。覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告に付ての裁判を行ひ、高等法院は地方法院及覆審法院の裁判に對する上告竝に覆審法院の裁判及地方法院の爲した上告棄却の決定に對する抗告に付ての裁判竝に裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。

而して地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪竝に昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律）第二條及第三條の罪にして豫審を經たるもの竝に是等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を經たるもの竝に是等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事之を行ひ、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て構成する部に於て合議裁判をする。

各裁判所には檢事局を並置し、地方法院支廳を設置したるときは其の支廳に檢事分局を並置する現在高等法院及同檢事局は京城に、覆審法院及同檢事局は京城、平壤及大邱に、地方法院及同檢事局は京城、大田、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州及全州の十一箇所に在る。

朝鮮に於ける司法保護事業は近年著しく躍進の情勢に在り、昭和十一年制令第十六號朝鮮思想犯保護觀察令制定せられ同年十二月二十一日より思想犯人に對する保護觀察制度の實施を見るに至つた、該制度は其の內容に於て內地の同制度と殆んど同一であつて全鮮七箇所卽京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、及光州に保護觀察所を設け各保護觀察所毎に保護觀察審査會が設置されてゐる。本制度は外地全般を通じて司法保護事業制度化の先驅を爲すものであり實施後未だ草創の間を出でないにも不拘極めて優秀なる成績を擧げてゐる。

朝鮮に於ける監獄事務は明治四十二年十一月統監府監獄及內地人囚徒を收容せる理事廳監獄事務一切を繼承し翌四十三年十月朝鮮總督府監獄と改稱した爾來大に內容の改善、事務の刷新を行ひ大正十二年五月監獄の名稱を刑務所と改めた。

現在本所は京城、西大門、公州、大田、咸興、淸津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、木浦、金州の十四箇所に在り、此の外に少年刑務所は仁川、開城、金泉の三箇所に在る。

尙刑務官の教育訓練の爲京城に刑務官練習所が在る。

第二　臺灣　臺灣總督法院は臺灣總督府に直屬し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌る臺灣總督府法院條例其の組織は現在二院三審制にして、高等法院及地方法院の二院がある。而して地方法院の管轄區域內には地方法院支部を置き、尙地方法院の管轄區域內に出張所を置いて登記事務を取扱はしめて居る。次に法院の構成を見るに、地方法院は單獨部と合議部とに、高等法院は覆審部と上告部とに分れて居る。

地方法院單獨部は單獨制にして、高等法院上告部の權限及地方法院合議部の權限に屬する事件を除き、其の管轄區域內に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し、且つ非訟事件を取扱ひ略々內地の區裁判所に相當する。

地方法院合議部は判官三人の合議制にして高等法院上告部の特別權限及地方法院合議部の權限に屬する事件及單獨の管轄に屬するものを除くの外、管轄區域內に於ける民事、刑事に付第一審としての裁判竝に第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、決定及命令に對する抗告事件を取扱ひ、略々內地の地方裁判所に相當する。

高等法院覆審部は內地の控訴院に該當するものにして、判官三人の合議制で、地方法院合議部の第一審判決に對する控訴竝に高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及命令に對する抗告に付て裁判する。尙上述の外臺灣總督府法院は南部支那福建省、廣東省、廣西省、雲南省に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する管轄を有して居る。（大正十年法律第二十五號南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律參照）

高等法院上告部は判官五人の合議制にして、終審として上告、高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告及地方法院合議部が第二審として爲したる決定及命令に對する抗告、地方法院單獨部及合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告の外、第一審にして皇室に對する罪、內亂、外患又は國交に關する罪、匪徒刑罰令に揭げたる罪の裁判等を取扱つて居る。

各法院には檢察局を附置してある。其の管轄區域は各法院の管轄區域に同じである。各檢察局に檢察官を置いてある。檢察官は司法警察官を指揮監督し、刑事訴追を爲し、其の裁判の執行を指揮監督し、法院所管の事務に係る民事訴訟に付國を代表する。

現在高等法院は臺北市に、地方法院は臺北市、新竹市、臺中市及臺南市に在り、外に地方法院支部が四箇所、出張所が三十七箇所ある。

第三　樺太　樺太に於ける司法制度は他の所管地域と異り、明治四十年軍政の撤廢と同時に司法事務は行政事務と全然分離し、同年四月より司法省の管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て裁判所構成法、民法、刑法等の司法に關する各種の法律が施行せられたので、特殊の事項を除くの外は殆んど內地と同一の制度となつて居る。唯土人の外關係なき民事に關する事項及土人のみに對する刑事に關する事項は、從來の慣例に依ることとなつて居たが、文化の向上は最早斯かる取扱を爲すの要を認めざるに至つたので、唯「アイヌ」を除く土人の外關係なき民事に關する事項に付てのみ從來の慣例に依ることに改めた。而して其の訴訟手續は裁判所の便宜に從ふことになつて居る。（大正九年勅令第百二十四號樺太施行法律特例及昭和七年勅令第三百七十三號改正參照）

現在豐原市に樺太地方裁判所、豐原市及眞岡町及知取町の三箇所に區裁判所がある。

第四　南洋群島　大正十一年四月南洋廳の設置と共に、同年勅令第百三十三號を以て南洋群島裁判令公布せられ、其の司法制度が確立した。同令に依れば南洋廳法院は南洋廳長官に直屬し、南洋群島に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件の事務を掌つて居る。而して南洋廳法院は分れて高等法院及地方法院の二種となり、地方法院は民事、刑事に付て第一審の裁判を爲し且つ非訟事件に關する事務を取扱つて居る。但し登記事務は法院の設置なき土地に於ては南洋廳支廳長が之を取扱つて居る。高等法院は終審にして地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲す地方法院は單獨裁判事を以て審理裁判し、高等法院は判事三名の合議制である。各法院に檢事局を附置してあることは他の所管地域の司法制度と同樣である。

現在高等法院はパラオ諸島コロール島に一箇所、地方法院は三箇所ある。

朝鮮總督府及所屬官署

（昭和十三年十月一日現在）

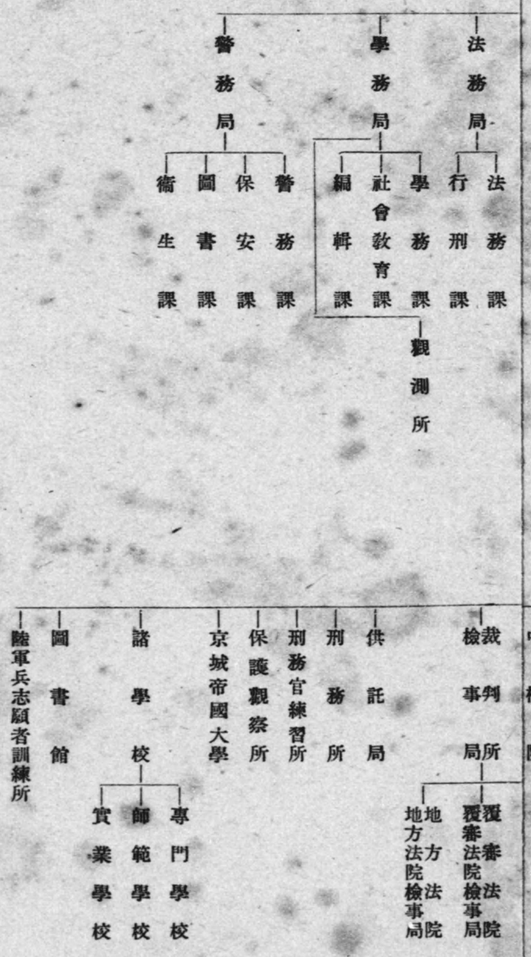

朝鮮總督府及所屬官署（昭和十三年十月一日現在）

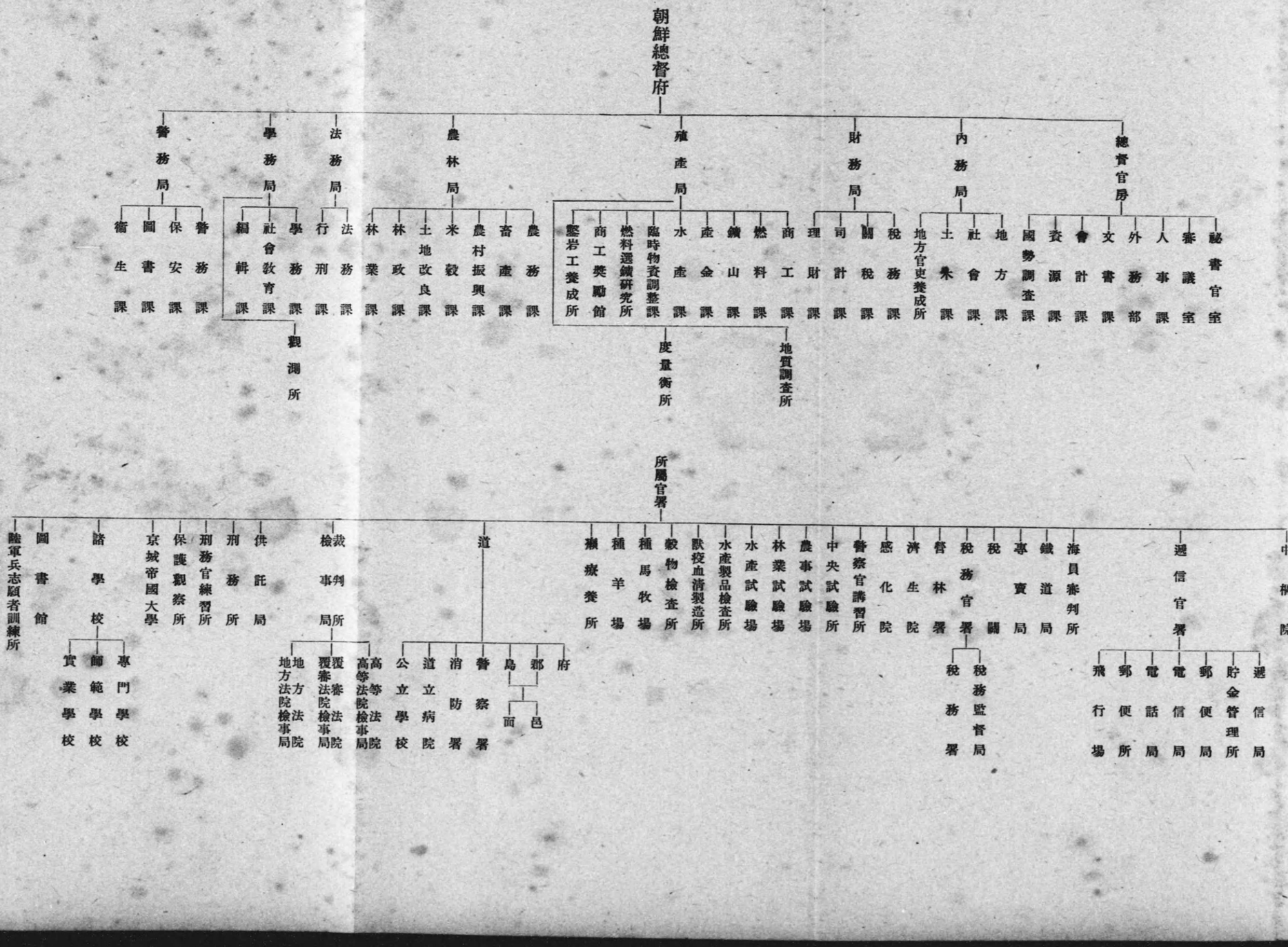

臺灣總督府及所屬官署（昭和十三年十二月末現在）

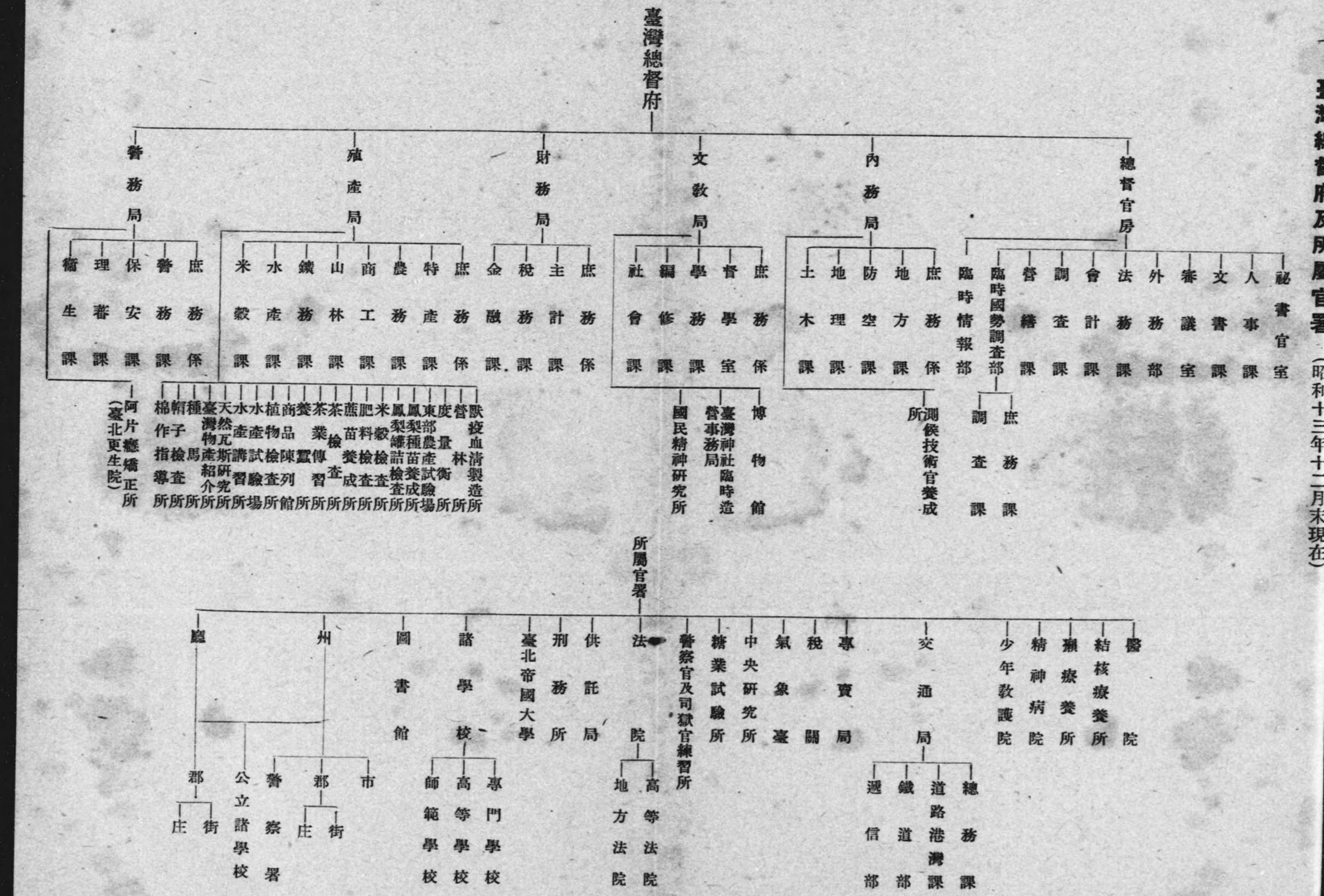

樺太廳及所屬官署（昭和十三年九月末現在）

- 長官官房
  - 秘書課
  - 文書課
  - 調査課
  - 他方面

樺太廳及所屬官署（昭和十三年九月末現在）

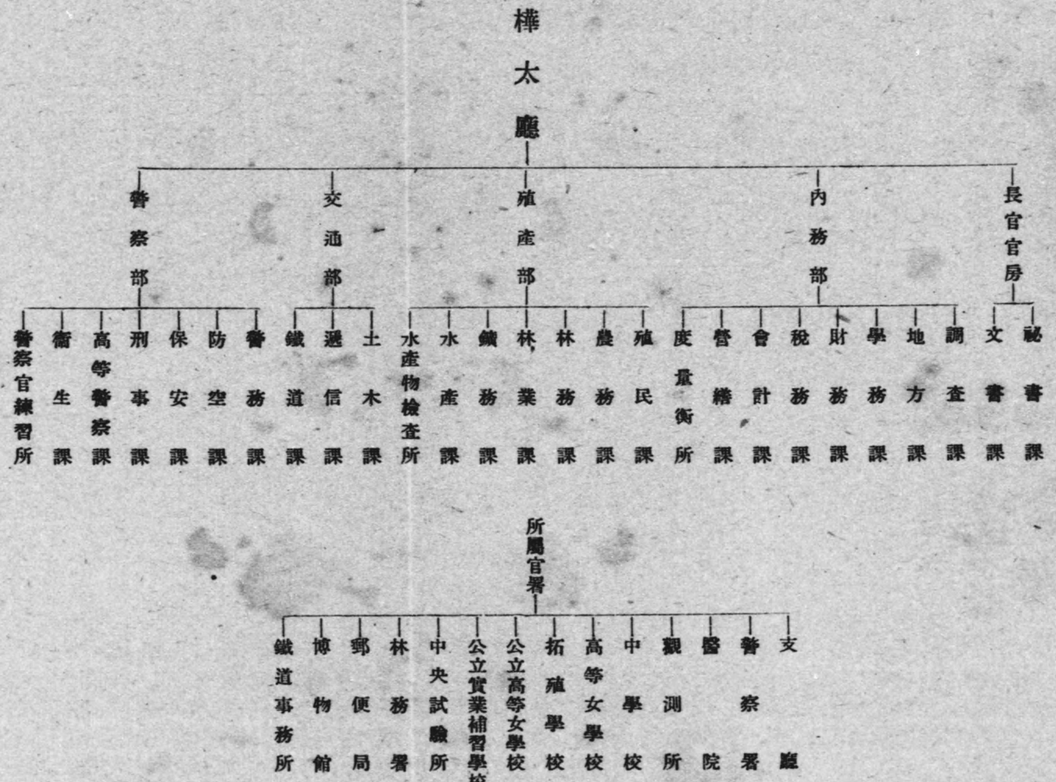

南洋廳及所屬官署（昭和十三年十二月末現在）

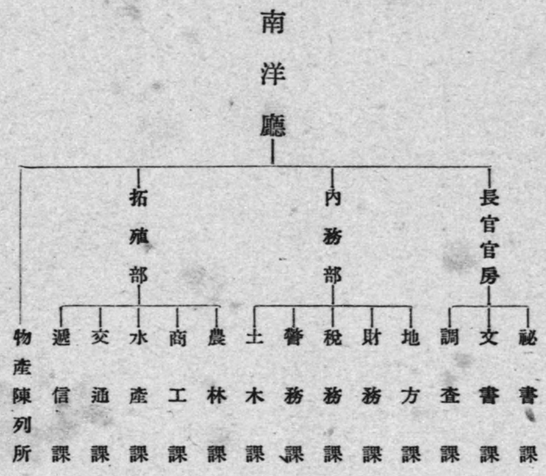

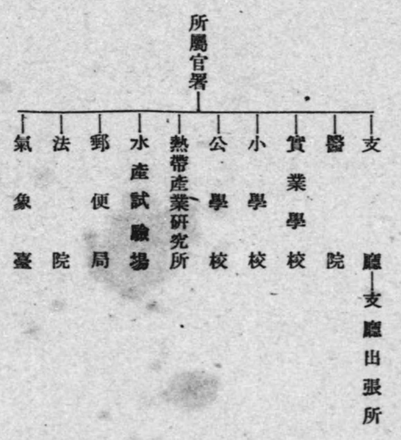

教育、社會教育、神社及宗教

第三章　教育、社會教育、神社及宗教

第一節　教　育

第一　朝鮮　朝鮮の教育は古來儒學を宗とし科擧に應ずるを以て唯一の目的とし、京城に成均館及東西南中の四學あり、各郡には鄕校あり、面洞には書堂があつた。然るに日清戰爭當時、韓國が庶政の革新を行ふに當つて教育の制度も亦日本の制度を模して改正した。後明治三十九年統監府設置の前後より、內地人參畫の下に學制大いに改善擴張せられ、明治四十一年高等女學校令、私立學校令、翌四十二年に實業教育令が發布せられたが、併合後教育制度は根本的に改正せられ、同四十四年朝鮮教育令の公布を見、次いで大正十一年第二次朝鮮教育令の公布となつて其の教育制度は確立した。爾來當局は一層教育の機會均等に意を注ぎ、又教員養成機關に付ても其の內容を一層充實する爲、昭和四年教育令の一部改正を行つたが、尙時勢に適應する教員を養成する必要を認め、昭和八年三月教育令の一部改正を行ひ、時勢に適應する教員の養成に遺憾なきを期した。然るに此の間朝鮮の文運は隆々たる進歩をなして昔日の面目を一新し、而も東亞の情勢に對處する我が國の地位に顧みるとき半島教育は最早舊態を以てしては之に適應することが不可能となつた。玆に於て昭和十三年三月朝鮮教育令及關係諸法令の劃期的大改正を斷行し制度に於ては內鮮人均しく同一法規の下に教育を受け得る道を開き、其の根本方針に於ては益々皇國臣民の育成を急速に徹底せしめることになつた。

制度の概要　從來普通教育に在つては朝鮮特殊の事情に基き、國語を常用する者と然らざる者とに依つて學校の名稱、系統を區別し、國語を常用する者は小學校、中學校又は高等女學校に於て教育し、國語を常用しない者は普通學校、高等普通學校又は女子高等普通學校に於て教育してゐた。卽ち前者は內地人本位のもので小學校令、中學校令、高等女學校令に依るを原則とし、後者は朝鮮人本位のもので朝鮮教育令中に夫々當該學校に關する規定を設けてゐた。ところが朝鮮教育令及び關係法令の根本的改正に依り昭和十三年四月以後は此等の區別は撤廢せられ普通教育機關は斯くの如く兩者共に其の名稱、系統の差がなくなり、各小學校令中學校令及高等女學校令に依ることとなつたので修業年限、入學資格は勿論、學科課程、每週教授時數等全く同一となつた。但し小學校の修業年限は六年を本體とするが、土地の情況に依つては四年とすることが出來ることや主とし內地人を收容する小學校は從來の通府又は學校組合に於て主として朝鮮人を收容する公立小學校は府又は郡島學校費に於て設置すること等は概ね在來の例に依ることとなつてゐる。又實業、專門、大學教育は內地に於ける此の種の學校と同一である。卽ち內地現行の實業學校令、專門學校令又は大學令に依り、之等は最初より內鮮人共學であつて各學校の修業年限、學科其の他の制度は全く內地と同一である。師範教育も亦初めより內鮮人共學にして略々內地同樣であるが、唯入學資格が內地に比して低く、其の修業年限は延長してある。

普通教育機關　初等教育機關たる小學校は、昭和十二年五月末現在に於て三千百六校であつて教員一萬五千六百四十八人、兒童九十九萬九百九十三人である。而して右の中主として朝鮮人を收容する小學校（舊普通學校）は昭和四年以降、一面一校計畫を樹てて其の增設を圖つたが後十一年に昭和十二年度以降六箇年に亘る初等教育機關擴充計畫を樹立し銳意普通教育の普及に努めてゐる。次に中等學校は昭和十二年五月末現在に於て中學校は四十三校で教員八八四人、生徒數二萬三千四百七名、高等女學校は五十一校で教員七四二人、生徒一萬九千七十二人である。公立中學校の大多數は從前官立であつたが、大正十四年度より之を道地方費（現在に於ては道）の經營に移して公立學校とした。而して公立高等女學校は從來女子高等普通學校であつたものを除いては總て其の所在地の府又は學校組合の設立に係るものであるが、主として朝鮮人を收容するものは道立で經營して居る。（以上學校の種類別のみは昭和十三年四月一日實施の新朝鮮教育令に依る。）

簡易學校　朝鮮に於ける初等普通教育普及の現狀と農村民度の實情とに鑑み、一般初等普通教育の普及を補ふ爲、新に簡易學校の制度を創設し、昭和九年度に於ては國庫補助の下に四百四十校を開設せしめて、之を公立普通學校に附設した。簡易學校は修業年限二年にして、修身、國語及朝鮮語、算術、職業等を必修せしむるものである。昭和十二年五月末現在に於ける學校數は九百二十七校で、在學兒童は六萬七十七人である。

實業學校　昭和十二年五月末現在に於ける實業學校は七十二校にして、教員九百十九人、生徒二萬三百二十三人である。此の外補習學校が百二十五校ある。

師範學校　師範學校は從來第一部、第二部に分れて居たがこれもその區別を撤廢されて小學校教員たるべき者の養成に單一化され其の修業年限は七年で普通科五年、演習科二年である。但し女子は修業年限を六年とし、普通科で一年を短縮する。右の外修業年限五年の尋常科及修業年限一年の講習科がある。是等は何れも官立で、昭和十二年五月末現在に於て六校、教員百六十一人、生徒三千七百五十八人である。

專門學校及大學　昭和十二年五月末現在に於て、專門學校は官立五校、公立二校及私立八校にして教員四百九十人生徒合計四千二百五十二人である。

大學教育は京城帝國大學官制（大正十三年勅令第百三號）及帝國大學令に依る旨の勅令（大正十三年勅令第百四號及同年勅令第百五號參照）を以て公布せられ、醫學部、法文學部の二學部創立せられ、同十五年度より開學し更に昭和十三年理工學部が增設せられ同十六年より開學せられることゝなり、其の程度は內地の大學と全然同等にして昭和十二年五月末に於ける大學職員六百三十四人、學生五百十六人、豫科職員五十六人、生徒四百六十一人である。

其の他種々の學校があるが、注目すべきは私立の宗教學校と書堂とである。

私立宗教學校　昭和十二年五月末現在に於ける狀況は、初等程度の私立學校中宗教學校は百六十三校で、其の生徒は三萬六千七百二十九人である。

書堂　書堂は恰も往時の內地の寺小屋式のもので、其の教科書は千字文、童蒙先習、啓蒙篇、通鑑、史略を始め、史記、四書、五經の書を用ひて之が素讀を授くるのを本義として居たが、近時改良書堂と稱し簡易なる普通學校に類似するものが設立せらるるに至つた。其の分布は廣く且つ數多く、各道の山間僻地に至るまで隨所に之が設立を見ない所はない。故に大正七年書堂規則を公布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、書堂に關する一定の事項に付ては道知事の認可を受けしむることとし、以て其の指導監督に努めて居る。昭和十二年三月末現在に於ける總數は五千九百四十四にして、生徒は十六萬九千九百九十九人である。

第二　臺灣　領有當時に於ける臺灣の教育制度は、清國の教育制度と略々同一にして、臺南、臺灣（臺中）、臺北の三府に府儒學を置いて最高の學府とし、各縣に縣儒學を置き、各府縣には儒學の外に更に書堂を設け、主として學生の試驗を行つて居た。此の外各地に義學、書房又は社學があり、我國往時の寺小屋式のもので、其の教授方法は漢文の讀解と習字とが主であつた。

領臺後、明治二十八年臺北に學務部假事務所が設けられ、同年九月、芝山巖學堂が創立せられ、附近の兒童數名を集めて國語の教授を始め教科書を編輯した。其の後時勢の推移と島情の變遷とに伴つて幾多の改正を見たが、大正八年勅令第一號を以て臺灣教育令が制定せられ、本島に於ける臺灣人の教育組織は初めて整然となるに至つた。然し是れは內地の學制とは全然別系統にして、本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつた。然るに本島文化の進展に伴ひ、內臺人差別教育は臺灣の實情に副はざるものがあつたので、大正十一年教育令の全般に亘る改正を行ひ、初等教育を除く外總て內臺人共學の制度を採用した。

制度の概要　初等教育、師範教育を除くの外、內地の制度と全く同樣のものである。詳言すれば中學校以上は全部共學を原則とし、初等教育に在つては國語を常用する者は小學校に、國語を常用しない者は公學校に入ることを原則とする。是れは初等教育に在つては國語使用の差異の關係上、直ちに共學制を採ることが困難なる爲である。故に本島人の子弟でも家庭に於て國語を使用せる者は小學校に入學が出來る爲、近來本島人子弟にして小學校に入學する者が少くない。師範教育に在つては其の入學資格を尋常小學校卒業程度とし、修業年限は七年である。

小學校及公學校　初等教育機關たる小學校及公學校は、昭和十三年四月末現在に於て小學校百四十四（內分教場一）、教員一千百四十八人、兒童四萬四千七百五十八人で、公學校七百九十六（內分教場一三五）、教員七千九百二十八人、兒童五十一萬二千七百七十七人である。而して公學校は大部分修業年限六年であるが、一部分に四年の公學校もある。尚是等の學校經營の費用は地方費を以て支辨し、且つ小學校には蕃地其の他交通不便の地に在る者の子弟を收容するが爲、寄宿舍を設けたものもある。授業料は一般に徵收するを原則とするが、貧困者には免除又は減額し、一家二人以上通學のものには之を減額して居る。又寄宿舍に入るものは寄宿舍費を補給し、鐵道沿線に散在する兒童の爲には無

賃乘車券を發行して居る。

中學校及高等女學校　高等普通教育の中等學校は中學校、高等女學校の二種で、州立廳立又は私立である。昭和十三年四月末現在に於て公立中學校十三、職員三百五十七人、生徒七千七百十七人、私立中學校一、職員十七人、生徒三百八人で、公立高等女學校は十四、職員三百二十八人、生徒七千二百七十一人、私立高等女學校一、職員十三人、生徒百九十二人である。

實業學校　臺灣に於ける實業學校は農業、工業及商業、の三種で總て州立である。昭和十三年四月末現在に於て十二校で、職員二百九十三人、生徒四千九百人である。此の外公、私立實業補習學校は六十校で、其の教員二百三十八人、生徒六千二百九十五人である。

師範學校　師範學校は小學師範部、公學師範部に分れ、小學師範部は小學校教員たるべき者を養成して居る。公學師範部は公學校教員たるべき者を養成して居る。

師範學校の修業年限は七年にして、普通科五年、演習科二年である。但し女子は修業年限を六年とし普通科で一年を短縮する。師範學校は孰れも官立にして、昭和十三年四月末現在に於て四校、職員百四十九人、生徒一千五百九十人である。

高等學校、專門學校及大學　孰れも官立にして高等學校は臺北に一校あり、七年制にして昭和十三年四月末現在の職員は五十六人、生徒は五百六十六人である。專門學校は高等商業學校、高等工業學校、帝國大學附屬農林專門部及同醫學專門部の四校にして、昭和十三年四月末現在に於ける職員は百八十人、生徒は八百二十四人である。大學は臺北帝國大學として昭和三年設立せられたもので、當初文政學部、理農學部の二學部であつたが、昭和十一年度より醫學部が增設された。講座數は文政學部二十五講座、理農學部二十六講座、醫學部二十講座である。昭和十三年四月末現在の職員は六百十六人、學生は二百三十三人である。

其の他種々の學校　があるが注目すべきは**盲啞學校**、私立各種學校、書房等である。

盲啞學校　盲啞學校は臺北及臺南に各一校あり、孰れも州立である。修業年限は普通科六年、技藝科五年以內にして昭和十三年四月末現在の職員は二十三人、生徒は三百八人である。

私立各種學校　大正十一年新に私立學校規則を定め、同規則に依つて設立されたものにして私立中學校、私立高等女學校又は私立實業補習學校として認可されざるものが二十校あり、昭和十三年四月末現在の教員は三百五十八人（兼任者を含む）、生徒は五千三百十六人である。

書房　書房も亦大正十一年教育令の改正に伴ひ、同時に私立學校規則に依ることとなり、昭和十三年四月末現在で其の數二十三、教師四十七人、生徒一千四百五十九人を數へる。

第三　樺太　樺太に於ける教育制度は初等教育に在つては「明治四十一年勅令第四十五號樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」が公布せられ、大體內地の小學校令に依ると共に、之が細則に付ては內務省令を以て內地の小學校令施行規則の大部分を準用することとし、初め官立小學校、私立小學校の二系統があつたが、大正九年一齊に之を公立小學校に改め、教員の諸給與は之を國庫の負擔とする等教育制度の刷新を圖つた。又初等教育機關の普及に伴ひ中等教育機關の必要に迫られ中學校、高等女學校等の設立を見るに至つた。尚特殊の事情にある樺太の農業經營上必須なる知識技能養成の目的を以て、昭和九年七月樺太廳拓殖學校が設立せられ又實業教育の振興の爲昭和十二年六月實業學校が設立せられた。今是等の概略を述ぶれば左の通りである。

初等教育　昭和十二年度末現在に於ける公立小學校數は二百五十三で教員一千四百五十三人、兒童五萬五千八百八人で、一校に付兒童約二百二十人、教師一人に付兒童約三十八人の割合である。

土人の教育機關として敷香管内に教育所があり、之が兒童は三十三人である。

中等教育　昭和十二年度末現在に於ける中等教育機關としては官立中學校三校、高等女學校四校公立實科高等女學校二校及實業學校にして、生徒は中學校二千百四人、高等女學校一千六百九十二人、公立實科高等女學校百二十七人、實業學校百十四人である。外に私立夜間中學校一、私立裁縫女學校四及公立實業補習學校九校がある。

教員養成　大正七年樺太廳大泊中學校に小學校教員講習所を置き修業年限を一年とし、小學校尋常科准訓導以上の學力を有する者を收容して、尋常小學校本科正教員たる資格を有する者を養成することとし、越えて大正十一年四月には之を改正して中學校卒業者若は之と同等以上の學力ありと認むる者を收容して、師範學校第二部に準じ小學校本科正教員を養成して來たが、昭和二年四月には更に研究科を增置して、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若は特定の小學校本科正教員を收容し、略々師範學校專攻科に準じ精深なる學習を爲さしめて居る。尚女教員に關しては從前樺太廳豐原高等女學校に補習科を置き、修了者に小學校本科正教員の免許狀を與へたが昭和十二年五月豐原高等女學校に男教員と同樣の小學校教員講習所を置き小學校教員を養成することにした。

第四　南洋群島　南洋群島に於ける教育機關としては小學校及公學校の二種があり、總て官立である。前者は邦人の兒童を教育するものにして、其の程度及組織は內地の小學校と何等變るところがない。後者は島民兒童を教養するのを目的とし、其の修業年限は本科三年、補習科二年である。

右の外建築、木工技術を授くるを目的とする木工徒弟養成所及農業、商業、其の他實業に從事せんとする者に必要な

る知識技能を授くるを目的とする實業學校各一校がある。前者はパラオ、コロール公學校に附置し、公學校補習科卒業を入學資格とし、修業年限は二年である。後者は之をサイパンに設置し高等小學校卒業を入學資格とし修業年限は三年である。尚私立の女學校が一ある。

昭和十三年四月末現在に於ける概況は左の通りである。

學校數		職員數		兒童生徒數	
小學校	二四		一五二		七、六八八
公學校	二六		九一		三、三五一
木工徒弟養生所	一		四（傭任職員二ヲ含ム）		三八
實業學校	一		一一		九二

第二節　社會教育

第一　朝鮮　朝鮮に於ける社會教育の概況は左の通りである。

儀禮準則　朝鮮は古來禮の國として、夙に長幼の序、夫婦男女の別正しく祖先を崇敬するの風盛にして、冠婚葬祭の儀禮を重んじたるも、近來其の嚴肅なるべき儀禮も徒らに形式の末節に拘泥して、其の精神を沒却せるもの多く、之が爲諸種の弊害簇出するに至つた。然れ共一般民衆は數百年來の傳統と慣習とに依り改むること能はず、朝鮮に於ける生活改善問題も自力更生問題も、其の基調を儀禮の改善に置くに非されば目的を達成し難きに鑑み、廣く各道官民の意見を參酌し、褥禮を避けて其の形式の合理化を圖り、嚴肅なる氣分を失はぬ樣準則を制定し、國民精神作興に關

する詔書渙發記念日たる昭和九年十一月十日、之を一般に發表して朝鮮の風習改善上に劃期的方針を指示した。同時に總督より諭告を發し、パンフレット、巡回講演等に依り可及的其の趣旨の徹底に努力した爲、漸次改善さるるに至つた。

青少年の指導　朝鮮各道に於ける青年團の大部は、大正八年獨立騷擾後、一種の氣勢に煽られて設立せられたるものにして青年團本來の目的に副はず、概ね常道を逸し穩當ならさるものが多かつたが、滿洲事變を契機として我國の國際聯盟脫退竝に帝國の國力增進等に伴つて一般思想は漸次穩健に赴き、一面農山漁村の振興計畫成りて以來、青年の思想は著しく堅實に向ひ來たり、當局は又青年指導の根本方針として內容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方改良等の方面に活躍せしめ、以て他團體をして之に做はしむるの方針を明示し、地方青年竝に官公吏にして青少年指導の職務に在る者を集め、地方改良竝に青年としての修養等に關する講習會を年々開催して青年の養成に力を致し好成績を擧げて居る。昭和十二年度に於て其の施設の優良適切なるものに對して、補助金を交付せるもの五百五十四團體に及んで居る。

次に少年に對しては、少年團健兒教育法に依つて社會的訓練竝に內鮮融和の素地を培養することとし、之が教育指導者の養成を圖る爲、昭和七年度より年々大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たが、將來も此の教育運動に對しては可及的助長を圖る方針である。

地方改良事業　農村の疲弊を匡救し、之が振興を圖る手段の一端として、各地方に於ける優良部落又は團體にして地方の敎化改良に貢獻し、其の成績顯著にして一般農村の模範とするに足るもの又は將來地方改良の實績を擧げ得る見込あるものに對し、昭和二年度以來、之が奬勵の趣旨を以て補助金を交付して來たが、昭和十二年度に於て補助金を交付して助成を圖りたるもの六十個所、一萬二千三百三十圓に及んで居る。

婦人敎養事業　朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して敎養に乏しきを以て、模範部落其の他中心人物ある地域より先づ婦人會、母姉會等を起し、可及的敎養上の施設の助成を圖ることとし、每年補助金を交付して實績を收めて居る。昭和十二年度迄に於て優良婦人團體四百十六に對し補助金を交付した。

青年訓練所　朝鮮に於ける青年訓練所規程は、昭和四年十月に發布されたものであるが、漸次各地に訓練所設置せられ、昭和十二年度に於ては其の數九十七（公立八五、私立一二）、生徒數五千七十五人となり、中朝鮮人生徒は二千五百九十一人になつて居る。經費は公立八萬一千八百五十九圓、私立一萬二千七十七圓である。

鄕校財産　鄕校財産とは文廟の祭祀及鄕校の維持の爲設けられたる財産にして、主とし地方儒林の鳩財及政府の下付したるもの等より成り、專ら文廟の維持と社會敎化事業の施設に支出して居る。

經學院及明倫學院　經學院は日韓合併當時御下賜になつた二十五萬圓を基金とし、明治四十四年に設置せられたものにして、經學の講究、風敎德化の裨補を目的として、朝鮮人青年に對し儒學の敎授竝に人格の陶冶を圖つて居る。昭和十二年度には經學院に對し國庫より一〇萬二千二十五圓を補助して其の事業の助成を圖つて居る。明倫學院の經營は地方鄕校財産よりの寄附に依るものにして、昭和十二年度に於ける寄附金は總額二萬五百圓にして卒業生は十九人、入學生は八人となつて居る。

國民精神作興　緊迫せる時局に鑑み一般民衆の自覺奮起を促し、社會より弛緩せる空氣を排除し、生活を合理化し、民心を質朴剛健に赴かしむる爲、全鮮擧げて强力なる運動を起し、以て府尹、郡守、島司等を動員し、又一方には中堅青年講習會を設けて青年層の蹶起を促し、或は社會敎化、巡回講演を行ひ、或はパンフレット、映畫、ラヂオ等に

て該趣旨の徹底を圖り、更に國民精神作興に關する詔書渙發記念日たる十一月十日には、全鮮に亘り該詔書の奉讀式を行ひ、本府よりの自力更生に關する計畫に基きて各種の教化運動を爲し、其の他凡ゆる機會を利用して其の效果の徹底を期して居る。

巡回講演　學識經驗ある人士に囑託の上全鮮を巡回せしめ、直接民衆と接し自力更生、民心作興、心田開發を目標として、地方の振興、生活の改善等に關する講演を爲さしめつゝあるが、支那事變發生と共に一般民衆に對し特に時局の認識、帝國の方針等を認識徹底せしめ、內鮮民團結して難局打開に邁進せしむる爲、內鮮知名の有力者多數を囑託して數次講演をなさしめたる結果多大の效果を收めてゐる。

パンフレットの刊行頒布　社會教化、生活改善、思想善導、公民教育等に適切なる資料を蒐集して、屢々パンフレットを刊行頒布して來たが、昭和十二年度に於けるパンフレットの發行は十二種類、十七萬部に達した。

圖書館　大正十二年京城に圖書館を設立し、漸次巡回文庫、大衆文庫等を設置し、昭和十二年度迄に官公私立圖書館の設けられたるもの四十四館に及び、民衆教化に貢獻する所大なるものがあり、將來は益々之が普及發達に力を致す方針である。

體育運動の奬勵　體育運動は社會教育上のみならず、內鮮融和上に益する所尠からざるに鑑み、青少年及學生生徒を本位とする體育大會、其の他體育奬勵機關等の事業に絕えず奬勵を加へ、補助金を交付して其の發達を圖つて居る。尙一般民衆體育として普及せるラヂオ體操の顯著なる實績に鑑み、關係方面一致協力して之が普及に意を用ひて居る。而して各種社會一般運動團體を統轄助成し之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任ぜしむる爲に朝鮮體育協會をして之が統制に當らしめてゐる。

國民精神總動員運動　支那事變に依る長期戰對處の爲、國民を動員して時局認識を深化し、强固なる國民精神を練成する目的を以て半島民衆の總意に成る國民精神總動員朝鮮聯盟を結成し、次いで地方聯盟が組織せられた。而して其の末稍に於ける活動分子として、凡そ十戶を單位とする愛國班を結成し、內鮮人一體の國民精神總動員運動に邁進してゐる。

教化團體聯合會　民間に於ける教化事業を振興して官の施設と連絡提携せしめ、更に各教化團體の協同團結を圖る爲、昭和八年　畏き邊りより教化事業奬勵の思召を以て、御內帑金御下賜ありたるを機會に、各道單位に教化團體聯合會を設立し、更に前記御內帑金を基金として、其の經常費の全部を國庫より補助して朝鮮教化團體聯合會を設立し、昭和十年十月之が發會式を行つた。之を以て中央地方相應じて官の施設と提携して其の效果を見るに至るべく、國庫よりは各道の聯合會に對しても補助金を交付して其の事業を助成するの計畫がある。

第二　臺灣　臺灣に於ける社會教育の概況は左の通りである。

國語普及　公學校教育を受けざる者又は其の半途退學者に對して、國語を普及させる目的で國語講習所及簡易國語講習所が設けられて居る。

簡易國語講習所は農閑期の一箇月乃至六箇月を會期とするもので、昭和十三年三月末現在に於て三千四百五十四箇所にして、講習生は二十五萬七千二百七十七人に達した。

國語講習所は一箇年乃至二箇年、年百日以上の教授をなすもので、昭和十三年三月末現在に於て三千八百五十二箇所で講習生は二十一萬四千八百六十五人を出した。

一般教化施設　國語普及其の他教化を目的とする團體として教化聯合會、青年團、青年訓練所、女子青年訓練所、少

年團、部落教化振興團體、教化委員等がある。教化聯合會は各種教化關係團體を以て組織し、相互の連絡統制を圖り以て有機的活動を爲し教化の實を期して居る。

青年團は昭和十三年三月末に於て其の數一千二百六十五で團員九萬四千七百七十人、青年訓練所は昭和十三年四月末に於て其の數二十九で、生徒二千三百七人に及び、又女子青年團訓練所は五箇所で生徒百五十八人である。少年團は昭和十三年八月各種少年團を統合して臺灣聯合少年團を結成したが各種の團數を通算すれば五百七團にして團員は八萬七百三十八人である。

尙各州廳に於て青年補導教育の充實を圖つて居るが、昭和十三年二月末に於て所數八百十八箇所、生徒及教習生四萬三千二十二人、教師二千五百二十八人である。部落教化振興團體は四千一百五十八、教化委員は一萬八千九百三十六人にして、部落集會所は二千一百五十三箇所である。尙民衆體育施設としての運動場は昭和十三年九月末に於て九十二がある。映畫教育は四百七臺の映寫機を以て昭和十二年の一ケ年間六千八百二十四回の無料映畫會を開催した。其の他社會教化事業を行ふものに高雄天主公教會、孤兒院及總督府成德學院がある。前者は今より約七十年前スペイン人ドミニエルなる者が創立したもので一般孤兒の教養に當り、後者は臺北市に近き七星郡內湖庄に在つて不良少年の感化教育に當つて居る。

尙臺灣教化團體聯合會、臺灣教育會、臺灣教化事業奬勵會、臺灣濟美會、伊澤財團等の外、地方廳に於ける臺北州教化聯合會、新竹州教化聯合會、臺中州教化聯合會、臺南州民風作興會、高雄州教化聯合會等の教化團體があり、宗教的教化團體は昭和十二年末に於て百九十八を算する。

圖書館及博物館　官立圖書館には臺灣總督府圖書館があり、公立圖書館には州立二、市立六、街庄立七十四があり、私立は四館ある。官立博物館には文教局附屬博物館があり、公立としては蕓隆、臺中、臺南、嘉義、臺東に各一箇所ある。

高砂族の撫育教化　總督府は高砂族の進化の程度に從ひ、緩急宜しきを制して之が保護取締の途を講じ、治安を維持すると同時に教育、衞生、交易、授産及土木等の方面に向つて銳意努力し、以て其の向上と蕃地の開發とに努めて居る。卽ち高砂族兒童の教育機關としては公學校の外、特に蕃地に於ける兒童の爲に警務局主管の教育所がある昭和十三年四月末現在に於て教育所百八十五、在學兒童九千三百九十二人(外に補習生一、四三九人あり)を收容して居る。公學校に在學する兒童は七千二百五十二人で、小學校に共學する兒童も三十九人に達して居る。又醫療機關としては公醫三十九人、療養所百九十三にして專ら高砂族の診療に當らしめて居る。尙蕃地に於ける道路の開鑿は高砂族の教化及蕃地の開發に寄與するところが多いので、總督府は銳意道路政策に努力して居る。

第三　樺太　樺太に於ける社會教育施設は、青年團、青年訓練所、體育運動團體、圖書館、博物館、教育會及樺太教化事業奬勵會等がある。

昭和十二年四月末に於て青年團は團體三百八十三、團員一萬二千九百六十二人、青年訓練所は其の數五十一、生徒三千六十九人にして、昭和十一年度中の閱覽人員は二萬九千百八十二人である。博物館は一にして昭和十一年度中の觀覽人員は一萬八千四百四十二人を算し、夫々教化の實を期して居る。教育會は元各支廳の下に獨立した教育會があつたが、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年新に町村毎に教育會を置き、更に支廳に管內を統一したる教育會を創設し、之を聯合して樺太廳內に樺太教育會を設置し、專ら斯道の奬勵を圖つて居る。

樺太教化事業奬勵會は大正十四年當時兩陛下御成婚二十五年の御祝儀に當り、教化事業御奬勵の思召を以て御下賜ありたる恩賜金を以て之が　聖旨に副ひ奉る爲、昭和六年設立し社會教化に盡力して居る。

第四　南洋群島　南洋群島に於ける社會教育施設は、南洋群島教育會青年校、青年團、中年團、婦人會、同窓會、尚武會及少年團等がある。

昭和十三年四月末現在に於て教育會は七、會員九百三十七人、青年校一、生徒四十四人、青年團は六十四、團員八千七百七十六人、中年團は三、團員三百九十一人、婦人會は一、會員二百人、同窓會は七、會員一千六百十三人、尚武會は一、會員三十二人、少年團は四、團員三百六人あり、夫々之が目的達成に努めて居る。

第三節　神社

第一　朝鮮　朝鮮に於ては大正四年八月、府令を以て神社に關する諸規定を發布し、次いで大正六年三月神祠の設立其の他に關する規定（府令）を設けたのであるが、爾來敬神思想の興隆に伴ひ神社制度の整備確立を促すに至りたるを以て、總督府に於ては時勢の進運に鑑み、昭和十一年八月神社法規の全般に亘つて根本的改正を加へ、以て國幣社に關する職制其の他の確立を見、又新に道府邑面より幣帛供進の制度を確立するに至つたが、尚同時に京城神社竝に釜山府鎭座龍頭山神社の兩社をば國幣小社に列格仰出され續いて昭和十二年五月には平壤神社及大邱神社の兩社も國幣小社に列格仰出された。昭和十二年末現在に於ける神社の數は、官幣大社一、國幣小社四、爾餘の社五十二、神祠三百十一である。尚朝鮮全土の總鎭守として、京城に創建せられたる官幣大社朝鮮神宮は天照大神及明治天皇の御二柱を勸請し奉り、大正七年度より國費經營の繼續事業として工程を進め、同十四年九月を以て全部の竣功を告げ、十月十五日鎭座祭を執行せられた。爾後毎年十月十七日を以て例祭日と定められ、勅使御差遣の事に治定せられて居れる。

第二　臺灣　臺灣に於ける神社は總て領臺以後の建設に係り、其の數官幣大社一、官幣中社一、縣社十、鄉社四、無格社三十二である。又神社としての物的要素を具備しない社百九、遙拜所四が各地に散在して居る。而して官幣大社臺灣神社は臺北市東北約一里の劍潭山の中腹に在り、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王の四神を奉祀してある。明治三十三年內務省告示第八十一號を以て創建のことが發表せられ、翌三十四年十月鎭座式が行はれた。爾來毎年十月二十八日を例祭日と定められて居る。尚臺灣神社は御鎭座以來相當年月を經過し社殿の朽壞が甚しいので皇紀二千六百年記念事業として昭和十二年度以降四ヶ年經費二百萬圓の繼續事業として　御遷座造營のことに決定し目下工事進行中である。

第三　樺太　樺太に於ては明治四十四年全島鎭護の大祀として官幣大社樺太神社が建立せられ、爾來豐原、眞岡、大泊、泊居其の他の各地に相次いで產土神社の建立を見、現在其の數は百十九社に及んで居る。而して官幣大社樺太神社の祭神は大國魂命、大己貴命、少彦名命の三柱で、明治四十四年八月豐原の東郊旭ヶ岡に鎭座せられた。毎年樺太始政記念日たる八月二十三日を以て大祭日と定められて居る。尚縣社として豐原に豐原神社、大泊に亞庭神社、眞岡に眞岡神社があり外に明治三十七、八年戰役に北遣軍に從つて戰歿せる勇士及昭和六年乃至九年事變に當り護國の鬼と化した本島出身者の英靈を齋き奉る樺太招魂社が昭和十年に建設せられ毎年八月二十五日を以て大祭日と定められて居る。

第四　南洋群島　南洋群島に於ける神社は總て大正三年軍事占領後の建設に係り、昭和十三年四月末現在に於ける數は無格社八である。是等の神社の御神體は何れも伊勢大廟より分遷し奉つたものである。

第四節　宗教

第一　朝鮮　朝鮮に於ける宗教は神道、佛教（在來佛教及內地佛教）、基督教の三である。

佛教　朝鮮在來佛教は今より凡そ千六百年前、高句麗小獸林王二年支那東晋より傳はり、百濟、新羅を經て高麗の末期に至るまで歷朝の保護に依つて頗る隆昌を極めたが、李朝に至り其の隆盛に伴ひ弊害百出せるに鑑み、專ら儒學を奬勵して寺刹の新設竝に良民の僧侶となるを禁ずる等抑壓を加へた結果、特別の保護の下に在る以外の寺刹は多く荒廢に歸し復古興隆するの力なくして歲月を送つて來たが、李太王の甲午の改革に依り信教の自由を得ることとなり、更に日韓併合後明治四十四年寺刹令の施行に依つて僧侶の地位は保障せられ、寺刹の財產は其の保有を鞏固ならしめ數百年來沈衰せる佛教は竝に漸く蘇生の觀を呈するに至つた。爾後漸次布教、興學に努めて居り、又內地佛教各派に於ても漸次朝鮮の布教に著手するに至つて居る。昭和十一年末現在に於て寺刹一千三百三十六、僧尼六千六百四十八人、信徒（朝鮮人）十九萬三千九百餘人を有して居る。

基督教　朝鮮に於ける基督教の傳播は十八世紀の中葉、朝鮮より清國に使した者が、北京に於て天主公教の聖書を購入して之を傳へたのが濫觴である。初め天主公教は京畿道を中心として傳播したが、其の教義が朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反するものとして李朝の正祖は之を嚴禁し、教徒は峻刑に處し、書籍は悉く沒收し且つ輸入を禁ずる等所謂迫害時代を現出した。其の後歐米の宣教師の朝鮮に渡來したるは憲宗二年（九十九年前）佛國人ピエル・モーバンにして、其の他二名の宣教師が渡來したが、壓迫は依然たるものであつた。然るに李太王十九年歐米諸國との外交關係が成立し、從つて基督教の布教を默認したので天主公教も亦漸く教勢を回復し、其の後新派基督教も漸次渡來を見るに至つた。

次に布教規則に依つて公に認められた宗教は神道、佛教（內地佛教及在來佛教）及基督教の三である。神道各派は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黑住教、實行教及御嶽教の十派がある。以上各派を通じて昭和十二年末現在に於ける布教所は二百九十九箇所、布教者五百八十九人、信徒九萬一千七百餘人、內朝鮮人一萬六千四百餘人である。

佛教は內地佛教の眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗、天台宗、華嚴宗に屬する二十八派と敘上の朝鮮在來の佛教とがある。

內地佛教寺院布教所は六百八十九箇所、僧侶及布教者七百六十七人、信徒內地人二十八萬八千四百餘人、朝鮮人一萬五千四百餘人を有して居る。

基督教は明治十六年中朝鮮政府と英國との通商條約に依つて、其の禮拜堂を設け宣布することを許されて以來、各國は之が布教に從事するに至つたもので、朝鮮耶蘇長老教會、天主公教會、基督教朝鮮監理會、聖公會等總て十九派あり、昭和十一年末現在に於ける布教所五千四箇所、布教者及宣教師三千九百三十六人、信徒舊教十一萬四千餘人、新教三十八萬五千三百餘人を有して居る。

第二　臺灣　臺灣に於ける宗教の主なるものは儒教、道教、佛教、基督教、神道及其の他の神佛又は祖先を祭祀する團體である。

儒教　儒教は其の傳來古く、今日に於ても內地、支那に於けると同樣、本島社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。而して純然たる儒教に屬するものとしては文廟、節孝祠、祖廟等がある。

道教　道教も亦古くより傳來し島民の信仰するところであるが、純粋に道教に屬する寺廟は極めて稀にして、道教本來の神を主神本尊とするものであつても、儒教所屬の神靈又は佛教所屬の觀音等を從祀、配祀として祀つて居るものが多い。而して是等の神佛も亦殆んど道教の神の如く祭祀せられて居る。

佛教　臺灣に於ける佛教には領臺前傳來したものと領臺後傳來したものとの別がある。領臺前の佛教は南方支那の佛教と同じにして、其の寺院は大抵鼓山湧泉寺或は怡山長慶寺の末徒の開拓に係り、傳燈に於ては概ね禪宗に屬するが內地の禪宗の如く純粹なるものではなく、其の內容は淨土に傾き坐禪の外に念佛を兼ねて居る。尙領臺前に傳來した佛教の一派に齋教がある。明朝の頃に禪宗より變胎したものにして、教義は一般佛教と異ならないが、佛教の教義以外に儒道の教義を加味したものが多い。其の徒の僧侶と異る點は出家せず法服を纏はず頭髮を剃らず、一般の俗人として市井に生業を營み、其の身を持すること嚴正にして能く戒律を守ることである。齋教には先天、龍華、金幢の三派がある。領臺後は內地の佛教各宗派である天台宗、眞言宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、眞宗、日蓮宗等が、島內各地に寺院、布教所を設けて布教傳道に努めて居る。

基督教　領臺以前より布教に從事したものは天主公教會、長老教會の二にして、西曆一千六百二十七年、和蘭宣教師カンヂヂウスが天主教を南部臺灣に傳へ、之と前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來し、銳意土蕃の教化に努め一時隆盛に赴いたが、後一千六百六十年、鄭成功の占據と共に基督教は一旦其の跡を絶つに至つた。後約二百年を經て一千八百五十九年、西班牙人は再び本島に於て天主教の布教を企て、ゼンス博士を派遣し爾來幾多宣教師の努力に依つて各地に教勢を擴張するに至つた。次いで一千八百六十五年には蘇格蘭長老教會、一千八百七十二年には加奈陀の長老教會より宣教師が渡來して布教に努めた。領臺後は日本基督教會、組合教會、聖公會、聖教會、救世軍及日本メソヂスト教會、の六派が布教に從事し、日本基督教會及聖公會が最も古い。

神道　神道は全く領臺後に行はれたものにして、神道十三派中現に本島に傳來したのは天理教、金光教、神習教、御嶽教、實行教、大社教、扶桑教、神理教及神道の九派にして、就中天理教の教勢が最も振つて居る。

神佛又は祖先を祭祀する團體　臺灣に於ては古くより神明會及祖公會なるものがある。神明會は身分の相同じき者即ち讀書人、同業者、同鄕人、同姓者等の關係に緣つて、數名乃至數百名の同志が或る神佛を祭祀するを目的とする團體にして、同時に副目的として會員相互の利益を進め、親睦を圖り、道路、橋梁、義渡の保存を計るなどのものである。祖公會は略々神明會と相似たものがあるが、唯會員の資格は同姓又は同宗の者に限り、且つ祭神は必ず其の會員一同の共同祖先でなければならない。

昭和十二年末に於ける前述各宗教の現況を數字的に示せば左の通りである。

	寺院（×教務所）	稅敎所	布教師數（×は住職の別掲）	信徒數
佛教	六一	一一八	一八八 ×五六	一七五、〇〇三
神道	×一	八二	一一八	二九、二七七
基督教	×三	二五八	三〇〇	五三、二七八

尙此の外齋堂二百三十六、寺廟三千四百六十九、神明會六千三百がある。

第三　樺太　樺太に於ける宗教は領有前はギリシヤ正教會であつたが、領有後內地の各宗派の布教師續々渡來し、各地に寺院、布教所を設けて布教傳道に努めた結果年を逐ふて盛んとなり、壇徒の數も亦增加して居る。

宗教は大體神道、佛教、基督教の三にして、神道に屬するものは神道、黒住、天理、金光及大社の五派、佛教に屬するものは眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土、天台の六派、基督教は日本聖公會、日本メソヂスト教會、日本基督教會、ホーリネス教會、救世軍及天主公教會の六派がある。昭和十二年末現在に於ける概況は左の通りである。

	寺院及布教所	僧侶及布教師	信徒數
神道	五五	五五	二三、二六三
佛教	二〇一	一九六	五〇、六一一
基督教	一三	一三	一、三二四

第四　南洋群島　南洋群島に於ては古來土人には特に宗教と名づくべき程のものなく、唯所謂トウテム（totem）信仰にして或る動物を一族の祖神と爲し、又は或る植物を神聖樹として崇拜するが如きものがある。西班牙及獨領時代より基督教師の傳道の結果漸次基督教を信仰する者多く、佛教はサイパン島及パラオ島に布教所を設け專ら布教に從事して居る。昭和十三年四月末現在に於ける概況は左の通りである。

	寺院又は教會（布教所）	宣教師（修道士及傳道士を含む）	信徒數
基督教	一四八	一七七	四〇、〇五四（内地人一三八人ヲ除キ他ハ土民）
佛教	一一	一一	四六、七一六（土民五〇人ヲ含ム）
天理教	一	一	二一（土民五人ヲ含ム）

警察、衛生、社會事業及兵事

第四章　警察、衛生、社會事業及兵事

第一節　警　察

第一　朝鮮　朝鮮の警察制度は大正八年に至る迄は憲兵警察の制を採り、朝鮮駐劄の憲兵司令官である陸軍將官を以て警務總長とし、各道の警務部長も亦憲兵佐官を以て之に充て、警務總監部、警務部及警察署は總て一般の行政と其の系統を異にしたが、大正八年八月の官制改革に依つて總督の兵權を解くと共に警察制度に付ても憲兵警察を廢して文官警察の制を採り、警察事務も亦一般行政と同樣之を總督及道知事の權限に屬せしめた。（大正八年勅令第三百八十七號に依り改正）卽ち現行警察制度に於ては總督府に警務局を置き、警務局長をして警察及衛生に關する事務を掌理せしめ、各道には警察部を置き道事務官を以て部長に充て、各府、郡、島には警察署を、其の下には派出所、駐在所、出張所なる警察機關を配置して各警察及衛生事務を掌らしめて居る。

次に朝鮮の治安狀況は大正八年三月一日に起つた騷擾事件後一時平靜を缺き不安の氣四方に漲り屢々兇暴行爲が敢行せられたが、其の後警察制度の一大改革を行ひ、銳意警察力を充實し撫育に努めたので不穩策動漸く鎭靜し、時日の經過と共に一般民衆も迷夢から醒め曾て不逞行動に參加したる者も前非を悟つて歸順する者が續出するに至つた。併しながら一部には尙此の大勢を辨へず民族的偏見に捉はれ在外不逞者の使嗾により屢々妄動を繰り返へし、或はコンミンテルンの魔手に操られて不軌の行動に出づる者等もあつたが、之等も疆內人心が安定し國外に於ける不逞團の

聲望衰へると共に漸次屏息の狀態に陷つた。たゞ國境地方だけは對岸に根據を有する匪賊の出沒今尙跡を絕つに至らず、殊に昭和十一年東北抗日聯軍組織さるるに及んでは之等大小の兵匪、鮮匪等は其の傘下に參じて共匪化し主として北部滿蘇國境三江省及南滿東邊道一帶の地區に漸次勢を得んとしつゝあつたので、朝鮮側に於ても滿州國軍警及關東軍の討伐に呼應して匪賊情報の交換越境討伐等適時緊密なる連繫の下に國境地方の肅正に協力したる爲着々實績を擧げ來つたが支那事變以來再び活氣を呈し形勢樂觀を許さざるものがあつて昭和十二年中に於ける對岸匪賊の出沒は三、九五四回延人員二二八、四〇九名被害殺人二九五名傷害二六〇名拉去二、八二〇名にして出沒回數に於て減少せる外他は何れも激增を來せるを以て國境警察官は其の鎭壓防備に寸隙もない狀態である。

尙犯罪狀況を觀れば往時の朝鮮は强盜、殺人等殘忍性のものが他の犯罪に比し多かつたが、近時犯罪の重なるものは財產犯で其の約五割を占め、就中窃盜が最も多く詐欺、橫領等の智能犯罪之に次ぐ右の外廣告詐欺特約販賣豫約等に藉口する犯罪並に不正行爲取引眞似の賭博的犯罪、阿片「モルヒネ」「コカイン」等の密輸移出入其の他小作爭議、勞働爭議及思想犯罪暴力行爲に關する犯罪がある。

通貨僞造に關する犯罪は多く鮮外に於て行はれ、國境方面より搬入されるもので又所謂時局標榜の犯罪は主として海外に往來したるもの又は國境對岸奥地に潛在する不逞の徒等が時々越境鮮內に侵入し來るも徹底せる取締により殆んど其の影を見ざる狀況である。

尙鮮內の犯罪發生及檢擧件數は左表の通り

犯罪發生及檢擧累年比較表

（卽決ヲ除ク）

區分		强盜	窃盜	詐欺	恐喝	橫領	其ノ他刑法上ノ罪	計
昭和十年	發生	八三九	六四、〇六〇	三一、〇六〇	八〇〇	二一、一七〇	一〇〇、七九一	一九九、七一〇
	檢擧	七八四	五一、五七二	二二、四〇七	八一三	二一、六八〇	一〇〇、九一四	一八八、一七〇
昭和十一年	發生	七五〇	六四、八九三	二三、五五八	七五六	二一、四三六	九四、〇一一	一七七、四〇四
	檢擧	六四五	四九、四〇三	二三、九二三	七五四	二一、六八〇	九二、九〇六	一八一、二六七
昭和十二年	發生	七二七	七一、三八一	二三、〇六九	八一五	二一、三五四	八八、三七五	一九六、七二一
	檢擧	六五五	五一、二〇九	二三、五三一	八〇九	二一、四八一	八八、五四五	一七二、三一〇

第二　臺灣　臺灣に於ける警察制度を觀れば明治三十三年第三代乃木總督の所謂「三段警備」の方法（註一）に依る警察制度廢止以來、種々の變遷を經て大正九年の地方官々制の改正に依つて現行警察制度が整へられるに至つた。而して各州には警察部、廳には警務課、郡には警察課、市には警察署を置いてある。州には警察課、警察署を、廳には郡警察課又は支廳を、警察署、郡警察課、支廳の下に派出所を置き、更に郡警察課の下に駐在所を置き、處によつては分室を置いてある處もある。尙郡守に警察權を附與せるは臺灣の特殊事情に基く地方警察制度の特質である。

（註）「三段警備」の方法とは山地に居る土匪に軍隊が警備すること、村落の警備は警察其の任に當り、山間と村落との中間は憲兵と警察官との協力警備に俟つと云ふ方法であつて、該制度は存續數箇月にして第四代兒玉總督の時に至り廢止となり、同時に純然たる文官警察制度が布かるゝに至つた。

臺灣に於ては特に保甲條例（明治三十一年律令第二十一號、改正明治四十二年律令第五號）に依つて、舊慣を參酌し

て地方の安寧を保持せしむる爲本島人に對し保甲制度を設けた。

保甲制度は支那に於ける保甲の制度に則り、一定の戸數に依つて保及甲と稱する隣保團體を編成し、該團體内に於ける警察の下級補助機關として警察事務を行ふことを以て其の主要なる任務となし、兼ねて下級行政事務をも輔佐せしむる。其の組織は凡そ十戸を以て甲と名づけ、凡そ十甲を以て保とする。而して保には保正、甲には甲長を置き、何れも公選の上保正は所轄郡役所、支廳又は警察署を經て知事又は廳長の認可を受け、甲長は保正を經て所轄郡守、支廳長、警察署長の認可を受くる名譽職である。保正は所轄郡守、支廳長、警察署長の指揮監督を承け保内の安寧保持の任に當り、甲長は保正の指揮監督を承けて甲内の安寧保持に任ずる。且つ保正及甲長は市尹、又は街庄長の指揮を承けて保内に於て市尹又は、街庄長の職務を補助執行する。

又保及甲の人民をして相互に戒飭せしむる爲各々連坐の責任を負はしめ、其の連坐者を罰金若くは科料に處することを得る。更に保甲制度の目的を貫徹せしむる爲の補助機關として壯丁團がある。壯丁團は一保毎に編成するのを通例とする。而して壯丁は區域内の居住民中、十七歳以上四十歳未滿の男子にして身體强健なる者を選拔し、匪賊竝に水、火災の警戒防禦の任に當るものである。昭和十二年末現在に於ける保數は五千六百十一、甲數は五萬三千七百三十五、壯丁團數は千二十八、團員四萬八千五百四十六である。

次に治安狀況を觀れば臺灣の匪亂は大正四年に於ける臺南西來庵事件を以て最後の幕を閉ぢた。爾來教育産業を始め各部の行政を整備し、只管保護指導に努めたる結果島民其の堵に安んじ、匪賊の橫行、生命財産の危險は昔日の夢と化し、全島民衆茲に始めて我が統治を謳歌し文運日に隆昌の域に進んだ。當時我邦は歐洲戰亂の影響に由り經濟界の好況逐年高潮に達し、本島も亦同樣の景況を呈せるを以て都鄙を通じ島民の經濟力は隨て膨脹し生活狀態も著しく向上改善せられた。

而して、大正八年文官總督の莅任せらるるや本島が帝國憲法治下の領土たることを宣したると共に、自治を施行し議政機關を設け參政權を付與し、又内地法を其の儘臺灣に施行するを原則として島民の權利を伸張し、名實共に差別待遇を撤廢し、内地延長主義の實を擧げ、其の他各般の行政施設の充實、産業の發遠、教育の普及に努めたる結果、益々民度の向上發展を促し、島民は其の分に安じ孜々として其の業に勉勵し、只管聖代の康寧と幸福とを謳歌し一般民情は概ね平靜である。

一面社會運動を觀るに歐洲大戰後、世界の弱少民族を風靡したる所謂民族自決思想の流入は支那の青年學徒を覺醒せしめ所謂「五、四運動」として黎明支那に刺戟を與へ、相次で發生せる民族運動は直接間接本島に波及し之に共鳴して島民の覺醒團結を皷吹するが如き言動を爲す者頻出し、又一面急進矯激なる思想の擡頭を觀たるも、當局者の不斷の取締と屢次の徹底的檢擧と相俟つて、左翼運動は完全に根幹を斷ちたると共に民族運動も亦其の影を潜めるに至つた。殊に今次支那事變の勃發を見るに及んで所謂皇民化運動に一段の拍車をかけ島民は聖恩の廣大なるに感激して一致團結して銃後の護を强固ならしむることに努めてゐる。

臺灣に於ける犯罪狀況も、人口の增加が延いては各人の生計を困難ならしめたると共に、他面文化の進展、道義心の弛緩等の諸原因と相交錯して犯罪も逐年增加の傾向にある。曾ては人文の開けなかつた結果、犯罪にも單純殺伐のものが多かつたが、近年その手段方法も漸次智能的專門的となり罪證湮滅の手段も亦著しく巧妙になつたことも瞭である。

詐欺橫領の如き智能的犯罪は人智の向上に隨伴するものであり、傷害、賭博の多數なるは民族の性情と風俗の水準

を思はしむるものがある。尙此の外に臺灣の特殊犯罪として阿片令違反及通貨に關する犯罪がある。

島內の犯罪發生及檢擧件數は左表の通りである。

犯罪發生及檢擧累年比較表

區分		放火	文書僞造	强盜	窃盜	詐欺	恐喝	橫領	賭博	殺人	傷害	其ノ他刑法上ノ罪	計
昭和十年	發生	四一	四一五	六一	二〇、二八九	一〇、三二〇	五二六	八、二〇三	九、二〇三	七七	四、九四一	六、〇七四	六〇、三一九
	檢擧	三七	三四三	四六	一五、七六七	八、六三六	五一二	六、二六九	六、二六〇	六九	四、六七〇	六、〇二九	五一、六〇一
昭和十一年	發生	七七	四五五	七一	二四、六二〇	一七、五三五	四一六	八、五四六	一一、三六二	八一	五、一二四	七、三九三	七五、六八二
	檢擧	七五	四〇三	五六	二〇、八八九	一三、三二五	三九五	七、五二六	一一、二八七	七七	四、八五二	六、九三七	六五、八二〇
昭和十二年	發生	三七	四一五	五五	二九、〇六八	一二、五五八	三六八	一四、四四七	一〇、六七四	一一三	三、八一七	一〇、一三〇	八一、六八二
	檢擧	三五	三七四	五二	二五、一八八	一一、三九八	三五三	一二、九七二	一〇、七八九	一〇六	三、六六三	九、五九二	七四、五二二

第三　樺太　樺太に於ける警察權は初め憲兵隊の執行するところであつたが、樺太民政署の開設と同時に同署に移管することとなつた。明治四十年四月樺太廳設置と共に警務課を設けて警察事務を分掌せしめ、又支廳長をして警察事務を執行しめたが、爾來官制の變遷を經て大正二年に至り現在の警察部が設けられ、長官の指揮監督の下に警察部長之を掌理し、大正七年の官制改正に於ては支廳長より警察事務を分離し、管內樞要の地に警察署及警察分署を設置して專ら警察及衛生の事務の執行に任じ、昭和二年警察分署廢止せられ、之を警察署に昇格せしめて今日に至る。

斯くて現在は警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課衛生課及警察官練習所の他昭和十三年度より防空課を新設せられた。

次に治安況狀を觀れば樺太は先住民族尠く其の大多數は內地よりの渡來者にして人情風俗亦一樣ならず、其の他事業の推移に伴ひ人口の移動免れざる爲、愛鄕土着の觀念に乏しく動もすれば植民的氣風に驅られ放縱無節制に流れ、遵法の觀念に乏しき傾向ありたるに依り、警察力の擴充、生活の善導を圖り以て本島治安を完からしめ植民の本義に副ふべく努力してゐる。

本島は內地人の外朝鮮人、支那人等の渡來せる者ありて多くは勞働者の群に投し、流浪居住常なきものにして環境上思想惡化し往々不穩の行動を爲す者あり旁々隣接露領よりする共產主義の侵入の虞れもあるを以て一層嚴重なる取締を勵行して居る。

樺太に於ける犯罪は森林、漁業及阿片に關する犯罪を除き其の種類、態樣傾向等は殆んど內地と異るところなく窃盜、詐欺、橫領等の財產犯は常に刑法犯の七割餘を占め一方殺人、强盜、强姦、放火等の重要犯罪は逐年增加の傾向を辿りつつあつたが、豫防取締の徹底と支那事變以來島民の緊張自誡の結果最近は漸減の兆を見る樣になつた。

尙島內犯罪の被害及機擧件數は左表の通りである。

犯罪被害及檢擧累年比較表

（卽決ヲ除ク）

區分		放火	强盜	窃盜	詐欺	恐喝	橫領	賭博	傷害	其ノ他刑法犯	計
昭和十年	被害	一八	一二	二、四七〇	二、六〇〇	七五	九八五	四一七	三九七	一、二六七	八、二四一
	檢擧	一六	一〇	二、二四〇	二、六〇一	七五	九八五	四一七	三九七	八九七	八、〇〇六
昭和十一年	被害	七	一〇	二、五二九	一、九二九	二三	六七九	四一七	三六四	一、二〇七	六、七六二
	檢擧	六	一〇	二、三〇〇	一、九三〇	二二	六七九	四一七	三六四	一、二六七	六、九九二

昭和十二年	被害	一二	六	一、九一五	一、九一二	一二	五八〇	三六七	三八三	八一〇	五、九九九
	檢擧	一〇	五	一、九一〇	一、九一二	一二	五八〇	三六七	三八三	六一三	五、七九一

第四　南洋群島　南洋群島は大正三年帝國海軍が占領するや直ちに軍政を布き、トラック島に臨時南洋群島防備隊を設け、樞要の地に守備隊を置き其の兵員を以て地方警備に當らしめた。其の後大正四年守衛の制度を設け、主として豫後備憲兵下士上等兵より之を採用して各守備隊に配屬し、專ら警察、衛生行刑の事務に當らしめた。大正六年守衛の名稱を警吏と改め判任待遇とした。大正七年には臨時南洋群島防備隊條例を改正し、防備隊に民政部を設けて之に警務課を置き文官たる海軍事務官長及海軍事務官を以て各其の長に充て、更に守備隊所在地に民政署を置き海軍事務官を以て署長とした。大正八年に至り更に前記警吏の外に、判任官たる海軍警吏を民政部及民政署に配置し、大正十年には是等の名稱を各々海軍警部、警部補及巡査と改めた。是より先大正七年民政署を設くるに當り、巡警の職に島民より採用して島民に對する警察、衛生及行刑の事務を補助せしめた。

南洋廳設置以來警察制度に多少の變改はあつたが、現在は警視一名を置き長官の指揮監督を承けて群島の警察、行刑及衛生の事務を掌理せしめて居る。地方に於ては各支廳及支廳出張所に警務係を置き、其の下に各樞要の地に警部補派出所、巡査駐在所を置き、警部、警部補、巡査部長、巡査及巡警を配置して局部的に警察事務を執行又は補助せしめて居る。

群島島民は概ね柔順なりと雖ポナペ島民は嘗て獨領時代道路賦役の頻繁なるに激し一村結束して、官憲に反抗し突如知事以下當路の官吏を殺戮し兇暴を逞ふし、軍艦の出動に依り漸く鎭壓するを得たる事例あるも、帝國統治後苛斂誅求を嚴に戒め綏撫至らざるなく恩威並び行はれて皇澤を謳歌し、皆其の堵に安んじ政令克く行はれ居るを以て未だ嘗て如斯不祥事の發生を見ず。在留邦人亦多くは淳朴なる農民にして不逞の徒なく、從つて內地又は他の外地に於けるが如き事犯なく治安の狀況極めて良好なり。

然れ共、近年產業の開發に伴つて勞働者其の他の入島激增するを以て中には不良分子介在し動もすれば煽動的不穩の言辭を弄し或は粗暴の行動に出でんとする者あり、質朴なる農民の思想を惡化せしむる傾向なきにしも非ざるを以て嚴重に之が取締を勵行せしめて居る。

群島の犯罪は概して其の態樣單純である。唯群島は島民に對しては特別の場合を除き一般に酒類の飮用を禁止した結果之が取締規則違反者多く、又文化の浸潤に伴ひ物慾頓に加り竊盜罪著しく昭和十二年に於ては全刑法犯の三九％を示して居る。

尙島民は嘗て貞操、差恥の念乏しく猥褻、姦通又は之等の目的に出づる住居侵入等の犯罪少くなかつたが、近時敎化の普及に因り逐年其の數を減じたるは慶ぶべき現象である。

然し、一面人智の開發に伴ひ智能犯漸く現はるるに至つたのと、從前殆んど其の例を認めたかつた、邦人に對する殺傷强盜、住居侵入等も時に發生するに至れることは注目に値する。

尙群島內の犯罪及檢擧件數は左表の通りである。

犯罪發生及檢擧累年比較表

（卽決ヲ除ク）

區分	放火及失火	文書偽造	殺人	强盜及竊盜	詐欺及恐喝	橫領	賭博及富籤	其ノ他	酒類取締規則違反	其ノ他行政法規違反	計
昭和十年（發生	六	一九	四	四七三	四一七	九七	一九六	一八七	五一二	一一	二、〇二二
檢擧	六	一九	四	四〇二	四一七	九七	一九六	一八七	五一二	一一	一、九五一
昭和十一年（發生	九九	一一九九	七	八七一八〇六	五八〇〇	一〇〇七	二三	二七八七	五三二	四六	二、四七二
檢擧	九九	一一九九	七	八七一八〇六	五八〇〇	一〇〇七	二三	二七八七	五三二	四六	二、四〇六
昭和十二年（發生	一一二	一一〇〇	五	六四八五九四	二七四二	一一七七	四二四二	二〇七二〇八	七〇五七〇五	二九二	二、〇四九
檢擧	一一二	一一〇〇	五	六四八五九四	二七四二	一一七七	四二四二	二〇七二〇八	七〇五七〇五	二九二	一、九九六

第二節　衞生

第一　朝鮮　朝鮮は由來傳染病や地方病の流行絶ゆることなく、又各種の寄生蟲病殊に肺ヂストマ、十二指腸蟲病各地に蔓延して居る狀態であつたので、總督府は始政以來衞生施設の改善發達に努め、先づ飮料水の改良方法として京城水道の買收擴築を行ひ、又仁川、平壤、鎭南浦各水道の敷設を完成し、釜山、木浦、群山、元山其の他市街地三十三箇所に對し工費の半額以上を補助して水道敷設を助成し、又各道に補助して共同井戸の掘鑿を奬勵し、傳染病及獸疫の豫防に付ては每年多額の國費を支出して機宜の措置を講じ、種痘を勵行して、著しく其の病勢を局限し、又除穢事業其の他一般保健衞生の取締に付ても亦常に之を勵行し、諸般の施設の進捗と共に稍々衞生狀態の面目を改むるに至つた。今傳染病に付て最近三年間の概況を示せば左の通りである。卽ち昭和十年に於ては患者總數一萬七千六百七十三名（死亡三千四百十五名）、昭和十一年には患者一萬七千八百六十九名（死亡三千三百二十一名）、又昭和十二年に於ては患者數一萬四千七百十八名（死亡二千七百三十七名）を示してゐる而してその中首位を占むるものは腸チフスの患者五千四百十七名（死亡九百三十三名）にして赤痢の發患四千三百二十九名（死亡八百十五名）之に次ぎ、更にヂフテリヤの二千三百六十一名（死亡六百八名）の順となつてゐる。

總督府は京城に京城帝國大學附屬醫院、京城醫學專門學校附屬醫院及鐵道病院を、全羅南道小鹿島に癩療養所たる小鹿島更生園を設け、各道には道內樞要な箇所に道立醫院を設置せしめ、又疆內各地に警察醫及公醫を配置して診療に當らしめて居る。

昭和十二年末の狀況を示せば、醫院百五十一、（官立四、公立四九、私立九八）、醫師二千九百六、醫生三千七百三十九、限地開業醫三百六十一、齒科醫八百三十七、藥劑師四百七十二、產婆一千七百七十二、看護婦一千九百七十一である。

第二　臺灣　臺灣は一般に不健康地の如く解せられて居るが、衞生設備の完成と衞生思想の普及と相俟つて近年其の面目を一新し、ペストの如きは大正七年以來全く之が發生を見ない。最近の概況を示せば昭和十年には發病患者數二千九百七十九名（死亡六百八十一名）、昭和十一年には患者三千二百三十六名（死亡七百六十名）、同十二年に於ては二千八百三十二名（死亡六百十二名）となつてゐる。

次に衞生施設に就て觀るに、總督府は上水に關しては主要都市に水道を設け、昭和十二年度末に於て旣に竣功したもの九十五箇所ある。又下水に就ては本線を暗渠に、支線をU字形閉渠式とする設計を爲し、明治三十二年下水規則を發布して之が普及に努めた結果、現在に於ては如何なる小都市に於ても之が施設を見るに至つた。其の他屠畜場の

設置、住宅改善、飲食物類の取締を行つて居ることは勿論である。

臺灣に於ける昭和十二年末現在に於ける主なる醫療機關は、官立醫院十五、公立醫院十八、私立醫院二百二十一、醫師（官衙奉職七十四、官公立醫院奉職二百五十九、開業醫千二百三十一、公醫二百五十八）、齒科醫（官衙奉職二十一、官公立醫院奉職四十四、開業醫百十九）、醫生百八十一、産婆千七百四十一、藥種商二千三百三十五、製藥者二十九等である。

第三　樺太　樺太には由來風土病と稱するものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見ることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生を見ざる狀態である。

鞏近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の增加著しく、從つて交通亦頻繁を加へ各種病菌の傳播の機會多く、傳染病は漸次增加の傾向に在る爲之が豫防撲滅に努力したる結果昭和十年中患者數一千三十四名（死亡百四十名）、昭和十一年發患數九百三十三名（死亡百四十八名）、同十二年には八百十八名（死亡九十四名）、にして漸減を示してゐる。

次に衞生設備としては先づ飲料水であるが、現に上水道の設備のあるものは豐原市、大泊町、泊居町、眞岡町、本斗町及名好村にして、野田町には簡易上水道がある。其の他に在つては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供して居る。又下水道は大泊町及豐原市に敷設せられて居る。

樺太に於ける醫療機關は現在豐原、大泊及眞岡に樺太廳醫院があり、一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めて居る。尙管內樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ一定の補助を與へて居るものが八十三名ある。

昭和十一年末現在に於ける醫療機關の概況は、醫師（免許百四十二、假免許八十二）、齒科醫（免許六六、假免許二六）、産婆（免許二百四十一、假免許二十三）、看護婦八十三、藥劑師五十九、藥種商七十一、賣藥業五十七である。

第四　南洋群島　南洋群島は熱帶圈內に在るも、氣候比較的良好にして居住に適し、他の熱帶地に見るが如き惡性の疾病少く、保健狀態は佳良である。唯群島內各島嶼は多くは狹小なる珊瑚礁にして、良好なる飲料水を得ること困難なる爲、一般に貯溜天水を飲用すること、又雨量多く濕度高きこと等罹病の素因となることがある。而して最近に於ける傳染病發生狀況を見るに昭和十年患者數八十二名（內死亡三十四名）に達し昭和十二年に於ては患者數二百七名（死亡四十六名）にして稍減少を見たるが之等患者の大部分はアメーバ赤痢にして實に百八十名を上下してゐる。

大正三年領有後直ちに醫院を開き、軍醫官をして一般の診療に從事せしめ、同七年には文官たる醫官をして之に當らしめ、更に大正十一年南洋廳の設置と共に各支廳より醫院を獨立せしめて醫療機關の完備を圖り、又同十五年にはクサイ島にポナペ醫院の分院を設けた。尙每年數回各地に巡回診療を行ひ、且つ料金に關しては昭和二年十二月には民度、富力等に依つて群島を甲、乙、丙の三地域に分け、甲を略々邦人の三分の一乃至二分の一とし、乙、丙も甲に準じ相當の差等を設けた。昭和十三年七月末現在に於ける醫院職員の定員は醫長四、醫官六、醫員十五、藥劑員七、書記三、事務雇員九、助手九、産婆八、看護婦二十七である。

又昭和八年四月公醫規則を制定して開業醫中より之を命じ、公衆衞生及醫事に關する事項を補助せしめて居る。

第三節　社會事業

第一　朝鮮　天災地變等非常災害に因る罹災民救助に就ては屢々畏き邊より多額の御內帑金御下賜の恩命に浴してゐることは恐懼感激の至りであつて、併合以來昭和十三年九月迄の御下賜金累計は實に四十七萬七千七百圓の多額に達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては、恩賜罹災救助基金に依る救助、道罹災救助基金に依る救助、道費及國費に依る救助とがある。恩賜罹災救助基金は　明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ大正三年恩賜罹災救助基金を設定し朝鮮總督之を監理し爾來朝鮮內は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救濟をも行ひ特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救濟し得ざるときは基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て優渥なる聖恩に浴せしめつつあるが昭和十二年度迄に支出せる總額六十三萬七千百四十七圓に達し基金現在額は四十一萬五千圓で昭和十三年度豫算額は三萬九千六百十五圓である。次に道罹災救助基金制度は昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し道をして道稅を增徵せしめ之に國庫補助金を交付して各道に十箇年間千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子收入と併合の際御下賜あらせられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授產、教育及兒歎救濟費に充つる基金として全鮮府群島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子收入額の一割を罹災救助の費に充つることとなつて居りしが入金とを合せて避難所設置、焚出又は給與、治療、死亡者の埋火葬等應急救助費に充當せしめんとするのである。が昭和十三年度罹災救助費豫算額は十萬七千三十二圓である。而して災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては諸種工事を實施して勞銀を撒布し又は副業を奬勵して其の收益に依り生活の資を得せしむるための事業を起し其の經費多額に及ぶときは道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算に依り之に充當せしめるのである。尙此の外に特に被害甚大なるときは朝鮮社會事業協會等の機關に依り朝鮮、內地、臺灣及滿洲方面より義捐金を募集せしめて救濟の萬全を期してゐる。

賑恤救護　大正四年及昭和三年の御大禮竝に昭和二年の御大喪に際し御下賜あらせられたる御內帑金八十九萬二千四百圓を基金として、大正五年一月恩賜賑恤資金を設定し、朝鮮總督之を管理し老幼、不具、癈疾者にして生業を營むこと能はず、而も他に賴るべき親族故舊等なき者を救助して居る。昭和十二年度末現在に於ける被救助者は一千七百五十七名の多きに達して居る。

行旅病人救護　行旅病人、同死亡人の救護に對しては、日韓併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十餘圓を基金として、大正六年四月行旅病人救護基金を設定し、府邑面又は社會事業團體の設置する行路病人救護所に對し設備費維持費を補助し之が救護の徹底を圖つて居る。而して現在の救護所設置箇所は二十八箇所に及んで居る。昭和十一年度に於ける是等の取扱件數は行旅病人十一萬一千四百八十三延人、行旅死亡五千四百四十七延人、準行旅病人三十萬七千七百八延人に達して居る。

恩賜記念救療　昭和七年八月不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間每年七萬五千圓御內帑金を御下賜あらせらるる旨の御沙汰を拜したので之に國費八萬一千二百四十七圓を加へたる計十五萬六千二百四十七圓を以て恩賜救療施設計畫を樹て同年十月より事業に着手した。而して御下賜金の止みたる昭和十年度よりは國費十一萬圓を以て恩賜記念救療施設として之を繼續し以て御聖旨に副ひ奉る事とした。

本施設は醫療機關の設備のない面には救療箱を二箇宛配置して（昭和十二年度には更に二箇を增配）藥品（每年更新補充す）を給與し又醫療機關の設備のある地方には診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさす事となつてゐる。而して右救療藥、診療券にて治療困難なる重症患者に對しては入院料を交付して徹底的治療を與へてゐる

事業開始以來の救療延人員は千三百萬餘人である。

方面事業　朝鮮に於て方面委員制度の設置せられたのは、昭和二年であるが、之より先既に李朝中葉以降に於て鄕約と稱する方面委員制度類似の制度があり、窮民救恤、庶民德化が行はれた。現在方面委員制度の設けられて居るのは、京城、仁川、開城、釜山、平壤、大邱、光州、木浦、新義州、咸興、及元山の十一府にして委員總數は四百六十九名、昭和十二年中の委員取扱件事數は十萬二千餘件である。

孤兒、窮兒、盲啞者の保護等　總督附に於ては孤兒の養育と盲啞者の教育とをとを掌る濟生院を設け、夫々普通教育を授くるの外、孤兒には農業を盲啞者には按摩又は洋服裁縫鍼力細工等を教授し生業を與ふるに努めて居る。昭和十三年三月末現在の收容數は孤兒二百九十三名、昭和十三年四月一日現在に於ける盲啞者は百七十八名に及んで居る。尙私設孤兒院に對しては相當の補助金を交付して之を助成し、孤兒、窮兒救護の徹底を圖つて居る。而して昭和十二年末現在に於ける全道の私設孤兒院數は二十五箇所、收容孤兒千四百六十八名に達して居る。

不良少年の感化　不良性を有する少年を收容し感化教育を施す機關として、總督府は大正十二年永興學校を設立し專ら兒童の感化教養と職業教授とを行ひ、將來獨立の生業を營ましむる樣努力して居る。外更に昭和十二年度に於て一箇所の增設を見たのである。昭和十二年四月一日現在の收容人員は百二十九名である。尙私設として京城に明進舍水色更生園、大邱警察署少年保護所、釜山に赤崎學園及釜山勤勞園、平壤に更生園等があり。昭和十二年末收容人員は百九十八名に達して居る。其の他兒童保護施設として姙産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所八箇所、母子保護施設三箇所ある。

福利施設　現在朝鮮に於ける福利施設の主なるものは公益市場六十箇所、公益質屋二十箇所、公益宿泊所六箇所、公益食堂一箇所、公益浴場六箇所、共同洗濯場八箇所、公益理髮場六箇所、少額生業資金貸付、住宅供給及職業紹介等である。而して是等の施設は概ね歐洲戰爭後に於ける經濟的社會變動に際して施設せられたものにして主として京城、仁川、平壤、大邱、釜山木浦光州、新義州、清津、咸興其他の重要都市を中心として漸次普及發達の域に在る。

而して住宅供給に付ては公營住宅の建設せられたもの既に六百戶に達してゐる。又小額生業資金の貸付は昭和十三年三百四十三萬七百二十圓にして、之が勤農共濟組合數は五千六百に上つてゐる。

勞務調整　晩近西北鮮地方に於ては鐵道、河川、道路、港灣、水力電氣等大規模なる土木事業の勃興に依り日傭勞働者の需要は激增の趨勢に在るが由來同地方は人口稀薄で勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられてゐる。一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く內地渡航者は逐年多きに上り勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車、汽船運賃の割引を實施し之に依り其の移動を容易ならしめ釜山に渡航保護事務所を設けて又常時釜山に職員を駐在せしめ漫然內地渡航勞働者を朝鮮內の諸工事に紹介就職せしめる外昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩農民を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し以て之が需要調節に資しつゝある。

職業紹介　從來府、邑、面及社會事業團體に對し職業紹介所の設置を慫慂し、之が事業を助成指導するの必要を認め、公設職業紹介所に對して補助金を交付し來つた。現在職業紹介所は公設のもの、京城、仁川、群山、木浦、釜山、平壤、大邱、新義州、咸興、宣川の十箇所の外私設二箇所がある。

內地在住朝鮮人の指導　內地在住の朝鮮人は逐年增加の趨勢を示し、昭和十三年六月に於て其の數約七十七萬人と

推算されて居る。是等朝鮮人の分布は大阪府を最多とし以下兵庫愛知東京福岡の各府縣に多く以上は何れも在住者五萬人以上を算える。之を職業別に見ると、下級勞働者及屑拾行商人等の雜業者が在住者の過半數を占めて居る狀態である。然も其の言語はもとより習俗、生活態樣は內地人と異り動もすれば內地人との間に紛議を惹起するの傾向にあり、從つて之が指導保護に就ては格別の考慮を拂ふの必要がある。從來各府縣に於ては之が對策に腐心し來たり、又在住朝鮮人間に於ても內地人有志と相提携して各種の團體を作り、無料宿泊、實費、診療、人事相談等を行ひ、是等朝鮮人の指導保護に努めつゝあるものも尠くない。從來政府に於ては朝鮮人の指導保護に就ては各府縣又は民間有志の任意の事業に放任して居たのであるが、在住朝鮮人の增加と共に次第に之が重大なる社會問題化するに鑑み、一定の方針を以て積極的に指導奬勵するの必要を痛感し、昭和十一年度以降各府縣に本事業の爲、協和會の名稱を以て新なる團體の設立を勸奬し、之に助成金を交付して朝鮮人の指導保護に遺憾なきを圖つて居る。現在府縣の協和會は三十を數へ、昭和十三年十一月には是等協和會の中央機關として中央協和會の設立を見るに至つた。

第二　臺灣　臺灣罹災救助基金規則に依り、州又は廳地方費に罹災救助基金を設け此の基金より生ずる收入に依つて非常災害の場合、其の罹災者の應急救助の爲小屋掛、食糧被服の給與、治療救助、就業扶助等を行つて居る。昭和十一年度に於ける罹災救助基金は、州に屬するもの五百一萬五千三百二十六圓、廳地方費に屬するもの百四十一萬三千五百十四圓である。

賑恤救護　明治三十二年臺灣窮民救助規則を制定し、之に依つて老幼、不具、癈疾者にして生業を營むこと能はず、而も他に賴るべき親族故舊なき者を救助して居る。昭和十一年中に於ける被救助者は六百八十三人で其の救助金額は一萬六百四十一圓に達してゐる。

方面事業　方面委員は大正十二年初めて臺北、新竹及高雄に設置せられたが、以來漸次普及發達し、昭和十三年四月末現在に於ては施設數百九十、委員數二千六百十一名に達し、昭和十二年度委員取扱件數は三十萬二千七十四件、開設以來の總取扱件數は百二十七萬五千八百十二件の多數に上つて居る。

兒童保護　昭和五年以來每年五月五日を期し、乳幼兒愛護運動を起し育兒知識の徹底竝に乳幼兒保護に關する各種施設の普及を圖つて居る。澎湖を除く各州廳に常設保育機關を設けてゐる外、全島に亘り百七十餘の季節託兒所が設置されて居る。

福利施設　福利施設の主なるものとしては無料職業紹介所五箇所、公設質舖十六箇所、公營住宅七箇所、簡易宿泊所、公營十一箇所、私營九箇所、公共浴場五十七箇所等である。之等は臺北、基隆、臺中、臺南、高雄、屛東其の他重要都市に主として設置せられてゐる。

第三　樺太　行旅病人、精神病者、土人患者、收容施療患者、救育者、院外救護者及外來者を取扱ふものに、財團法人樺太慈惠院があり、主として自活し得ざる者を救濟し、以て天惠を完うせしむることを目的として居る。

財團法人樺太共濟會は樺太に於ける住民に必要なる物資の需給を調節し、兼ねて天災事變に際し罹災者を救助することを目的とする。

孤寡　孤獨、孝子及節婦にして、貧困又は病氣の爲自活療養の途なき者に對して惠恤を行ふものに、財團法人樺太恩賜財團及樺太慈惠財團がある。　又樺太保護會は刑の執行を受けたる者に對して、釋放者の保護指導等を爲して居る。

以上の團體は每年紀元節の佳辰に方つては斯業奬勵の御思召を以て御下賜金を賜り、又國庫より補助を與へて事業

を助成する等指導改善に努めて居る。

次に法令に基く實施の救護事業には軍事救護、罹災救助、水難救護、行旅病人及行旅死亡人の救護竝に取扱の四種がある。尙鞏近本島の人口の增加と時運の發展とに伴ひ、此の種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豐原、大泊等主要市街地に於ては民間篤志家に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所等が設置せらるゝに至つたが、未だ其の基礎充分でなく、成績も亦見るべきものが無い。

樺太土着人は文化極めて低く、到底社會の競爭場裡に互立し得ない爲、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奬勵して自治思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面共の風習を尊重して保護誘掖に努めて居る。

第四　南洋群島　南洋群島に於ける社會事業と目すべきものに恩賜財團慈惠會がある。本會は昭和二年二月七日大正天皇御大喪の儀の行はるゝに際し、特に慈惠救濟の資に充てしむる　聖旨を以て御下賜相成りたる御內帑金一千圓及一般の寄附金を基金として、同年五月二十七日設立せられたものである。而して右基金は之を永遠に保存し、基金より生ずる收入及其れ以外の寄附金其の他の收入を以て維持費に充てることとなつて居る。其の事業は一、窮民の救助救療、二、罹災者の救護　三、釋放者の保護　四、行旅病者の保護　五、其の他評議員會に於て議決したる事業等にして、現在實施せる主なる事業は癩患者の養護及貧困患者の救療である。

第四節　兵事

兵事一般　日本臣民は法律の定むるところに從ひ兵役の義務を有するものであるが、兵役法第九條第二項及第二十三條第一項に於て「戶籍法ノ適用ヲ受クル者」と規定せられて居る關係上、外地に於て兵役の義務を有するは唯內地人のみである。從つて內地人が朝鮮人、臺灣人の家に入りたる場合は、兵役義務は消滅するに至る爲、內地人は陸海軍の兵籍に在らざる者及兵役に服する義務なきに至りたる者　又は徵兵終決處分を經て第二國民兵役に在る者に非されば朝鮮人、臺灣島人の家に入ることを禁ぜられて居る。

今諸兵役法規に規定せらるゝ外地關係の諸事項を列記して、外地に於て取扱はるゝ兵事事務の概要を述ぶれば左の通りである。

服役　短期現役兵の所屬部隊に付ては兵役法施行令第二十六條及同施行規則第四十六條に依り左の區分に依る。

期鮮　又は間島に在る者　卒業したる師範學校所在地又は教職に在る地に從ひ江原道、咸鏡南道、咸鏡北道及間島に在つては第十九師團長の指定する同師團步兵聯隊、其の他に在つては第二十師團長の指定する同師團步兵聯隊但し教育等の關係上必要あるときは此の區分が變更せらるゝことがある。

臺灣　に在る者　臺灣軍司令官の指定する臺灣步兵聯隊

關東州　滿洲國（間島を除く）　又は其の他附近に在る者　第二十師團長の指定する同師團步兵聯隊

支那に在る者　第十二師團長の指定する同師團步兵聯隊

徵集　朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在る部隊所屬の兵員は是等の地方に徵兵區なき爲、內地に於ける一箇乃至數箇の師管又は各師管より之を徵集することに定められ居る。

徵兵檢查　徵兵檢查に付ては兵役法第二十九條に「徵兵檢查ハ徵兵檢查ヲ受クベキ者ノ本籍所在ノ徵募區ニ於テ之

ヲ行フ但シ身體檢査ニ限リ本籍所在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得」と定められ。朝鮮又は臺灣に在留する者にして徵兵檢査を受くべき者又は關東州、支那香港、澳門若は沿海州、其の他當該地域の附近に在留する者にして徵集を延期せられない者は、所定の手續を履んで本人の在留地附近の軍隊、地方廳又は領事館（總領事館を含む）に於て身體檢査を受けることが出來る。之等在留地受驗希望者は朝鮮に於ては警察署長、臺灣に於ては市尹、郡守、廳長、關東州に於ては民政署長に出願することが必要である。又朝鮮船員令の適用を受くる船員に付ても、內地船員法の適用を受くる船員と同樣に寄留地以外の地に於て檢査を受くることを得るに至つた。又南洋群島に在住する者は南洋廳支廳宛願書を差出すことゝなつて居る。

召集及簡閱點呼　兵役法施行令第百三十四條に「陸軍大臣ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ於テ行フベキ召集及簡閱點呼ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得」とある。右に基く陸軍召集規則第八章朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に於ける特例に依れば、兵役法施行令中召集に規定せらるゝ聯隊區司令官、地方長官、警察署長及町村長の職務は朝鮮及間島に在りては師團長、道知事、警察署長又は領事官、臺灣に在りては臺灣軍司令官、州知事、廳長、郡守、市尹又は支廳長、關東州及滿洲國に在つては、關東軍司令官、民政署長、警察署長又は領事官が之を行ふこととなつて居る。

朝鮮　朝鮮に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として朝鮮軍司令部を置き軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し　天皇に直隷し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衞に任ずる。之に隷屬するものに第十九師團及第二十師團の各司令部竝に鎭海及元山に要塞司令部がある。

此の外京城に朝鮮憲兵隊司令部を置き、司令官は憲兵司令官に隷し朝鮮に於ける憲兵隊を統轄する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承ける。

海軍に在りては朝鮮の海岸海面は鎭海要港部の所轄警備區に屬してゐる。

鎭海要港部司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し　天皇に直隷し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、艦政に關しては佐世保鎭守府司令長官の區處を承ける。

臺灣　臺灣に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として臺灣軍司令部を置き、軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し　天皇に直隷し臺灣（澎湖列島を含む）に在る陸軍諸部隊（憲兵隊を除く）を統率し臺灣の防衞に任ずる。一定の守備區域內の警戒及防備に任ずる爲臺灣守備隊司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隷屬して居る。

基隆高雄及澎湖島に要塞司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隷屬して居る。

臺灣憲兵隊は軍事警察に關しては臺灣軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは臺灣總督の指揮を承ける。

臺灣の海岸海面は第三海軍區に編入せられ、馬公に要港部を置き所轄區域の警備に任ずる。司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し　天皇に直隷し部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り艦政に關しては佐世保鎭守府司令長官の區處を承ける。

陸軍特別志願兵制度　日本臣民にして兵役の義務を有する者は戶籍法の適用を受くる者に限らるるが此の外に昭和十三年二月二十二日勅令第九十五號に依り戶籍法の適用なき者にも一定の條件の下に陸軍特別志願兵として兵役に服することを得るの道が拓かれた。本邦中戶籍法の適用を受けさる地域は朝鮮と臺灣とであるが志願兵出願の要件としては朝鮮總督府陸軍兵志願兵訓練所の課程を修了し又は修了し得べき見込の者に限られて居り且つ該訓練所生徒の採

用に就ては本籍地所轄道知事の推薦を經ることを要するから事實上の取扱としては現在では朝鮮に本籍を有する者のみとなつてゐる。

服役　陸軍特別志願兵令第一條の規定に依り兵役に服する者の兵役に關しては陸軍大臣の特に定むる場合を除くの外兵役法の定むる所に依つて現役兵又は第一補充兵役に徴集せらるる者の兵役と同じである。

徴集　役種は現役又は第一補充兵役である現役兵として徴集せらるる者は概ね朝鮮内各歩兵聯隊に配賦徴集せられ第一補充兵に編入せらるゝ者は特科隊に召集せらるゝこととなつてゐる。

朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所　本訓練所の訓練は六月及十二月入所の前後二期に分れてゐる。毎期の入所人員は概ね二百名位で六箇月の訓練後前期生は現役兵として其の年の十二月に入營し、後期生は修業後第一補充兵として特科隊に二箇月乃至四箇月間在鮮部隊に召集せられる

財

政

第五章　財政

第一節　朝鮮

第一　歳計　朝鮮に於ける歳計は朝鮮總督府特別會計として取扱はれ、明治四十四年以降一般會計より年々補充を仰ぎ、一時臺灣と同じく獨立計畫を實行して、大正八年度に於ては全く一般會計よりの補充金を仰がなかつたが、其の後諸般の文化施設の進展擴張の爲之が必要を生じ、大正九年度以降再び補充金を計上するに至つた。今歳計に就き其の經過を觀れば左の通りである。（括弧内は國庫補充金、單位千圓）

年度	歳入	歳出	
明治四十四年度	五二、二八四（一二、三五〇）	四六、一七二	同
大正八年度	一二五、八〇三	九三、〇二六	同
昭和元年度	二一一、七〇八（一九、七六一）	一八九、四七〇	同
同　十年度	三三〇、二一九（一二、八二五）	二八三、九五八	同
同　十一年度	三八四、四九三（一二、九一八）	三二四、四七二	同
同　十二年度	四七〇、七〇八（一二、九一三）	四三〇、七七六	同
同　十三年度（豫算）	五一八、九一五（一二、九〇九）	五一八、九一五	同

歳入及歳出　統監府時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展とに伴ひ、歳入、歳出共に項目の變遷、總額の增加を見たが、昭和十二年度の歳入歳出の決算に就て其の科目を擧ぐれば左の通りである。（單位千圓）

歲入科目	收入濟額
○經常部	
租稅	八一、五九〇
印紙收入	一九、七八七
官業及官有財產收入	二三五、九三九
雜收入	三、九四五
經常部合計	三四一、二六二
○臨時部	
官有物拂下代	一二七
寄付金	三四四
臨時利得稅	二、八三九
繰出統制稅	—
補充金	一二、九一三
公債金	五一、〇〇三
治水事業費分擔金	二一二
前年度剩餘金繰入	六〇、〇二〇
北支事件特別稅	一、九八二
朝鮮醫院及濟生院特別會計收入未濟金收入	—
國債償還資金獻納金	—
臨時部合計	一二九、四四五
總計	**四七〇、七〇八**

歲出科目	支出濟額
○經常部	
神社費	七四
李王家歲費	一、八〇〇
總督府	六、〇五五
裁判所及供託局	四、一八六
刑務所	六、三七五
地方廳	二八、四三〇
京城帝國大學	一、九九五
學校及圖書館	二、〇三六
警察官講習所	三六八
農事試驗場	五七二
獸疫血清製造所	二七五
中央試驗所	一四九
種馬牧場及種羊場	一八九
穀物檢查所	一、八七八
水產試驗場	二一二
水產製品檢查所	一八二
林業試驗場	一五五
專賣局	三四、二八六
鐵道局	九四、二八〇

營林署	七、〇九三
遞信費	一八、四三七
稅務監督局及稅務署	四、二四九
稅關	一、四八八
社會事業施設費	二三五
癩療養所	六九六
國債整理基金特別會計繰入	二九、六七〇
恩給負擔金	七、六〇〇
諸支出金	七七八
豫備金	—
經常部合計	二五三、七五五
○臨時部	
舊韓國並朝鮮軍人恩給及扶助金	三六
林野調查委員會費	二
調查及試驗費	一、四〇五
補助及奬勵費	二五、五八三
營繕費	五、五五八
電信電話施設費	六、八五一
土木費	一八、七四四
鐵道建設及改良費	六三、〇四一
第二期砂防事業費	一、〇六六
民有火田保護取締費	六八

地籍及地形圖整理費	一四三
臨時朝鮮語奬勵費	四七
土地改良事業費	三、六八六
國有財產調查處分費	一六二
國境稅關臨時諸費	四九
臨時特別手當	三三六
對在外鮮人施設費	一、四一九
朝鮮史編纂費	八〇
臨時取締費	二、三八二
地方土木工事指導監督費	一〇九
鹽田築造費	四五一
北鮮開拓事業費	二、四八三
農村經濟更生施設費	九六九
漁業經營費低減施設費	二一六
在外研究員學資其他臨時增給	—
外國爲替管理費	三三
臨時米穀移出統制費	二六
臨時利得稅徵收費	六三七
思想犯罪防遏特別施設費	九
災害費	一七四
一般會計繰入	三、三四二
朝鮮鐵道用品資金繰入	一、〇三三
	四七八

北支事件費	二八四	一二
產金獎勵及管理費	一二〇	五七
北支事件特別稅徵收費	三五	一八
臨時防空及警備費	一、七九〇	五八
國民精神總動員諸費	一六五	七五
臨時船舶管理費	三	一五三、二七一
臨時經濟調整費	三	四〇七、〇二七
臨時軍事援護諸費	九	

恩赦執行費	一二	
梨本宮東久邇宮兩殿下御警衞諸費	五七	
刑務所事務費補足	一八	
臨時特別警戒費	五八	
臨時防空及警備費補足	七五	
臨時部合計	一五三、二七一	
總計	四〇七、〇二七	

第二　租稅　併合以前に於ける主なる租稅は地稅及戶稅の二種であつたが、我國が保護政治を行ふに至り銳意稅制の整理に著手し併合後に於ても文化施設の擴充に伴ふ經費膨脹に應ずる爲租稅の增徵新課を行つた。然し從來朝鮮の租稅は財政上當面の須要に應ずる爲、隨時制定したものであつたので其の體系整はず、課稅一方に偏し、屈伸力に乏しい憾があり、之が根本的改正の必要が認められて居た。偶々大正十四年度の內地に於ける稅制整理に伴ひ、朝鮮に於ても亦大正十五年稅制調查委員會を創設し、其の審議を經て第一次實行案を作成し、之に基き營業稅及資本利子稅の創設、所得稅の改正、市街地及準市街地の地價改正、酒稅率の引上竝に砂糖消費稅及綿織物移入稅の輕減を企圖し、昭和二年度より實施するに至つた。其の後、約七年間租稅體系の中樞たるべく決定された一般所得稅は實施するに至らず、昭和九年度に於て初めて相續稅、淸凉飮料稅と共に創設せられ、又之に關聯して地稅の稅率を引下げた。斯くして朝鮮の國稅體系は一應前記稅制調查委員會に於て決議された目標にまで到達した譯である。其の後昭和十二年四月、內地の臨時租稅增徵法及新稅法等の實施に當り、此等の各稅法の運用を圓滑ならしむる爲、特に朝鮮の稅制上にも考慮する必要ありと認むる事項及國策上內外地を通じて實施を必要とする稅目に付てのみ、內地の改正に順應して必要な改正を行ふ事とし、朝鮮臨時租稅增徵令を制定し所得稅、資本利子稅及臨時利得稅を增徵し、併せて國債の利子にも所得稅を課し、其の他法人資本稅、外貨債特別稅及揮發油稅を創設した外、尙同年八月支那事變の勃發に伴ひ其の財源の一部を補充する爲、內地と同樣の趣旨の下に北支事件特別稅を創設した。又同年十月內地に順應し支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對し租稅上の恩典に浴せしめる爲、所得稅、地稅及營業稅減免の措置を講じた。次いで支那事變の擴大に伴ひ多額の事變費を要する爲北支事件特別稅（昭和十三年八月十一日迄に廢止）に代るべき支那事變特別稅が內地に順應して昭和十三年四月より實施せられた。又從來臨時利得稅は法人にのみ課せられてゐたのであるが、同年四月より內地同樣に個人にも課稅する樣改正を行ふと共に內地同樣時局關係上租稅の負擔輕減等に關する臨時措置を講じた。

又徵稅機關に付ては明治四十三年總督府官制の實施と共に財務監督局及財務署を廢し、府郡をして租稅の課徵を行はしめ、府邑面を以て其の補助機關と爲し、道をして府郡に於ける稅務行政を監督せしめて來たが、稅務行政と一般助長行政とを同一機關をして行はしむることは、種々支障あるに鑑み、昭和九年度に於て一般所得稅を創設するに當り、新に稅務機關として全鮮に稅務監督局五及稅務署九十八を特設し、事務に習熟せる者をして專念稅務事務に當らしむることゝした。

今各稅に就き概說すれば左の通りである。

所得稅　大正五年所得稅法の一部を施行し、同九年朝鮮所得稅令の制定を爲し朝鮮內の法人にのみ賦課したが、昭和九年五月之を整備して個人の所得に付ても課稅することゝし、以て國稅體系の中樞たらしめた。改正所得稅令は概

ね內地の所得稅法に準じて規定せられ、其の間大なる差違を認めないが、第三種所得稅に付免稅點を八百圓としたこと、扶養家族に對する控除額を比較的少額としたこと、納期を年三回としたこと、第二種及第三種所得稅共稅率を大體內地現行率の半額としたこと等は、朝鮮の特殊事情に鑑み設けられた特異の點である。其の後昭和十二年四月、第一種所得稅に付ては其の沿革に徵して創設の當初より現在に至る迄內地法と全く同一の制度を採用して來たので、臨時租稅增徵法に順應し普通所得稅及淸算所得稅に關聯を有するものを除き內地同樣の增徵をした外、同年十月支那事變の爲從軍せる軍人及軍屬に對し內地同樣趣旨の下に第三種所得稅減免の規定が設けられた。尙昭和十三年四月朝鮮支那事變特別稅令に依つて法人に付ては內地同樣、普通所得に對し約二割、超過所得に對し一割、淸算所得に對し三割、第二種所得稅に付ては約一割乃至三割第三種所得稅に付ては千二百圓以上の所得者に對し約二割七分の增徵が行はれた。昭和十三年度の徵收額は一千六百五十九萬三百二十圓である。

地稅　舊韓國時代に於ける土地臺帳たる量案は、其の記載實地と符合しないもの多く、爲に地籍の紛亂甚だしかつた爲、保護政治を行ふに方り差當り地稅徵收臺帳に關する規定を定めて當面の急に應じたが、日韓併合以來土地調査を行ひ、以て土地所有權を明かにすることゝし、大正七年右調査の完了に伴ひ、土地の收益を基礎として算定したる土地臺帳登錄の地價を課稅標準と定めた。

地稅の稅率は從來土地臺帳登錄の地價の千分の十七であつたが、昭和九年度に於て一般所得稅の創設に伴ひ、土地所得に對する負擔の過重を緩和する爲之を千分の十五に低減した。其の後昭和十二年十月支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬の納付する自作田畓の所得に著しき減少ある場合に限り各納期分の地稅額を輕減することゝなつた。尙同十三年四月より實施せられた朝鮮臨時租稅措置令に依り內地同樣當分の內自作田畓の所得が時局に因み二割五分以上減少したる場合には本稅を輕減することゝした。昭和十二年度の徵收額は一千三百八十二萬七千三百六十圓である。

營業稅　昭和二年の創設に係り、朝鮮內にて一定の營業を爲す者に課せられるものである。其の課稅標準は營業收益でなく、資上、收入、請負、報償金額等、總收益を補足するに便利なる外形標準に依つて居る。尙昭和十二年十月支那事變の爲從軍した軍人及軍屬の納付する營業所得に著しき減少ある場合に限り營業稅額を輕減することゝした。尙其の後昭和十三年四月より實施せられたる朝鮮臨時租稅措置令に依り當分の間內地同樣に時局の影響に因り營業收入減少者に對し營業稅を輕減することゝした。昭和十二年度の徵收額は二百五十七萬九千五百三十九圓である。

資本利子稅　營業稅と共に昭和二年に創設せられ當初は朝鮮內に於て支拂はれる公債及社債の利子に對してのみ課稅して居たが、昭和十二年四月之が改正を行ひ課稅範圍を內地同樣に擴張し、其の稅率は朝鮮の特殊事情に鑑み百分の二とし朝鮮臨時租稅增徵令に依る百分の一を併せて百分の三である。昭和十二年度の徵收額は百三十一萬二千百五十一圓である。

法人資本稅　昭和十二年四月の制定に係り內地同樣の制度を採用し資本額の千分の一の比例稅を課して居る。尙同十三年四月より實施せられた支那事變特別稅に依り二割の增徵を適用されることゝなつた。昭和十二年度の徵收額は二十二萬二千九百八十八圓である。

外貨債特別稅　昭和十二年四月の制定に係り內地法と同一の制度を採用し、外貨國債に付ては利率年五分、其の他の外貨債に付ては利率五分五厘を超ゆる金額に各十分の七の割合の課稅をすることゝした。昭和十二年度の徵收額は二千百六十一圓である。

鑛業稅　併合前より鑛區稅及鑛產稅を存し、現在は朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百